

（二）白と黒と云々
九ヶの時なり、こ
の時に供を備ふべ
し成就の時なれば
なり。日月蝕の時
は支那に不吉の時
さすれども印度に
は吉祥の時となす

諸の境界を得んと擬さば、應當に倍加して清淨の飲食と花・菓等の類を奉獻すべし。初め持誦の時には其の所辨に隨ひ所得の味に隨ひ彼の本法に依て之を奉獻すべし。若しは（一）白と黒との二月の八日と十四日と十五日と日月の蝕の時と地動の時とは廣く供養を加ふべし。若し護摩の時に須ふる所の物をば先づ本尊の前に辨じ置け。若しは持誦の人食はんと欲する時毎に先づ一分の食を出して亦同じく尊の前に置け。先に護摩を作して而して後に食する如きは、應當に預め食を作して之を出し置くべし。先づ供養の所辨の食を設け已つて然して後に應當に念誦を起首すべし。諸の花薬と及び諸の飲食とを獻じて常に須らく之を念すべし、廢忘すべからず、仍て本法に依れ。若しは言く一時に念誦せば一時に諸の根と葉と食とを供養し、若しは言く二時に供養し、若しは言く三時に念誦せば三時に供養すべし、是の如く法に依つて當さに速に成就すべし。持誦の人飲食を獻せず本部に違せば、其の人乃ち魔障に著かれて身に精光なく、風燥飢渴し恒に惡思想して本尊の眞言を成就すること能はず、皆眞言に菓食を獻せざるに由るなり。應當に前の白黒の二月等の日に依て廣く供養を設けて本尊并に諸の眷屬に奉獻すべし。初め持誦せん時には前等の日に於て扇底迦の食を作つて、持誦の處

を遠かり四方に之を棄てよ、此に於て説かず。或は本部に通せず、縦ひ通ずる所あらんも諸の下味を以て上成を求め、及び所制の食の臭惡の類をば、皆用ふべからず、常に酪の飯を獻すべし。其の諸部の中に上中下の扇底迦等を求め、并に諸天の眞言等に通せば、應當に是の如く供養すべし。若し本所制の食なくば、其の所得に隨ひて、本部の眞言を以て之を眞言すべし。此の藥香美にして尊主に奉るに堪へたり、我れ今奉獻す哀愍を垂れて受け玉へ。治食の眞言に曰く、
阿歌囉阿歌囉、薩嚩訶地耶駄囉、布爾羯、莎嚩訶。
此の眞言は遍く三部に通ず、食を眞言して後に所持を誦し、食を眞言して之を奉獻すべし。

國譯蘇悉地羯羅經卷上 訖

國譯蘇悉地羯羅經卷上

國譯蘇悉地羯羅經卷中

分別悉地時分品第十一

前文既に持誦の眞
言相・供物等好
けり・然れども
時分を分別せざ
れば速に悉地成
得るに難きが故
に今持誦者の爲
に分別悉地時分
を説く。

(一) 此の品より已
下總て二十三品は
第十四間の云何な
るなか扇底迦の問
の答は必ずしも其
の次第に依らずも
今の品は云何扇底
迦等の三問の答説
なり。

(二) 時節を説くに
七と爲す。今は月
を料簡して成就を
作す。

(三) 臘月 十二月
是等は支那の月な
り。

(四) 日月蝕時を料
簡す。

(五) 通吉日時を料
簡す。

(六) 宿曜に就て料
簡す。

(一) 復次に我今吉祥成就の時節を解説せん。行者知り已て悉地を尋求すべし、(二) 謂く時節とは八月・臘月・正月・二月・四月、此等の五の月の白の十五日に上成就を作すべし。其の四月の時には必ず雨難あり、其の二月の時には必ず風難あり、正月の時に於ては種種の難有り、唯臘月のみありて諸難の事なし、八月の時に於ては雷電霹靂の難あり。如上所説の難は皆成就の相なり。此の五箇の月には但上成就の法を作すことを求めしむ。亦當應に扇底迦の事を作すべし。亦即ち此の五の月の黒の十五日に、中下の二成就の法を作すべし。亦當應に補瑟微迦の事と阿毗遮嚕迦の事とを作すべし。(三) 月蝕の時に於ては最上の物を成就す、日蝕の時に於ては上中下の成就の物に通ず。或は月の(四) 一日・三日・五日・七日、或は十三日に應に諸の一切の事を成就することを作すべし。(五) 若し最上の成就を作さんには應に上の宿曜の時を取るべし。其中下の法は此に類して應に知んぬべし。然も諸宿の中には鬼宿を最と爲し、若し猛利の成就を作すには

(一) 單に月日に就て日を簡擇し成就の時を説く。

(二) 本尊の指し玉ふ日 本尊の進止。

(三) 三時の初後によつて三事及び三種の悉地を作すべきを説く。

(四) 時分に就き成就を作す時を明かせり。

還て猛利の宿曜の時等に依れ、或は三種の事法と相應すべし、其の所成就も亦三事に依て作すべし。或は本法の所説の如くし、或は本尊の指授に依るべし。(一) 然も十二月の一日より十五日に至るまで其の中間に於て一切の成就及び事を作すべし、或は(二) 本尊の指し玉ふ日を取れ、或は諸月の中の白と黒との十三日に亦成就することを得ん。(三) 七月・八月は是れ雨時の後の節なり應に此の時に於て扇底迦の法を作すべし、九月・十月は是れ冬の初の節なり應に此の時に於て補瑟微迦の法を作すべし、三月・四月は是れ春の後の節なり應に此の時に於て阿毗遮嚕迦の法を作すべし、正月・二月は是れ春の初の節なり應に此の時に於て一切の事に通ず、五月・六月は是れ雨の初の節なり要す成さんと欲せば下の悉地を作すべし、是の如くの春・冬及び雨後節には亦應に三種の悉地を成就すべし。此の中の九品の分別は類に随つて分配すべし。(四) 初夜の分に於ては下成就の時なり、中夜の分に於ては中成就の時なり、後夜の分に於ては上成就の時なり。初夜の分に於ては是れ扇底迦の事を作す時なり、中夜の分に於ては是れ阿毗遮嚕迦の事を作す時なり、後夜の分に於ては是れ補瑟微迦の事を作す時なり。此の三事に於て九品に分別して類に随つて相應して其の時節を知れ、其の時分に現する所の相に

於て上中下を辨すべし。然れども日月蝕の時に於ては即ち當に作法して時分を觀せざるべし、凡そ猛利の成就、及び阿毗遮嚕迦の事には、日月蝕の時最も是れ相應す、凡そ成就を起首せば三日・二日・一日斷食すべし、上中下の事は日に類して應に知るべし。

蘇悉地羯羅經(三)圓備成就品第十三

復次に當さに(三)本法の闕少せる支具を成就することを説くべし。(三)若し身力濟さざることを恐れなば斷食を須ふること勿れ、念誦の遍數滿ち已つて成就を起せんと欲はば更に須らく誦し護摩すべし。花香を供養し種種に讚歎せよ。(四)本尊を觀念して白蠟の縷を取つて童女に繩に合せしめ、前の如く作法し繋けて七結に作して、明を誦すること七百遍して、晨朝の時に於て以て其の腰に繋げよ。夢に精を失せざらん。佛部の眞言索には(五)俱摩履の眞言。

唵、惹曳俱摩履、儻訖囉吽、莎嚩訶。

蓮花部の眞言索には矩嚩儼拈の眞言。

唵、嚩訖釤、矩嚩矩嚩儼拈、莎嚩訶。

金剛部の眞言索には忙莽鷄の眞言。

(二)圓備成就品 先づ念誦の遍數已り成就を作さんとする時、闕少せる支具を満足して速に悉地を成就せしむるなり。(三)本法行者の所修の本法なり。(四)能く斷食に堪ふれば斷食すべし、前日に三日・二日・一日と説くが如し。(五)眞言索を作る法を説く。(六)俱摩履、日摩童女と譯し、俱摩羅天の女性。

唵、句爛駄履、吽駄吽駄、虎舛柿。

初中後分の間に(二)求請の句を誦すべし。若自の本法に求請の句なくば應さに取て之を安すべし、然も此の三明は當部に之を用ゐよ。(三)其の持誦の繩をば毎日繋け持ち作法して光顯にせよ。若し曼荼羅を作らん時之を念誦せん時は、節日の時に於て皆須らく繋け持つて難部を除かしむ。又(三)眼藥を合せば蘇嚩多と、安膳那と、澁砂蜜と、龍腦香と、(四)華撥と、丁香皮と、得伽囉香と、自ら生せる石蜜と、各の等分を取りて搗き篩ふて末に爲して、馬口の沫を以て相和して細に研き、復此の明を以て持誦すること百遍すべし。之を成就せん時には數數面を洗ひ、藥を以て眼を塗れば懈怠及び昏沈する所を除去す。諸難起ることあるも夢に預め警見せん。佛部の合眼藥の眞言。

唵、入嚩囉路者拈、莎嚩訶。

蓮花部の合眼藥の眞言。

唵、弭路枳頸、莎嚩訶。

金剛部の合眼藥の眞言。

唵、吽度囉拈跋羆、莎嚩訶。

(二)求請の句を求請するなり。(三)毎日部母の咒を以て光顯を爲し然らずんば諸事の時に難あるべし(三)眼藥を合する法を説く。(四)華撥、胡椒の木の実なり。

此の三の眞言は本部なり。持用して眼薬を合せよ、或は單に水を呪して數々面・眼を洗はば、亦昏沈睡鄣を除くことを得べし。

若し成就せん時念誦すること疲乏せば、白梅檀香を以て水に和して部心の明を用て持誦すること七遍して三掬を飲して、成就せんと欲はん時には先づ水を以て身に灑ぎ應さに善相を取れ、方さに成就すと欲ふべし。(一)善相を見るときは謂く商法と、輪と、鈎と、魚と、右旋の印と、白蓮華と、幢と、莎悉地迦の印と、滿瓶と、(二)萬字の印と金剛杵と、(三)花鬘となり。或は端正の婦人の(四)瓔珞を以て身を嚴るを見、或は懷妊せる婦人と或は衣物を撃ぐるを見、或は歡喜の童女を見、或は淨行の婆羅門の新しき白衣を着するを見、或は車・象・馬に乘じ根葉と及び菓とを見、或は奇事を見、或は雷の聲を聞き、或は(五)吠陀を誦する聲を聞き、或は螺を吹き角を吹く諸の音樂の聲を聞き、或は孔雀と、(六)鴝鵒と鸚鵡と鷺鶴と、(七)吉祥鳥との聲を聞き、或は善言を以て慰愈するの音を聞かん。謂く起居・安樂・成就・可意の言なり、或は慶雲と閃電と微風と細雨とを見、或は天花を雨し、或は好香と及び(八)暈虹を見ることあり。此の相の中に於て天より降る所の者をば上成就と爲し、空に於て現する者は是れ中成就なり、地に於て現

(一)善相 三十二の善相を説く。吉祥の貌なり。(二)萬字の印 今時流布の書き様に順逆あり。順の正を可さず。順の正(三)花鬘 梵語の鮮妙の花を連れて鬘りたる物の名。(四)瓔珞 印度にて男女・貴賤を問はず。身に佩ぶる装具。(五)吠陀 梵語、印度最古の經典にして、外道の四吠陀論なり。(六)鴝鵒 斑鳩に似たる鳥。(七)吉祥鳥 鳳凰なり。(八)暈 日月の傍氣なり。

する者をば下成就と爲す。此の三相に於ける九品の分別は上の所現の如し皆是れ吉祥なり。此に反して見ん者は即ち不成就なり。此の相を見已つて深く歡喜を生じ、是の如くの心を以て後に方便して成就の事法を作すべし。

蘇悉地羯羅經(三)奉請成就品第十四

次に奉請成就の法を説かん。(一)前に説く所の如きは、時節・星曜及び(二)瑞相等なり。曼荼羅を作る法の中及び成就の法の中に於て、廣く以て陳説せり。若し不善の相現せん時は、即ち部母の明を以て牛蘇を護摩すること一百八遍を経て、然る時に作法せば亦悉地を成就することを得ん。(三)前に分別する所の曼荼羅の地は、亦彼に依つて成就を作すべし。若し上成就は山の上に於て作せ、若し中成就は池の邊に於て作せ、若し下成就は處に隨つて作せ、或は眞言と相應する處にして作せ。若し此の處に依つて成就を作さざれば稍遅からん。(四)舍利骨ある制底の中に於て、一切の(五)内法の眞言を作さば皆成就することを得ん。佛の生處等の八大の制底は成就の中に而かも最も上と爲す。然も菩提道場に於ては一切の難なくして能く成就と相應す。魔王尙は彼の處に於ては其の難を爲さず、況んや餘の諸類をや。是の故に一切の眞言決定して成就せん。凡そ是

(一)奉請成就品 行者眞實の心を以て三部の諸尊道場を臨降したまへ、我が所願を悉地成就せしめ玉へ。祈願啓請するなり。(二)前に説く云々 前の時分品を指す。前の瑞相等の所説なり。(三)前に分別する云々 前に分別する所の説を指す。(四)舍利骨ある制底の處に於て 法に非ざる故に佛の成就を得。舍利(五)の成就は身制底(六)は塔婆(七)といふ。(八)内法の眞言 出世の佛・菩薩の眞言なり。

(一) 本藏 自己の所修の藏中なり。

(二) 諸尊を奉請するに日時は成就の法を作すべし。
(三) 已下は曼荼羅を作る法を説く。
(四) 一色 曼荼羅の彩色のこと。
(五) 摩醯首羅 Mahāśvara 翻じて自在天といふ。
(六) 帝釋 釋迦の光聚佛頂のこと。
(七) 佛眼 梵に dharmacakṣa 佛の法界普遍の眼を人格化したる尊。
(八) 摩訶室利 吉祥の明。
(九) 六臂 如意輪觀音。大威徳明王の如き六臂の尊。
(十) 忙葦計 金剛部の母。
(十一) 吉里吉利忿怒軍荼利明王 (Kundali) 金剛鉤 梵に vajrakusā 金剛かんぶ 鉤引

して言さく、三部の中に於ける一切の諸尊、及び(一)本藏の中に於ける諸尊と眷屬等と我已に久時に念誦し護摩して堅く戒行を持ち、此の真心を以て諸尊を供養し上る、願くは後の七日に道場に降赴し、我を哀愍したまふが故に此の微供を受け、大慈悲を以て我をして成就せしめ玉へ。(二)是の如く乃し其の七日を満るに至るまで、時に依つて啓請し然して後に作法せよ。又闍伽・花香・飲食及び讚歎等を以て毎日の暮時に別して一方の護世神を供養せよ。乃ち三方に至ても皆應さに是の如くすべし。又香を以て手に塗り其の手を持誦して以て其の物を按じて之を奉請せよ。復焼香を以て物に薫じて奉請すべし。又復斷食し、好き時日を取つて略して曼荼羅を作つて奉請の物を用ゐよ。(三)或は但し(四)一色を用つて圓曼荼羅を作らば、唯一門を開いて中に八葉の蓮華を置き其の量は二肘にせよ、次に餘の外院は意に随つて大小に作れ。先づ内院に於て三部の主を置き。西面の門の北には(五)摩醯首羅及び妃を置き、佛の右邊には(六)帝釋囉施を置き、左邊には(七)佛眼を置き。次に觀自在の右邊には(八)摩訶室利を置き、左邊には(九)六臂を置き。次に金剛の右邊には(十)忙葦計を置き、左邊には明王心を置き西邊の門の南には(十一)吉里吉利忿怒及び(十二)金剛鉤を置き、上に説く所の如く皆内院に於て安置せよ。

(一) 八方神 八方を守護する尊。

(二) 已下は物を供養する持誦の法則なり。

(三) 部母の明 佛部ならば佛眼の眞言蓮華・金剛之れに準す。

(四) 前の所説上の圓備成就品等を指す。
(五) 自眼を持誦し總て物を持誦しに其の物を看て加持すべし。

次に外院に於て(一)八方神を置き及び能辨諸事の眞言主等を置き。内外の二院には心に敬重する所の眞言主等樂のまに皆安置すべし。外門の北邊には軍荼利を置き、門の南には無能勝を置き、各心眞言を以て請じて供養せよ。(二)蓮華の上に於て成就物を置いて之を供養せよ。或は蓮華の上に於て満てる迦維餘瓶を置き、上に於て其の成就の物を置き、或は蓮華の上に於て合子を置いて中に於て物を盛れ、或は蓮華の上に其の瓦器を置いて中に於て物を盛れ、其の物或は花臺の中に於て盛つて、蓮華の上に置いて、加ふるに手を以て按じて、其の物を持誦すること千遍し或は一百遍せよ。次に復た花を持誦して以て物の上に擲げ、次に復た蘇を以て安悉香に和して焼き之を薫せよ。次に復た香水を微しく物の上に灑げ、次に復(三)部母の明を以て其の物を持誦せよ。曼荼羅の所有の諸尊に於て、各彼等の眞言を以て其の物を持誦せよ。次に復た牛蘇を以て護摩し、或は牛乳を用ゐ、或は蘇と蜜と胡麻とを以て和して護摩を作し、後に酪飯を以て護摩すべし。本法の中に於て説く所の諸物皆應さに護摩すべし。各曼荼羅の内の所有の眞言を以て、遍く護摩を作せ。各の眞言を以て香水を持誦して其の物に灑げ。(四)前の所説の物を光顯にする法の如く此も亦是の如く(五)自の眼を持誦して用つて其の物を看よ。心

に眞言を誦して是の如く作法すれば、其の物の即ち奉請することを成す。凡そ一切の物に奉請の法を作すに速に成就を得べし。或は本法の所有の一切の供養及び祭祀の法に於て、一一に皆應さに具さに此の奉請の法を作すべし。曼荼羅の中に於て亦通じて其の物を受持し、亦は通じて其の物を光顯にせよ。中に於て若し成就を作さん時諸の作郵のもの亦便を得じ、亦通じて物を淨めんには灌頂の法に依れ。亦通じて其の物に灌頂し、亦通じて自身に灌頂せよ。此は是れ秘密にして能く諸事を辨する勝曼荼羅なり。若し此の法を作さば久しからずして成ずることを得べし。

蘇悉地羯羅經補闕少法品第十五

我今當さに闕少を補する法を説くべし。物を受持し已つてより、毎日(一)三時に(二)洗浴し、三時に供養し、及び護摩を作して手に其の物を按すべし。三時に衣を換へ節日には斷食して供養等の法皆須らく増加すべし。三時に禮拜し懺悔し隨喜し勸請し發願せよ。三時に讀經し及び曼荼羅を作せ、三時に歸依し(三)受戒し、三時に護身すべし。是の如く作法するときは定めて成就を得。或は放逸に由つて闕少あることを致さば、即ち應さに部母の明二十一遍持誦すべし、便ち満足することを成す。若し此の法を闕き

此の品の中半品は行者若し放逸にして闕少なる事あるを恐れ、今其の闕少を補ひ作壇するの旨を陳べて行者をして速に成就を得せしむるなり。(一)三時 晨朝・日中・黄昏。(二)洗浴し護摩しこれ身心の洗滌なり。(三)受戒し菩提心戒・三昧耶戒の印・明を結誦すること。

(一) 界道 曼荼羅の輪廓をいふ。(二) 白傘蓋佛頂 梵のŚatapathoshīsha 異相金剛なり。(三) 勝佛頂 梵のJayashinīsa 無比金剛なり。(四) 須菩提 梵のSubhūti 釋迦十大弟子の第一。(五) 阿難 梵のAmāra 釋迦十大弟子の第一。(六) 錫杖 梵のŚākhāraṇa 僧侶・修験者の携帯する杖。(七) 輪 輪寶の略名。(八) 跋難陀龍王 八大龍王の第一。(九) 各本眞言を以て各各の尊の印明を結誦して召請す。

なば成就すとも亦闕けなん。或は若し闕することあらば更に須らく一十萬遍を念誦すべし。復應さに此の曼荼羅を作つて前の闕少を補し、然して後に方さに成就を作すべし。其の曼荼羅は方にして四角、四門を安くこと前の所説の如くして(一)界道を分布せよ。東面に佛を置き右邊に佛毫を置き左邊に佛の鑠底を置き。右邊に佛慈を置き左邊に佛眼を置き。右邊に輪王佛頂を置き、左邊に(二)白傘蓋佛頂を置き。右邊に帝殊囉詩を置き、左邊に(三)勝佛頂を置き。右邊に超越佛頂を置き、左邊に(四)須菩提を置き、右邊に(五)阿難を置くべし。西南の角に於て鉢を置き、西北の角に於て(六)錫杖を置き。右邊に訶利帝母を置き、左邊に無能勝を置き、曼荼羅の外に於て、能辨諸事を置き、中央に(七)輪を置き、上に於て其の所成就の物を置き、或は本尊を置くべし、外院に八方神を置き、門の兩邊に難陀及び跋難陀龍王を置くべし。(八)各本眞言を以て請し、或は部心の明を以て都べて請して法に依て供養し、然して後に護摩すべし其の諸尊等は或は其の印を置き或は其の座を置き本眞言を以て淨火を成し已つて、蘇蜜を護摩すること一百八遍せよ。又酪飯を以てし及び胡麻を用ひ、各本眞言を以て護摩すること百遍、其の事畢已て復百遍を誦せよ。此は是れ秘密にして愆過を補する法なり。所供養の物は皆香美を須むよ。其

(二) 所献の食は、今
は主要のもののみ
二を擧げたるなり

(三) 三目 以下の
五尊は詳ならず
或は曰く四臂は毗
俱胝、六臂は如意
輪、十二臂は大白
衣、能滿は隨求な
りと。
(三) 濕吠多 大白
身。

(四) 執金剛 金剛
杵を持する尊。今
は金剛薩埵なり。

(一) 鉢那額乞差跋
步擲明王。
(二) 忿怒火頭 烏
瑟沙摩。
(三) 金剛可畏眼
獨股杵の如くして
目を著けたるもの
なり。

(四) 三箴多 究竟
成就の義、作成就
の護摩を修す。

の(一) 所献の食は烏那囉の供及び砂糖の酪に和せるを此の法を作さん者をば諸尊皆滋
充し歡喜することを得せしめて速に成就を得べし。但闕を補ふのみに非ず亦半月にし
或は節日に於てし或は復毎日に、此の曼茶羅を作つて諸尊を供養すべし。皆滋充するこ
とを得せしめて速に成就を與ふ。若し辨せざらん時には力に隨つて作せ。前の所説の佛
部の曼茶羅の法の如く、此の蓮華部の法も亦皆彼に同なり。唯改めて圓に作れ、其の量
は意に隨てせよ。東面に觀自在を置き、右邊に馬頭明王を置き、左邊には毘首嚕波を置
け。右邊に(三)三目を置き、左邊に四臂を置き。右邊に六臂を置き、左邊に十二臂を置き、
右邊に能滿諸願を置き。又右邊に耶輸末底を置き左邊に大吉祥を置き。右邊に多羅を置
き左邊に戰捺囉を置くべし。近き門に右邊に(三)濕吠多を置き、左邊に半拏囉嚩悉願を置
き、中央に蓮華を置き。曼茶羅の外には本部の能辨諸事を置くべし。此は是れ蓮華部の
補闕の曼茶羅の法なり。前の所説の佛部の曼茶羅の如く、此の金剛部も亦復是の如くし
て然して須らく方に作るべし、其の量は意に隨へ。東面に(四)執金剛を置き、右邊に明
王を置き、左邊に忙莽計を置き。右邊に軍荼利忿怒を置き、左邊には金剛鉤を置き。右邊
に梶を置き、左邊には大刀を置き。右邊に拳を置き左邊に遷婆を置き。右邊に提防伽を

置き、左邊に(一)鉢那額乞差跋を置き。右邊に(二)忿怒火頭を置き、左邊の近門に(三)金剛可
畏眼を置き。右邊の近門に金剛無能勝を置き、曼茶羅の外に本部の能辨諸事を置くべ
し。諸餘の外院及び供養の法は皆前に説くが如し。此れは是れ金剛部補闕の法なり。是
の如くして供養畢已りなば好夢を得ることを求むべし。晨朝に澡浴して白淨の衣を著
け、稻穀花及び青き俱婁草香美の白花を以て、所作の曼茶羅の地を供養せよ。然して後
に牛糞を以て遍く塗掃して、却て後に(四)三箴多の護摩を作せ。右邊に酪と俱婁草と蘇と
蜜と胡麻と及び飯とを置き。所有の護摩の物は皆右に置き、左には退伽の器を置き、蘇
を變む杓及び諸物を變む杓は當さに前に置くべし。蘇を隔て、次に杓を置き。前の成辨
諸事の眞言を用つて其の物等に灑ぎ。部主の尊を請じて安置し、供養には本眞言を用ひ
よ。闕伽を以て其の本尊を請じて亦復安置すべし。自身の前に蘇を置き、蘇の前には火
を置き。蘇と火との中間に成就物を置き。最初に自身、次に蘇、次に物、次に火、次は本持
の尊及び部主の尊なり。前の如く五種の物をば置く、次で應さに知んぬべし。部主の左
邊に帝闍寧の明を置き、右邊に成辨諸事を置くことは、前の所説の護摩の法の中の次第
の如く安置せよ。初には青き俱婁草を敷いて酪に和せる飯を置き、稻穀の花を散じて沙

(二) 阿説他樹無
罪と翻す、柳の木
なり。

(三) 白氈 白き毛
織物。

(三) 其の詞字云々
詞字を唱ふる時、
杓を返して成就
に觸るるなり。
(四) 三處 蘇器。
爐・成就物との三
處を指す。

縛悉底の供を獻じ、好美の香を以て供養し、然して後に法に依つて護摩の事を作せ。所成就の物をば、金器と或は銀と熟銅と石と商佉シヤウキヤと螺と木と罽弭迦キキヤと土器等に置き、(二)阿説他樹エツタジュの葉を敷き上に器を置き。或は有乳の樹の葉を敷け。或は闍伽樹の葉、或は芭蕉樹の葉、或は蓮華の葉、或は新淨の(三)白氈、隨つて取つて之を敷け。又葉を五重にせよ。先を地上に敷いて成就の物を置き、復葉を以て五重にして其の物に覆ひ、或は是に散すべし。或は種種の衣、或は諸の雜物、次第に應さに盛る所の器を知るべし。然して後に不散亂の心を以て、三篋多サンキヤダの法を作せ、心を以て其の物を光明にし及び之を散灑せよ。手に杓を執つて緩く其の蘇を攀み其の物の上に置いて、本眞言を誦して其の莎字に至つて即ち爐中に瀉げ。(三)其の詞の字を呼ぶとき還つて其の物に觸れ却つて蘇器に至らしめよ。是の如く(四)三處に來去して物に觸れ斷絶することを得ざれ。是を三篋多の護摩の法と名く。一千遍を経、或は一百遍せよ。或は眞言の廣・略、或は復成就の上下輕重を觀じて乃至護摩すること二十一遍、此を都説遍數の限と名く。三篋多の時は杓を以て遍ねく其の物を霑して皆潤膩ならしめよ。初に物を置く時には、先づ水を以て灑ぎ、次に按をして持誦し、次に以て復看、次に供養を獻せよ。護摩し畢已ヒツイなば還た須らく是の如

くすべし。成就曼荼羅に於て説く所の三種成就の相此の法を作さん時、若し相現することあらば即ち須らく之を禁むべし。應さに知るべし久しからずして即ち成就を得ん。其の物若し大ならば右邊に置き、左の手に執るべきものは左邊に置いて而も之を三篋多せよ。若し有情の物を成せば、其の形像ギヤクゾウを作り杓頭カクベに觸れて護摩を作せ。若し自身を成せば杓を以て頂に觸れて護摩を作せ。若し他の爲めの故に三篋多を作さば、但其の名を稱して護摩を作せ。其の成就物にも復三種の差別あり、一には但名を稱し、二には物を以て蓋ふて之を隔てよ、三には但露現して眼に觀見する所にす。是の如きは皆其の蘇を用つて護摩を作せ。若し蘇を得ざれば當さに牛乳を用ふべし。或は蘇に乳を和し、或は三甜を用ゐ、或は成就の差別を觀じて應當に酪を用ふべし。或は本所説の如く而も用つて護摩し、或は油麻を以て器仗を護摩せよ。若し吠多羅バイダラを成せば應さに堅木香の心を用つて護摩すべし。或は蘇合等の諸餘の汁香を用ゐ、或は其の物の差別と及び成就の差別とを觀じて、當さに諸類の香物の、法と相應せる者を取つて護摩を作すべし。若し犬穴ケンジツを成せば還つて彼の脂を用ゐよ。諸餘の穴の類も彼れ復是の如し。其の成就物或は畫いて前に置き、此の所に三篋多の法を以て説くこと或は前に説

(二) 拔折羅 金剛
杵のこま。

(三) 無能勝 釋迦
は自性輪 彌勒は
正法輪 無能勝は
教令輪なり。

法を作せば、諸門の中及び門外に於て各拔折羅を置くべし。其の成就の法は或は淨室の中に於て作り、或は露地に於て作せ。曼荼羅の其の量は五肘或は七或は八、或は其の所成就の事を觀じて事に隨つて大小に而も作せ。諸門の當中に(二)拔折羅を置き諸の角の上に於ては瓶を置き、外門の前に於ては能辨諸事の瓶を置くべし。内の東面に於て法輪の印を置き右邊に佛眼の印を置き、左邊に佛の毫相の印を置く。右に牙の印を置き左に鑠底の印を置く。右に五種の佛頂を置くべし。次第に左右に佛部の中に安置せよ。所有の諸尊は意に隨つて次第に左右に安置せよ。最後の兩邊には阿難及び須菩提を置き。次に下の近門には(三)無能勝を置き。次に外院の東面に於ては悉達多明王を置き、北面には大勢至尊を置き、南面には妙吉祥尊を置き、西面には軍勢囉尊を置く。東面の右には梵天と及與び色界の諸天とを置き、左には因陀羅より上他化自在に至り乃至地居天神を置き。東南の方に於て火神を置き、諸の仙人と與んじて以て眷屬と爲る。南方に於て餓摩王を置き。毗舍遮と布單那と諸の魔怛羅と與んじて眷屬と爲る。西南方に於て泥利帝神を置き、諸の羅刹と與んじて眷屬と爲る。西面の門に於て囉囉擊神を置き、諸の龍衆と與んじて眷屬と爲る。門の北には地神を置き、諸の阿修羅と

(一) 日天子等云々
九曜十二宮は日に
隨て繞る故に、日
天の方に在り、二
十八宿は月に宿る
故に、天子の方に
在り。
(二) 西門の曲、曲
は門の脇の引込み
たる所。

與んじて眷屬と爲る。西北の方に於て風神を置き、諸の伽路擊と與んじて眷屬と爲る。北方に於て多門天王を置き、諸の藥叉と與んじて眷屬と爲る。東北方に於て伊舍那神を置き、諸の鳩槃荼と與んじて眷屬と爲る。復東面の一所の處に於て(一)日天子及與び囉囉等を置き。復西面の一所に於て日天子を置き、宿と與に圍繞せよ、(二)西門の曲の兩邊に於て難陀跋陀龍王を置き、佛部の中に於ける所有の使者等の類の眞言及び明をば其の外院の四面に於て意に隨つて安置せよ。然して後法に依つて啓請して、次第に供養し護摩し念誦せよ。最中央に於て其の本尊或は成就物を安んずべし。曼荼羅の法に於て説く所の護身等の事の如し。此れ亦是の如く次第に應に行すべし。此れは是れ佛部の成就諸物の曼荼羅の法なり。一切の諸難能く便を得ること無し、中に於て作法せば速に成就を得。一切の諸尊衛護を増加し玉ふ。前の如く五の彩色を以て曼荼羅を作るべし。唯圓を改めて作れ。其の内院の東面の處中に於ては蓮華印を置き。右に七多羅明を置き左に七吉祥明を置き、次の左右に六大明王を置き。右に半擊囉囉悉願を置き、左に耶輸末底を置き。近門の兩邊には一髻明妃及び馬頭明王を置き。外門の前に於て能辨諸事の瓶を置き。門及び角に於て拔折羅を置き、中に蓮華を置き。其の外院に於

て其の梵天、及び因陀羅と、摩醯首羅等と、淨居の諸天、及び無垢行菩薩と光鬘菩薩と、莊嚴菩薩と、無邊龍王と、遼陀、及び優波遼陀龍王を置き。及び商佉持明仙王と諸持明仙と俱なり前の諸方の護世の如し。此の部の中に於て所有の使者の諸類の眞言、及び明をば意に隨つて安置せよ。前の所説の安置の次第の如く此も亦是の如くすべし。一切の諸難能く便を得ることなく、應當に此の中にして成就の法を作さんには、前の如く方に作すべし。先の界道の如く内院の東面に於て蘇悉地羯羅を置き。右に吞金剛明妃を置き、左に金剛拳明妃を置き。右に遼婆明王を置き、左に計喇枳里明王を置き。右に拔折羅尊を置き、左に拔折羅但吒を置き、右に金剛母特迦羅鍾を置き、左に金剛商羯羅を置き。右に金剛鉤明妃を置き、左に忙莽計明妃を置き。其の外院の東邊に於て勝慧使者・金剛慧使者・摩醯首羅及び妃、多聞天王及び諸の藥叉を其の外門の前に於て、能辨諸事の瓶を置き。金剛部の中に於て有らゆる使者の眞言及び明・部多・毗舍遮・乾闥婆・摩睺羅伽及び持明仙・八方護世をば、各外院に於て次第に安置せよ。然して後啓請して如法に供養し護摩し念誦し起首し成就せよ。其の啓請する所の諸尊には應に明王の眞言を用ふべし。或は部母の明を用つて曼荼羅所有の諸尊を請せよ。各爲に瓶

を置くこと前の曼荼羅所有の諸法の如く、此の成就の法も亦皆是の如し。若し此等の曼荼羅の中に於て成就を作さん者は、縦ひ護身の法を具足せずとも亦悉地を得てん。彼の諸尊に自ら其の誓あるが爲めなり。若し我等を請じて曼荼羅に赴かしめんには、虔誠の心を以て法の如く供養すべし。我等當に彼れに所求の願を與ふべしと。是の故に此に於て應に難なくして、必ず加護を爲すことを知んぬべし。若しは部心の眞言及び部母を用ひ、或は明妃と能辨諸事の眞言と并に及び部内の護身の眞言とを用つて、而も用つて啓請し身と諸の界とを護らば、速に成就を得べし。此れは是れ三部の秘密の法なり。復次に三部に通ずる秘密曼荼羅を説かん。法の如く界道に拔折羅を置き、中央には本部主の印を置き、其の前に本眞言主を置き。或は前の如く羯羅詩の瓶を置き、其の物をば器等の中に盛りて其の瓶の上に置き。内院の東面には如來の印を置き、北面には觀自在の印を置き、南面に金剛印を置き、西面の右邊には嚕達羅を置き、左邊には多聞天王を置き。前の所説の明王の曼荼羅の如く、此も亦是の如く次第に安置せよ。右邊には部母の明を置き、左邊には辨事の明を置き。蓮華と金剛との二部の左右も亦附り。西面の右には嚕宜禱喇を置き、左には落乞澁彌を置き。東面の兩の角に

(一) 但拏格 寶棒
(二) 輪羅 此に又
さいふ。

は鉢及び支伐羅を置け。北面の兩の角には但拏格及び軍持瓶を置け。南面の兩の角には拔折羅及び母特伽羅を置け。西面の兩の角には(三)輪羅及び寶瓶を置け。外門の前に於ても別に處所に立置して無能勝を置くべし。東面の門の前には訶利帝母を置き、南面の門の前には句吒祇唎迦を置き、北面の門の前には翳迦契吒を置き、其の外院に於て、意に隨つて遍く諸印を置て法の如く啓請し供養せよ。此れは是れ秘密の都曼茶羅なり。中に於て作す所の成就の諸物は皆悉地を得べし。頂行すら此に於ては尙ほ便りを得ず。何に況んや諸餘の毗那夜迦をや。諸の美なる香花と燈と種種の飲食とを以て持誦し光顯にして然して後に供養せよ。念誦に於て及び曼茶羅の所説に於て供養する如く、此も亦是の如く作すべし。若しは淨室の中に於て作すことも亦復是の如くせよ。其の曼茶羅主の種種の供養は應に四倍を加ふべし。此れは是れ秘密の法なり。供養し畢已んば次に應に外に於て法の如く祭祀すべし。蘇を以て燈を燃し其の炷は鮮淨にせよ。本尊に供養せん一一の物は皆須く闕伽を奉獻すべし。若し是の如く作法せば本尊速に驗あることを得しめん。明王の眞言を用つて白芥子を持誦し、或は能辨諸事の眞言を用ゐ、或は先より持する功あらん眞言を用つて、持誦して近く成就物の邊りに置き、

用つて諸難を辟けんに便即ち退散す。又本印主の印を用つて左邊に置き、或は但大刀を持誦して左邊に置き、其の八方の所に於て各丈夫を置け。初め東方に於て其人帝釋の裝束を作して、手に拔折羅を執れ。形色カラバ一ら帝釋の如くす。南方に於ては其人伽摩の裝束を作し、手に但拏格を執れ。西方に於ては其人龍王の裝束を作し、手に絹索を執れ。北方に於ては其人毗沙門の裝束を作し手に伽陀格を執れ。東北方に於ては其人伊舍那の裝束を作して、手に三股叉を執れ。東南方に於ては其人火神の裝束を作し、狀仙人の如くして手に軍持及び數珠を執れ。西南方に於ては其人羅刹王の裝束を作し手に刀を執り横へよ。西北方に於ては其人風神の裝束を作し手に幢旗を執れ。帝釋は白色、伽摩は黒色、龍王は紅色、毗沙門は金色、伊舍那是白黄色、火神は火色、羅刹王は淺黒雲の色、風神は青色なり。其の所著の衣も皆亦是の如し。其の人は皆須く戒を受け極めて清淨ならしむべし。大膽勇ありて善く護身の法を作し、形色端正に盛年肥壯にして、所執の器仗も皆須く持誦すべし。頸と兩肩とに於ては花鬘を交絡し、白芥子を備へて善く難の相を知れ。若し難の至ることあらば、即ち白芥子を散じて用つて之を打ち或は花鬘を擲て、或は難衆多にして大怖畏を現せば、當に

所執の器仗を以て遙に之を擬るべし、彼若し相逼らば器仗を以て撃ち、白芥子を散し及び花鬘を擲てよ。器仗を以て擬り及び之を撃たん時には、本處を移動することを得ざれ。若し本處を移さば彼當に便を得べし。是の故に應に須く本處を動せざるべし。本藏の中に於て有らゆる護身の印難摧伏の者をば、持誦し供養して己身の邊に置くべし。若し極大猛害の難來ることあらば、應に自ら彼の諸印を用ひて以て之を擲打すべし。或は先より來た持誦して功あらん眞言を以て、白芥子を誦して難者を散撃せんに必ら若に止まざれば、即に應に外に出で好飲食を以て加^ま以て豊多にして、如法に彼の諸の難衆を祭祀すべし。一切の護法に總て九種あり。謂く辟除諸難と、結地界と、結虚空界と、結曼荼羅界と、結方界所と、結金剛墻と、結金剛鈎欄と、護物と、護身となり。以て諸難を除く、成就を作さん時は斯の如き等の法皆須く憶念すべし。或は若し前の護方の人を辨せずんば、應當に其の當方の器仗を置くべし。此も亦辨せずんば諸の方所に於て、那羅遮の器仗を置け。或は弓をば張り箭を揃^はけて、諸の方所に置け、或は成就の人を助けん與^ために明かに藏法を解き、智方便あり持誦に功ありて戒行清潔なるを門の中に立て在いて、諸事を助辨し諸難を辟除せよ。乃至内院をも外院をも彼皆應

に助くべし。所有の一切の諸事は暮門に至りて皆須く辨足すべし。日纒に没し已んば即ち起首して成就の法を作すべし。中間に困^かれん時は曼荼羅の外に出で、水を含んで口を漱ぎ軍荼利の眞言を以て、持誦の水を用つて三掬を含むべし。或は本尊の心眞言を以て、少許の牛蘇を持誦して用つて之を飲せよ。有らゆる疲極當に除愈することを得べし。復蜜を以て華撥^ちに和し、佛部母の明を用て持誦して以て其の眼に塗れば、昏沈難起るも即便ち除愈せん。先づ誠心を以て面を東に向け立ち、諸尊を觀察して歸命し啓請すべし。其の三種の吉祥の瑞應に於ける、中に於て隨つて好相を得ば、歡喜の心を以て成就を作せ。先瑞を見るに隨つて成就せんこと亦爾り。是の故に行者應に先瑞を觀すべし。先づ當に須臾に蘇悉地羯羅明王を觀察すべし。次には則ち右邊して諸事の瓶を辨せよ。曼荼羅に入らん時には、逢ふ所の瓶に隨つて皆右に遶りて過ぎよ、到り已つて諸尊を頂禮し、及び遍く觀じて各各に本眞言を以て闕伽を奉れ。或は部心の眞言を以て奉獻せよ。所請の眞言主をば當に明王の眞言を以て請召すべし。所請の明王をば當に明妃を以て請召すべし。已に本印を視及び本眞言明等を誦し、或は但都て一印を視其の眞言及び明を誦せよ。若し是の如く作さば速に悉地を得ん。其の成

就の物をば闕伽の器の中に置くことあり、或は瓶の上に置き、或は手の内に拘合し、或は但心念し、或は嚙囉弭迦の器に置き、或は葉の上に置き、近く内の本尊の前に置くべし。所成の諸器をば皆牛黄を以て之を塗る。次に白芥子を用つて護を作せ、次に摩辣底花ガラチケを持誦して其の物を供養せよ。牛黄を以て塗るが故に、便ち禁住を成し、其の芥子を用つてすれば便ち作護を成し、花を以て供養すれば便ち光顯を成す。此の三種の法は次第に應に作すべし。廢闕することを得ざれ。本尊の前に於て成就物を置き、中に於て餘物間隔することを得ざれ。成就の物をば兩種の法を用ひ以て成就を爲せ。一には謂く手印、二には白芥子なり。成就物をして速に驗あらしむるが故に、數々闕伽・花香等の具及び酪を獻じ、數々供養すべし。其の助成就の人、其の物を護るが故に、常に其の處に在りて、是の如く供養物を安置し已つて、然して後手を以て之を按じ、或は眼を以て觀よ。其の不散の心を以て徐徐として持誦し、中間に數々其の物を光顯ならしめよ。是の如く相續し竟夜持誦して間斷せしむること勿れ。其の夜の三時に闕伽等を以て次第に供養すべし。若し須く外に出でて口を漱がんには、助成の人をして替へて物の前に坐し、續次して念誦せしむべし、其の持誦の人廢忘する所あらば、其

の所助の人皆須く補闕すべし。持誦の時、若し大難至らば、助成の人應に其の難を拒くべし。如し禁すること能はずんば、行者自ら白芥子を散じて以て其の難を辟け、助成の人其の物を持誦すべし。時に東方にして是の難現することあらん、謂く大に雨電せば應に知るべし帝釋の難なることを。東南方に於て是の難現することあらん、謂く火色の大人なり。或は日の盡きんとするが如くなるは、應に知るべし即ち是れ火天の難なることを。其の南方に於て是の難現することあらん、謂く死屍の形にして甚だ怖畏すべく、高聲に叫喚し、手に大刀を執つて皆悉く鼻を削り、手に鬪體を執つて人の血を盛つて飲み、頭上に火燃るは、應に知るべし即ち是れ餓摩の難なることを。西南方に於て是の難現することあらん、謂く其の尿を雨らして曼荼羅を穢し、及び種種の形甚だ怖畏すべきは應に知るべし即ち是れ泥唎瓶グナリの難なることを。其の西方に於て是の難現することあらん、謂く雨・雷電・霹靂・雹等せば應に知るべし即ち是れ龍王の難なることを。西北方に於て是の難現することあらん、謂く大黒風起ることあるは、應に知るべし即ち是れ風神の難なることを。其の北方に於て是の難現することあらん、謂く大藥叉及び女藥叉行者を惱亂せん、應に知るべし即ち是れ多聞天王の難なることを。東北方

に於て是の難現することあらん。謂く象頭・猪頭・狗頭異形にして各火山を持せば應に知るべし即ち是れ伊舎那の難なることを。其の上方に於て諸天現じて大威徳を具することあるは、應に知るべし即ち是れ上方天の難なることを。下方の天の難は地動き及び裂く、應に知るべし即ち是れ阿修羅の難なることを。上成就を作すに方に斯の難を現す。是の如く等の難は、中夜に於て現せん。凡そ上成就の難の相は還て大なり、中下の成就是此に准じて應に知んぬべし。夜の三時に於て是れ其の上中下の相あり。時と相應せば即ち是れ成就なり。時と相應せざるは即ち成就にあらず。其の三種の相は謂く煖氣と烟と光となり。是の如くの三の相は應に次第に現すべし。若し上成就には即ち三の相を具し若し中成就には前の二の相を具し、若し下成就には唯初の相のみを現す。或は若し持誦すること虔誠にして初夜の時に於て三相次第に現せば、即ち部母の明を以て其の光を禁住し、或は明王の心を以て其の相を禁住し、及び牛黄を持誦して塗り灑ぎ、或は手に以て按じ、或は蘇を用つて灑ぎ、或は以て花を散じ、或は白芥子を散じ或は但水を灑ぎ其の相を禁住すべし。便即ち受用して亦其の願を果せ。或は若し初夜ならば或は即便ち禁住して但念誦のみを作し、其の本時に至つて方に受用すべ

し。其中成就も此に准じて應に知んぬべし。其の初夜に於ては下の悉地を成し、其中夜に於ては中成就を獲、明相の動ずる時に於ては上成就を獲ん。其中成就中夜に成する者は如法に禁じ已んぬれば、縦ひ明曉に至つて受用するも亦得。其の下成就是此に准じて應に知るべし。各本時に於てすることを、其の助成の者の若し受用せざれば亦吉と爲さず、其の物縦ひ成すとも即ち受用せず、又禁住せず、其の平曉に至つても亦受用せざれば、其の物猶し萎める花の若く亦は穢食の如くして用ふるに堪ふる所なからん念誦するを以ての故に眞言を啓請して其の物の中に入れよ。時既に過ぎ已りなば其の驗亦失す。又成就物初の相現すと雖も然も成就せずんば、當時に若し其の相を禁じて以後に還つて光顯等の法を作し、及び諸の節日に供養し灌頂せば便ち成就を作さん。三年を経るに若し成せずんば當に知るべし此の物は成することを得べからずと。上成就の法は三年に至るを限りとし、若し中成就は第六月に至り、若し下成就は其の時を限らず、成就の法を損するも亦た復た是の如し。

蘇悉地羯羅經被偷成物却徵法品第十六

我れ今當に被偷の物却徵の法を説くべし。其の物成し已り、或は成就を作すの時にも

其の物偷まれ、物を偷まれんの時、或は其の形を見、或は但物を失ふて偷者を見ざらん。時に日宿を擇ばず亦斷食せずとも、瞋怒を發起して現前に速に應に此の曼荼羅の法を作すべし。屍を焼ける灰を用つて三角に而も作り、唯西門を開き外門の前に於て其の本尊を置き、内院の東の角には蘇悉地羯羅明王を置き、右に金剛忿怒を置き、左に大怒を置き、右に金剛拳を置き、左に金剛鉤を置き、右に金剛計利吉羅を置き、左に毗摩を置き、右に勢吒を置き、左に寶篋羅を置き、右に阿設寧を置き、左に商羯羅を置き、右に微惹耶を置き、右の門に迦利を置き、左の門に難陀目佉を置き、左に金剛軍を置き、右に蘇摩呼を置き、及び諸餘の大忿怒等を置くべし。成就の爲めの故に次第に安置し、法の如く啓請して赤色の花及び赤き食等を以て次第に供養せよ。前の所説の阿毗遮嚩迦の法の如く、此に於て應に作すべし。門の外に置く所の本尊には應に美妙の花等を以て如法に供養すべし。其の外院に於て八方神を置き、及び本部の諸餘の使者等の尊を置いて亦須く是の如く供養すべし。其の中央に於て護摩の法を作せ其の爐は三角にして一一に前の如く七枚の織き佉地羅を以てし、己身の血を以て塗て用つて護摩し、或は苦練木を用ひ、或は屍を焼ける残りの柴を用ひて用つて護摩せよ

火著き已る後に屍を焼ける灰を以て、己身の血に和して用つて護摩し、及び毒藥と己身の血と芥子の油及び赤芥子との四種を以て、相和して用つて護摩せよ。復此の四種の物を取つて物を偷める者の形に作り其の上に坐せしめ、左の手を以て片片に割折して護摩を作せ。若し能く瞋を伏する者及び法を明むるものあらば應に此の法を作すべし。其の偷物者惶惶恐怖し響持して行者に親付せば、便ち應に彼に無畏を施すべし。時に彼が與めに扇底迦の法を作せ、若し作さずんば彼便ち命終しなん。或は將つらん所の物に更に復加添して密に尊の前に置き、又成就物をして盗して日久しからんとするを若し追つて取らんと欲はば即ち應に此の三部に通ずる成辨諸事の曼荼羅を作るべし。四方にして作れ、中央に蘇悉地羯羅明王の印を安置し、内院の南面に金剛忿怒と、大忿と、忙莽鷄と、金剛鉤と、金剛食と、金剛拳と、金剛火と、金剛母特伽羅と、金剛怖畏と、金剛商羯羅と、計利吉羅と、慧金剛と、金剛無能勝とを置き、及び諸の大忿怒、及び諸の使者と、諸の大威徳の眞言主等を置き、其の南面に於て次第に安置せよ。内院の北面に能滿諸願と、觀自在と、馬頭明王と、多面多手と、能現多形と耶輸末底と、大吉祥と、落乞澁弼と、濕吠多と、半拏囉嚩悉頼と、跢囉と、戰捺

囉と、未囉と、所有の眞言、及び明と、諸使者等とを置き、各次第に法の如く内院の東面には金剛佛頂等の諸餘の佛頂と、佛毫と、佛眼と、佛鏤底と、佛牙と、佛慈と、及び無能勝等の自餘の明王、及び能辨諸事の眞言等と、諸餘の眞言と、及び諸の使者とを安置せよ。其の東面に於ては各次第に法の如く安置せよ。近門の兩邊及び門外の者も、亦復前の如く法に依て安置せよ。其の外院に於て八方神を置き、西門の南邊には梵天王及及び眷屬を置き、西門の北邊には摩醯首羅及び妃后と那鉢底等の諸の眷屬と俱なると、及び七忙怛羅母と、及び八龍王と、并に諸の眷屬と阿修羅王と諸の眷屬と、歸依佛者の大威徳神とを置き、其の外院に於て各各法の如く次第に安置し、誠を至し啓請して次第に供養せよ。外の西面に於ては護摩の爐を置き、蠟を以て其の物を盜める者の形を作つて、篋箕の中に置て阿毗遮嚩迦の法に依つて、啓請し祭祀して供養し護摩せよ。次に刀を以て其の形を割て護摩を作せ。或は本部の所説の阿毗遮嚩迦の法に依り、彼に依つて作せ、或は本尊自ら盜み及び成を與へ玉はざるも亦是の如く作せ。黒月の五日より十四日に至る來たの中間に、作法するを説いて勝吉と爲す。其の形をば復た杖を以て鞭ち及び火を以て燃さ、種種の猛法を以て打棹し、末但那の刺を

以て金剛槩の法に依つて、用つて身分を刺せ、黒芥子の油を以て鹽に和して遍く其の身に塗つて意に隨つて苦楚せしめて之を害するを致し、復た屍に蓋ひし衣を以て其の形を覆ひ、赤線を以て纏ひ赤色の花を獻じて、自の眼を持誦し目を怒らして之を視よ。眞言の中に於て訶責の句を置いて毎日に之を打つべし。若し物を將て來らば即ち當に休止すべし。中夜に應に是の猛利の法を作すべし。俱微那羅木を用つて黒芥子の油を塗つて護摩を作せ、又毒藥及び己身の血と芥子の油と鹽及び黒芥子とを以て、總じて與に相和して、盜物者の名を稱して護摩を作し八百遍を経よ、或は但己身の血を用つて鹽に和して護摩を作せ。是の如く苦持せんに若し物を還さずんば即ち更に死に至る猛法を作すべし。阿毗遮嚩迦の法の中に於て、説く所の殺法なり。遍く其の法を作す時眞言の中に於て其の殺の句を置くべし、若し物を將て來らば即ち其の法を止めよ、從つて歡喜を乞へ、彼若し已に其の物を用ぬ餘物を將て替ふるも亦た其の事を止めよ。或は已に其の物を用ぬ復た物の替ふることなきも但來つて悔謝せば、亦其の事を止めて彼に歡喜を施せ。彼或は損失し及び分つて他に與へ残れる所に隨つて持ち來つて還すとあらば、亦其の事を止めて彼に歡喜を施せ。應當に金剛微那羅の眞言を以て護摩を作

すべし。或は大怒を用つてし、或は不淨忿怒を用つて護摩を作し、或は當部の所説の却追失物の眞言に於て護摩を作せ、然も此の三種の眞言は三部に通ずる眞言なり。

唵、阿趁娜曳、蓋寫合寫、嚙歌曩野、莎嚙訶。

火天を請し已つて團食を持し、一たび明し一たび焼して三團食を満て火天を供養せよ。又護摩の眞言。

唵、阿趁娜宅、蓋寫合寫、嚙歌曩野、揖比揖比備跋野、莎嚙訶。

又蘇を持して一たび明し一たび焼して亦三遍を満て火天に供養せよ。

金剛部の瞋怒金剛の眞言。

唵、枳里枳里、跋日羅矩嚙駄、鉢拈。

此の眞言を以て一たび明し一たび焼して火食の作法せよ。成就護摩法の眞言。

那謨刺怛那怛囉耶野、那謨室戰拏跋日囉幡拏曳、摩訶藥趁灑栖那幡鞞曳、唵、歌囉歌囉跋日囉、麼訶麼訶跋日囉、度曩度曩跋日囉、歌曩歌曩跋日囉、歌囉歌囉跋日囉、幡者幡者跋日囉、娜囉娜囉跋日囉、娜囉耶囉耶跋日囉、歌囉歌囉跋日囉、歌囉歌囉跋日囉、幡娜囉娜囉跋日囉、頻娜頻娜跋日囉、虎鉢拈。

此の眞言を誦して護摩の法を作さば速に成就を得。若し其の物を得、或は替りの物を得ば、即ち其の物を護し兼て及び護身し、當に節日に於て次第に而も光顯等の法を作すべし。其の中成就の物も、下成就の物も、皆一分を以ては世尊に奉施し、一分をば阿闍梨の處に奉施し、一分をば先成就の者に奉施し、一分をば同伴等の人に奉施し、一分をば自ら取つて兩分に作して、一分をば自用し、一分をば比丘・比丘尼・鄔波斯迦・鄔波斯迦等に奉施すべし。諸有らゆる未物の法皆是の如くせよ。先づ闍伽を以て尊等に奉獻して後に本分を取れ、其の先成就の者の分をば闍伽を以て供養して其の價直を倍して自ら取つて受用せよ。其の價直とは供養是れなり。其の阿闍梨若し在らざる時は其の分をば價直を還し離りて自ら受用せよ。其の價直とは心に慚愧を生ずる即ち是れ價直なり。曼荼羅の外に出で先成就の者に奉らん時は應に是の言を作すべし。諸の先成の者は本分を受取して手に闍伽を取れ。第二第三も應に是の如く唱ふべし。若し取る者なくば即ち當に持を同伴の人に與ふべし、疑慮を懐くこと勿れ。彼等虔誠の心を以ての故に、供養するを以ての故に、堅く戒を持するが故に、行人に侍ふが故に、即ち是れ先成の人なり。是の故に其の分を彼等應に受くべし、三たび之を唱ふる時、

彼の同伴の者の應に是の如く報すべし。我等は即ち是れ成就の者なりと。行人自ら其の物を分つて同伴等に與へよ。其の物若少にして分つべからざる者は即ち安善那及び牛黄等は分つべからざるなり。應當に心を以て其の分量を作して自ら受用すべし。是の如き物唯一人用ひて分つべからざるものあり、輪刀等是れなり。其の本法の所説の成就に隨つて、應に是くの如く作すべし。其の槓像チヤウ等も亦分つべからず。本法の中の成就の物に於て、其の量縦ひ少くとも任本量マニに加して、成就を作して同伴等に與へよ。或は先成の人の物の量に依て成就を作せ。縦ひ其の半に減するも亦成就を得べし。或は本法の所説の分量に於ては、皆須く依行すべし。行人物を分つて同伴に與へん時は應に處分して言ふべし。汝等我に隨つて種種に驅使せりと。彼然も諾して已後に當に之を與ふべし。或は若し一身に成就して餘人を利益せば、此の藏教或は餘法の中に依ること並に皆通じて許す。分ちて同伴等に與へん時は、其の功勞に隨つて節限して物を分ちて偏僥すべからず。物成就し已んば、先づ應に本尊に供養して、深く慚愧を生じ慇懃に再び請すべし、然して後に分つべし。一切の諸部の法も皆是の如し。中と下との成就此に准じて應に知るべし。深く慚愧を生じて恭敬供養し及び財物を施せ。

所得の進止は其の處分に依れ、是の如くの事を以て物の價を讎還せよ。物成就し已んば、先づ闍伽を獻じて如法に分與せよ。本眞言を誦し及び手印を作し、心を以て本尊を觀念し、及び明王明妃の眞言を誦し、乃至觀念して然して後に其の物を受用すべし。意に隨つて空に昇り衆仙の所に至らんに彼能く壞し及び輕蔑することなし。縦ひ怨敵あるも亦能く損することなく。彼の成就者常に本尊を念じて癡忘すべからず。其の成就物をば常に須く心に念じ或は眼を以て視るべし。明王の眞言法を持するが爲めの故に諸仙恭敬し、明妃を持するが故に諸の怖畏なし。三摩耶の印を作し及び部の印を作し及び眼を以て物を視ること皆癡すべからず。仙と與に相見ん時は應に先づ起ちて敬ひて問訊して言ふべし。善來安樂なりや復何より至るやと、彼若し所問あらば善言を以て答ふべし。空を遊行せん時は神廟の上に於て過ぐべからず。及び獨一の樹と、並に四衢道と、諸仙の居處、及び城廓と、祭祀の壇と、婆羅門の集會の處と、邪法仙衆の所居の處とをも、亦過ぐべからず。増上慢の故に、彼等を経て過ぎなば必ず當に墮落すべし、放逸なるが故に、而も墮落せん時は、即ち應に明王の眞言を持誦し、及び思惟すべし。若し已に墮落し及び墮せんと欲はん時にも便ち本位の虚空を

得ん。無形色と雖も天眼を以て道を見ん、譬へば成者の心を起せば即ち至るが如く、亦定に在るに動せずして即ち至るが如し。是の故に彼の先成就の路に遊べば、福力を以ての故に自然の衣服随意の宮殿あり。花林・園觀・種種の諸鳥天女の遊戯・歌舞・伎樂・種種の欲樂熾然の光明を用ふること、猶し切初の如意寶樹の能く諸願を満つるが如し。居止の爲めの故に寶石座と爲り、下に渠水流れ、軟草地に布き、種種の瓔珞・嚴身・娛樂の具あり。諸の吉祥樹に甘露の菓あり、乃至意樂し憶念する所の處に隨つて皆其の前に現す。縦ひ是の如くし已るも常に須く護身すべし、癡忘すべからず。應に清淨の園林と及び諸の山頂と、并に海の洲島と、江河と、潭渚とに住すべし。遊戯を以ての故に應に其の處に住すべし。彼に於て便ち前の如くの勝境あらば或は先成の仙衆と共に住すべし。

蘇悉地羯羅經成就具支法品第十七

我れ今復具足して悉地を作す法を説かん。其の物成せずんば、法の如く禁住し護持し藏し棄てて、前の如く更に先念誦の法を作し、乃至還て成就の法を作せ。是の如く作し已つて若し成せずんば、重ねて精進を加へ、又更に念誦して成就の法を作せ。是の如

く七遍を経滿して猶ほ成せずんば、當に此の法を作さんに決定して成就すべし。謂はゆる乞食し精勤し念誦し、大恭敬を發して八の聖跡を巡つて禮拜し行道し、或は復大般若經を轉讀すること七遍し、或は一百遍し、或は勝物を持して僧伽に奉施し、或は海に入る海邊に於て、或は海島に於て、應に一の窣覩波を作ること數一百に滿ち、一の窣覩波の前に於て如法に念誦し、一千遍を滿し、最後の第一百の塔若し光を放たば當に知るべし作法決定して成就すと。復一千の窣覩波を作り、一一の前に於て千遍を念誦せば、假使無間の罪を造るも其の數滿じ已んば作法を須ひざるも自然に成就せん。又一切の眞言念誦すること一俱胝せば、決定して成就す。若し時念誦を作さん者は十二年を経ば、縦ひ重罪あるも亦皆成就せん。假使法は具足せざるも皆成就を得べし。又念誦の遍數及び時滿ち已んば、即ち當に増益の護摩を作すべし。或は復此の成辨諸事の曼荼羅を作し、中に於て而も四種の護摩を作すべし。或は山の頂に於てし或は牛群の先より所住の處に於てし、或は恒河の渚にして其の地を平治して、曼荼羅の量百八肘なるを作るべし。一百八の瓶を置き、其の四門に於て柱を立てて門を爲せ、各門の前に於て寶臺を建立して、種種に莊嚴し以て名花・枝條を作り、鬘を作つて其の

門の柱及び角の幢の上に繋げ、遍く其の處を圍し蘇を以て燈を燃して一百八に満し、曼荼羅を布き及び一百八の香爐に諸の名香を焼いて亦其の處に置け、内院の一面は其の量七肘にし、外院の一面は三肘にせよ、餘は是れ中央なり。所有の啓請及び供養等は皆悉く前の如くせよ。護摩の法に准せば次に當に別説すべし。中に於て本眞言を以て羯羅舍瓶を置き、其の瓶の四面にして護摩の法を作せ。其の内院の東面に於て遍く佛部の諸尊を置き、其の北面に遍く蓮華部中の諸尊を置き、其の南面に於て金剛部中の諸尊を置き、西面に於て嚕達囉神、及び多聞天王と、各の并に眷屬とを置け。前の所説の使者等の尊、内院に若し容受せずば當に外院に置くべし。其の護方の神は諸の眷屬と與に各の本方の位に置け。其の三部の主、及び嚕達囉、多聞天王とは先づ本處に置け。次に復各の明王と、明妃と、辨事の眞言主等と、并に諸の使者とを置け、次第に安置せよ。外門の前に於て軍荼利尊を置き、及び無能勝尊を置け。是の如く法に依つて曼荼羅を作し、成し已らば本部の心を用つて啓請を作し次第に供養せよ。即ち四方に於て念誦を作し、然して後に其の瓶の四面に置く所の爐には、各彼の部の中に依つて護摩の法を作せ。是を増益の諸尊の護摩と名く。其の供養の食には那羅を用つ

て獻せよ、此の法を作し已らば一切の諸尊便ち増益を成せん。是の如く念誦し護摩し已つて、更に部母の眞言を以て蘇を護摩せよ。次に本尊の眞言を以て乳の粥に蘇を和して護摩を作せ、更に部母の眞言を以て胡麻を三甜に和して護摩を作せ、又部母の眞言を以て蘇を用ゐ護摩せよ、此の法を作し已らば一切の尊即便ち充足することを得、及び増益を成じて圓滿具足し悉く皆歡喜して速に成就を與ふべし。若し此の曼荼羅を作さんこと乃至七度せんに決定して成就すべし。前の如く念誦し及び八塔を巡ること乃至七遍して此の曼荼羅を作さんに、若し成せずんば、即ち阿毘遮嚕迦の法を以て本尊を苦治し、蠟を以て其の形像を作り、其の眞言を取つて而も之を念誦せよ、先づ部母及び明王の眞言を誦して中間に本尊の眞言を置き、阿毘遮嚕迦の法を以て護摩し、芥子の油を以て其の形像に塗つて便ち壯熱を着けよ。若し他を伏せんに着けなば遍身皆痛まん。瞋を以て鞭打し及び花を以て打つて前の二の眞言を用ゐ、其の瞋心を以て供養を作せ、譬へば鬼魅を治罰するが如く本尊を治罰する法も亦是の如し、斯の如くの法は教に依て作し、自ら専らにすることを得ざれ。若し尊來現して其の成就を與へ本願を満し已んなば、則ち前の事を止めて扇底迦の法を作せ。或は毒藥を自己の身血と胡麻

の油と鹽と赤芥子とを以て總て相和しヨモスガラ竟夜護摩すべし。本尊時に惶惶して唱へて言く、
 止やみね爲すこと莫れ即ち成就を與へんと、かくの如く作法すること三日を經已つて亦復
 來つて成就を與へずんば、又勇猛を加へ無畏の心を以て便ち己が肉を割いて護摩する
 こと三遍せよ。本尊即ち來つて彼の歡喜を乞はゞ心に求むる所の願即ち成就を與へん。
 若し闕する過あらば一一に而も説かん。假使五無間を犯すとも、九夜を經て肉を割き
 護摩せんに、決定して來つて其の成就を與へん。此れは是れ眞言と闡譯するの法なり。
 無畏の心を以て如法に護身して方に而も作すべし必ず空しく過さじ、成就を得已んば
 ば即ち應に速に扇底迦の法を作すべし。若しセンクワ僣過を説かば即ち須く補闕すべし。諸の
 成就の事の中に於て、此の曼荼羅を最と爲す、中に於て三種の事を作し三種の果を得。
 中に於て應に一切の諸事及び護摩を作し、本尊を治罰すること鬼魅を治するが如く
 すべし。毎時の供養皆新物を用ひよ、護摩の物も亦復是の如し。此の法は放逸にすべ
 からず、深浴清淨にして法の如く護身し輕慢すべからず。明かに藏經を解して方に此
 の法を以て本尊を治罰せよ。若し此れに違するものは即ち自損せしめん。

國譯蘇悉地羯羅經卷中終

國譯蘇悉地羯羅經卷下

分別成就品第十八

我れ今復三部の悉地成就を説かん。空に乗じて自在にして進まん此れを最上と爲す。
 形を藏し跡を隠すを中成就と爲し、世間の諸事を下成就と爲す。此の三種の上中下乗
 の世間の事等の三種の成就を成すを上中下に隨つて更に之を分別せよ。三部の上成就
 の法は持明仙を得、空に乗じて遊往し五通を成就す。又多種あり、或は(一)諸漏斷盡を
 得、或は(二)辟支佛地を得、或は菩薩の位地を證し、或は一切の事ゴを知解し、或は辯才
 多聞、或は(三)吠路羅尸ベイトラシを成じ、或は藥叉尼を成じ、或は眞陀摩尼を得、或は無盡の伏
 藏を得、上等の事を具するを上が中ナカの上成就の法と名く。三部の中成就の法は跡を藏し
 身に於て大勢力を得、先來は懈怠なりしに而も精勤することを得。修羅宮に入り、長
 壽の藥を得て、鉢噉史迦天ハレイシキヤツンの使と成り、或は能く鬼を使ひ、或は能く娑羅全爾迦シヤラフンテヤの樹
 の神を成就し、或は多聞を成じて未だ所聞を經ず深き義理を悟り、或は藥を合せ成し
 て纒かに足と頂とに塗れば即ち遠き所に涉れども疲乏あることなし、如上の所説は悉

(一) 諸漏斷盡云々
 羅漢を指して云
 (二) 辟支佛地 緣
 覺の位地なり。
 (三) 吠路羅 此に
 は尸云ふ、即ち
 死屍なり。

く中の上成就の法と名く。三部の下成就の法は、衆をして喜見せしめ、或は衆人を攝伏し、或は能く惡人を徵罰し、諸の怨衆を降し及び餘の下事を下が中の下成就の法と名く。若し藥物等を成就せんと欲は、三種の成あり。光焰を上と爲し、烟氣を中と爲し、熅煖を下と爲す。復次に聖者の眞言を上成就と成し、諸天の所説を中成就と爲し、世天の眞言を下成就と爲す。復次に佛部の眞言を上悉地と爲し、蓮華部の眞言を中悉地と爲し、金剛部の眞言を下悉地と爲す。若し上の眞言を以て下成就を欲せんと欲は、下の成就を得ん、或は下の眞言を以て上を祈求せば上成就を得ん、或は中の眞言を以て上下を成せんとせば亦等しく成就す。眞言の中に此の四徳を具す、當に知るべし即ち悉く上中下の分に能く大果を成ずるを、謂く辟支佛の位を成滿せしめ、謂く菩薩の十地を成滿せしめ、乃至成佛を大果報と爲す。復大徳行を成ず、謂く多くの諸の眷屬前後に圍遶す、是の如くの願を滿する者を大徳行と爲す。復能く久しく位に住す、謂く王處と、轉輪王處と、長壽仙處とを得。是の如くの願を滿する者を久住位と爲す。形儀廣大にして威光遠く照し、教修廣大にして此の四徳を具する者は是れ下品の眞言なりと雖も能く上品を成す。若し上品の中に此の徳を具せざれば是れ上品の眞言なり

（二）且らく諸天云々
 諸天にして即ち
 上方天（世界）住空
 上天（欲界）第三天、以
 星遊空天（日月、地
 居天）（欲界）地
 上より三十三天に
 至る（地底天）（熾摩
 天諸能等）なり。
 （三）貧者人界に
 降て衆を盜む等な

と雖も下品の用なり。諸佛・菩薩の所説の眞言は是の如くの轉次あり。佛・菩薩の所説の者は下品に屬すと雖も亦能く上品等の事を成就す。或は尊等の所説の眞言の中に唯一事を具すとは、謂く扇底迦の法と、補瑟微迦の法と、阿毘遮嚕迦の法となり。一事を具すと雖も中に於て各上中下品あり、豈に下品の眞言能く上事を成ずることあらんや、猶し青泥の妙蓮華を出すが如し固に疑ひなきなり。豈に上品の慈善の眞言能く忿怒の下品の成就を成ずることあらんやといはば、白檀木の其の性清涼なれども若し風撃ち相措すれば自然に火起るが如し因縁なきに非ざるなり。是の如く交互して次第にあらずと雖も諸餘の悉地皆疑慮すること勿れ。身分の悉地を上品の成と爲し、諸藥の悉地を中品の成と爲し、富饒の悉地を下品の成と爲す。若し復人あつて久しく下品の眞言を持誦するに至つては、縦ひ自ら力なくとも、本尊の邊に於て上品を轉求せんに上品自ら成す。若し上品の眞言の中に於て心に猶豫を懷いて念持し供養し、復精誠ならずんば上品の眞言に於てすと雖も、彼の念誦の心輕きに由つて、敢て下品の成就を招ぐ。故に知んぬ、持誦は皆心意に由ることを。（三）且く諸天の中にも亦貧者あり、諸の鬼部の内にも亦富強あるが如し。此れ彼れ然るが如く眞言も亦爾なり。一一の眞

言に皆三の悉地を具す、謂く上中下なり、誠心の念誦は皆悉地を獲べし。

蘇悉地羯羅經奉請品第十九

復次に若し本尊の室に入らんと欲は、先づ尊の顔を視て十指の爪を合せ當に少しき頭を低るべし。復器を以て淨水を盛つて、所作の事に随つて本の獻花を置き、復は塗香を置き、本法に依つて而も闕伽を作らんには、香を焼き之を煮じて眞言を誦すべし。闕伽を眞言すること七遍して、則ち當に奉請し已つて法に依つて供養すべし。闕伽を盛る器には當に金銀を用ひ或は熟銅を用ふべし。或は石を以て作り、或は土木を以てし、或は螺を取つて作り、或は束底を用てし、或は荷葉を用ひ以て綴りて器を作るべし。或は乳樹の葉をもす、如上所説の闕伽の器等は、用ふるの時に當つて須らく次第を知るべし。若し扇底迦には當に白器を用ふべし、補瑟微迦には當に黄器を用ふべし、阿毗遮嚩迦には當に黒器を用ふべし。上中下の悉地成就を作すにも、前の所説に類して應に之を用ふべし。扇底迦を作すには所用の闕伽に少しき小麥を置き、補瑟微迦には胡麻を着くべし、阿毗遮嚩迦には當に粟米を置くべし。又扇底迦には乳を置き、補瑟微迦には酪を置き、阿毗遮嚩迦には應に牛尿を置くべし。或は自の血を着けよ、遍ね

(二) 闕伽を盛る云々 總じて供養の器物の通稱なり。

(一) 茅草環とを着くべし。熟銅の器を用つて盛るに闕伽を以てせよ、若し此の器なくば所得のものに随つて亦遍く通用せよ、請召の時には應に當部の明王の眞言及び暮捺囉を用ふべし。若し本法已に請召の眞言を説くことあらば應當に取つて用ふべし、別の者を取ること無れ。先づ當部の尊を請し、次に明王の妃を請せよ。三部の中にも皆應に是の如くすべし。本法に若し請召の眞言なくば、應に明王等の眞言を用つて之を請召すべし。本法に請召の眞言を説くと雖も、眞言是れ下ならば豈に部主を請す合けんや。若しは本法の眞言を以て請召せば當に速に成就すべし、難かることを生ずべからず。本法に若し請召の眞言及び發遣あらば、當に之を請すべき時此の眞言主、部主の所に至て請して云く、今某甲有つて某の事の爲めに奉請すと。若し發遣の時にも亦復是の如し。所作の事已りなば、願くは尊、證知して意に隨ひて去り玉へと。明王妃の眞言は女仙等を請するに用ひ、明王の眞言は諸の眞言主を請すべし。或は眞言主の明王の眞言の所請を受けざるあらん、要す明王及び明王妃の眞言を以て然も依り請すべし、別部に説くが如し。闕伽を置く時には應に眞言を誦すべし。大は一遍し、中は三遍し、下は七遍せよ、極小は二十一遍

(一) 兩手を以て云々
 平等性智の定
 に入て闍伽香水を
 捧ぐるなり
 (二) 本尊の畫像
 行者本尊の威儀の
 如くして之を召請の
 方角に向て之を請
 すべきなり

せよ。上の所説の闍伽の法則の如し。先づ兩の膝を地に着けて應に須く手に淨き茅草の環を着け、闍伽を捧げ持ち焼香に之を薰すべし、是の如くして請を作すべし、仰らしくは唯尊者、本願を以ての故に道場に降赴し、願くは哀愍を垂れて此の闍伽及び微獻の供を受けたまへ。眞言主あり名けて獨勝奇加忿怒と曰ふ。諸餘の眞言の召請を受けずんば彼の所説の眞言を用ふれば然も所請に降りたまふ。彼の諸の眷屬も亦餘の眞言の請を受けずんば、亦彼の眷屬の眞言を用ゐて之を請召すべし。但請召に縁らば心眞言を用ゐよ、或は根本或は明王妃の所説の眞言を説いて而も用つて請召せよ。部心の眞言は遍く三部に通ず、彼れを用つて請召せよ。當に降赴せしむべきには翳醜エイケイの字を加へよ。此れは更に秘密なり、速に其の願を滿つ、之を請する時に當り、誠心に禮を作し再三して啓白せよ。大慈悲者本願に依つて道場に來降したまへと請ふ。若し誠心にあらずば多の念誦を徒にせん。乃至眞言も亦皆懇重にせよ。以て(二)兩の手を用て闍伽の器を捧げ頂戴して供養するを上悉地と爲し、心の間に置くを中の悉地と爲し、臍の間に置くを下ノの悉爲と爲す先づ(三)本尊の畫像を觀よ、其の像若し立たば持誦の人も亦應に立ちて請すべし、畫像若し坐せば亦坐して請すべし、又彼の像を觀んには躬を曲げ

(一) 身を廻して云々
 若し行者東方
 に向はば觀音を
 請する時は身を
 して西方に向て
 之を請するなり
 (二) 復た秘觀あり
 雙足を浴すこと
 兩足は定慧福智な
 り

(三) 用心 觀念な
 り

立てる勢にして亦應に之に敷ひて之を奉請すべし。當に之を請すべき時には先づ本尊の所止の方を觀じて、而も彼れに面して請し然して便ち(一)身を廻らして闍伽の器を尊像の前に置く。(二)復秘觀あり、作す所の扇底迦等の諸餘の方所にて而も之を請召せよ。或は餘の時に於て諸の花菓を得て、本尊の意に稱つて須く奉請すべし、然して之を獻すべし。之を請するの時に當ては手の爪指を合せ、本方に隨つて但誠心を至して奉請すべし。或は兩手を以て諸の闍伽の器を捧げて之を請召して、然して後に所得の物を敷獻せよ。若し上中下の事及び扇底迦等を成就せんと欲せば、皆須く加するに眞言及び慕捺羅を以てして請召を作すべし。諸餘の事等を成就することを作さんに、或は障り起ることあらん、或は魔興つて燒し、或は者を病しめ苦を加さん。爾の時に當つて事縁既に速かならば當に闍伽の器を辨することを待つべからず、便即ち(三)用心して本尊を啓請し除遣の法を作せ、上の所説の如く大小に隨つて成就を擬欲せば闍伽を以て之を請せよ、急難等の事あらば誠心に之を請すべし。若し復人あつて諸部の尊を歸仰することを得んと欲はば、應當に常に召請の法則を作すべし、持誦の人速に成就を得ん。

蘇悉地羯羅經供養品第二十

復次に尊を奉請し已りなば、次に部類或は諸の事業に依つて其の大小を觀じ法則に依つて之を供養せよ。既に奉請し已んなば、是の如くの言を作せ。善來尊者我等を愍れむが故に道場に降臨したまふ。復哀愍を垂れて當に此の座に就て坐して微獻の供を受けたまふべし。復誠心を起して頻りに與に禮を作して而も尊に白して言さく、大悲愍れみを垂れて本願を成するが故に而も見に降臨したまふ。我が所能として本尊を啓請するに、是の如く三時に皆應に此れに依るべし。前に已に説くが如く應に須く供を辨すべし、先づ塗香を獻じ、次に花等を施し、復燒香を獻じ、次に飲食を獻じ、次に乃し燈を燃せ、其の次第の如く忿怒王の眞言を用ゐよ。此等の供物悉く清淨にして善く人の心を悦ばしむ、各本色の眞言を用つて而も之を眞言せよ。塗香を獻じ已つて各の其の名を列ねよ、如は前の説に依つて即ち闍伽を奉れ、是の如く花香及び飲食等皆亦此れに準せよ。若し塗香・燒香・花及び飲食の獻す可きもの無くば、但本色の眞言を誦じ及び此の手印此を以て之を獻せよ。表して云へ供物の求めべきことなし但眞心を納れたまへと、後に闍伽を作すべし、眞心を以ての故に速に其の願を滿たせたまふ。此れを離れて外に四の供養あり、遍く諸部に通じて一切處に用ゐよ。一には謂く合掌

二には闍伽を以てし、三には眞言及び慕捺羅を用つてし、四には但運心なり。此の善品の中に力に隨つて作すべし。或は復た長時の供養の中に取も運心に過ぎたるはなし。世尊の説きたまふが如く諸の法行の中には心其の首め爲り、若し能く心を標して供養する者は一切の願を滿つ。若し諸餘の事を成就せば應當に諸の郭を爲すものを發遣すべし。若し遣除せずんば後に傷れの及ばんことを恐る、所以に先づ須く遣除の法を作すべし、忿怒の眞言を誦し、或は當部の成就諸事の眞言を用つてして郭を遣除し已つて、先づ次に應に本部尊の眞言を誦して水を眞言して、遍く請して護摩し及び手印を倫うすべし。佛部の請火天の眞言。

唵、阿起娜曳、蓋寫合寫、嚩歌曩野、莎嚩訶。

此の眞言を誦すること三遍して火天を請召し食を焼いて供養せよ。

護摩の眞言。

唵、阿起娜曳、蓋寫合寫、嚩歌曩野、拏比拏比彌跋野、莎嚩訶。

次に牛蘇を持して此の眞言を以て一たび眞言して一たび焼け、三遍を滿ちて火天に供養せよ。

金剛部の忿怒金剛の眞言。

唵、枳里枳里、跋日羅、矩嚕駄、鉢柿。

此の眞言を以て、一たび食を眞言し一たび火食を焼き作法して、地中にして諸の郭を作すものを除遣せよ。又此の眞言を用ゐ、或は部尊を用つて遍く花等に灑ぎ、復吉利枳羅忿怒の眞言并に印を用ゐよ。當に眞言を誦して左の手に印を作して、遍く印し塗香・焼香・飲食・花等を作淨して穢を除くべし。自ら身を淨むるが爲めの故に應に右の手を以て香水を掬持して目に香水を觀て心眞言を誦じ、自身の頂に灌いで作淨し除穢すべし。復た一切の事の眞言并に忿怒の眞言を用つて座を淨めんが爲めの故に香水を眞言し灑いで座を潔うせよ。又誦すること七遍して地の方界に灑ぎ、能く諸穢を除いて清淨なることを得べし。吉利枳羅の眞言。

唵、枳里枳里、跋日羅、跋日里部訥、畔駄畔駄、虎鉢柿。

此の上の眞言を以て地と方とを護し訖つて虚空界を結するには、應に次ぎ下の蘇悉地の眞言に同じかるべし。焼香を執持して、當に眞言を誦して空中に薰散して諸の穢惡を除いて清淨なることを得べし。

右の手には物を取るが故に、左の手に印を作すなり。

此の上の云々地結の印言を以て四方結に通用するなり。

蘇悉地の眞言。

唵、素悉地迦履、入嚩里嚩、娜娜慕訥嚩曳、入嚩囉入嚩囉、畔駄畔駄、歌娜歌娜、虎鉢柿。

此の金剛部の蘇悉地の眞言は、遍く諸事に通じて空界を結するに用ゐよ。佛部の結空界の眞言。

唵、入嚩囉、虎鉢。

此の佛部の空界を結する眞言は唯當部のみに通ず。

蓮華部の空界を結する眞言。

唵、鉢頭弭彌、幡伽嚩底、慕歌野慕歌野、惹菓慕歌頓、莎嚩訶。

此の蓮華部の空界を結する眞言は、唯當部のみに通ず。次に當に部心の眞言を用つて、香水を眞言して諸方に散灑すべし。復た明王の根本の眞言、或は心眞言、或は眞言主の使者の心眞言を以て、随つて其の一を取り用て方界を結せよ。或は此の諸の心眞言を以て結界を作せ。所結の處には垣牆を置くが如くせよ。當部の仙天常に當に護衛して能く郭を作ること無るべし。若し諸部の事に法を爲すことあらば、甘露軍荼利の法に依つて之を遣除すべし。又五種の護衛の法則あり、常に道場の室内に於て之を作せ。謂く金剛牆と、

金剛城と、金剛檄と、忿怒吉利枳羅と、忿怒軍荼利となり。部母の金剛檄の眞言。
唵、娑囉娑囉、跋日囉、跋囉迦囉、虎𤝵柿。

金剛城の眞言。

唵、弭塞普囉捺、囉訖麗、跋日囉半惹囉、虎𤝵柿。

金剛檄の眞言。

唵、跋日囉枳羅、虎𤝵柿。

忿怒吉利枳羅の眞言。

唵、枳里枳里、跋日囉、虎𤝵柿。

忿怒甘露軍荼利の眞言。

那謨刺但娜但囉耶野、那謨跋日羅矩囉野、摩訶囉囉跋邏訖囉摩野、薩囉弭起娜毗那
舍囊耶、唵、虎嚕虎嚕、底瑟佗底瑟佗、畔駄畔駄、歌娜歌娜、阿密栗惹、虎𤝵柿。

若し本法の中には是の如き等の金剛檄の眞言有らむ、重ねて之を結すべし。諸事既に了
つて次に持誦すべし、之を持誦せん時には、先づ當部母の眞言を誦せよ。
佛部の母の眞言。

唵、嚕嚕塞普嚕、入嚕囉、底瑟佗、悉駄路者泥、薩囉刺訖娑駄頓、莎嚕訶。

蓮華部の母の眞言。

唵、迦制弭迦制、迦慈迦制、迦縵弭迦縵、迦慈迦制、偈伽嚕底惹曳、莎嚕訶。

金剛の母の眞言。

那謨露迦駄室利曳、那莫商迦餘扇底迦餘、縹縹縹縹、縹置捉、迦鞞野縹置捉、莎嚕訶。

先づ此の母の眞言を誦して能く本尊を衛れば、能く衆罪を濁き諸の災難を除いて、悉
地の門と而も相應することを得ん。但佛部の忙麼鷄の眞言を誦せば亦二部に通ず。初
後に持誦せば諸天術を増す。若し本法に於て而も已に説かば、持誦の時に先づ此を念
せば本法に随つて之を念誦すべし。或は本法に於て獨勝の眞言あらば亦先づ誦すべし。
繁別することなくば上の所説の供養の次第の如し。乃至除穢し、護淨し、結界せよ。
一切等の事に、初に持誦せん時、及び作法せん時、扇底迦等の所作の事の時に、皆之
を作すべし。若しは(一)本部の尊主の眞言を以てし、或は本部の心眞言を以てし、或は
一切の眞言王の眞言を以てし、或は蘇悉地の法王の眞言を以てし、或は一切の事の眞
言を以てせよ。此の五種の眞言は三部に遍くあり、随つて諸事を作さんには各の本部

(一)本部の尊主
部主なり。

に於て、應に其の一を取て用て之を作すべし。謂はゆる自護し、及び同伴を護し、請召し、灑水し、潔淨し、結界し、法を以て相ひ治するに眞言具はらずとも力を増さんが爲めの故に、治罰の眞言たるが故に、覺を發かんが爲めの故に、及び餘の諸事に述べざる所は、亦當部の五の眞言の中を以て、隨つて其の一を取つて以て之を用ふ。當に悉地を得べき部心の眞言は、能く本尊を護し、及び己身を護す。護身の時には三遍或は復た七遍を誦すべし。其の頂髪を結して一髻に作れ。若し出家の人ならば袈裟の角を結べ、或は線索を結んで持繫して身を護れ。或は頭指を眞言して遍く五處に點せよ。亦護身を成す、謂はゆる頂と額と兩の膊と咽の下と心の上となり。或は牛黃、或は白芥子、或は闍伽水を以て、隨て其の一を取り而も用つて護身せよ。若し阿毗遮嚩迦の法を作さば、應に部の尊主の眞言を用つて之を護すべし。若し扇底迦の法を作さば、應に忿怒金剛の眞言を用つて之を護すべし。若し補瑟微迦の法を作さば、應に部の尊主の眞言、及び忿怒金剛の眞言を用つて、兼ねて之を護すべし。若し眞言主現せん時、持誦の人怖れなば、應に部の尊主の眞言を用ひ用つて自身を護すべし。但諸事を作さん時には、常に二の眞言を以て自身を護せよ。謂く部の尊主及び忿怒の眞言なり。念誦

二 眞言主 本尊
なり。

了らん時には應當に發遣すべし。發遣の時には彼の二眞言主を護し、或は部の尊主の眞言、或は部母を用ひ、或は部心を以て、亦自身を護して而して作すこと意に隨ふべし。若し穢處不淨等の處に於けるも、事に緣つて須く往くべし。先づ烏樞澁摩の眞言を誦して、印を作し五處を印持して意に任せて往け。仍し須く常に眞言を誦して廢忘することを得ざるべし。澡浴の時には先づ伏那の眞言を誦して護身し、乃至浴了るまでに應に廢忘すべからず。伏那の眞言とは忿怒甘露軍荼利なり。食を喫はん時には部の尊主の眞言を用つて護身し念持せよ。臥さんときは欲はん時には部母の眞言を用つて護身せよ。若し諸の法を作さんに遂に乃ち護持の法則を作すことを忘れなば、魔をして興らしめん。魔を除かんと欲ふが故に、速に應に當部の明王の眞言を誦持して自身を將護すべし。一切の魔邪其の便りを得ず。上の如く備さに護身結界及び餘の法を作し已つて、然して後に心を攝して安祥として念誦せよ。念誦の人の所坐の座には青茅草を以て而も其の座を作れ、座の高さは四指、闊さは二磔手、長さは十六指なり。是の如くの座は初めて念誦する時、及び持誦の時も皆應に受用すべし。或は迦勢草を用ひ、或は餘の青草等を用ひ、或は部の法に隨つて乳樹木を取るを取も要妙と爲す。

二 高さ四指
量に五分と七分
量に二分あり
量に二分あり
佛の一人
磔手は五寸なり
の磔手は五寸なり
十六指は八寸なり
量に約せば八寸なり
量に約せば八寸なり
一尺一寸二歩

(二) 大慈救世の尊は佛を歎す。以下蘇悉地の五讚嘆を云ふ。

(三) 眞如捨摩の法は法を歎す。

(四) 得法解脱の僧は僧を歎す。

(五) 大悲觀自在は觀自在を歎す。

(六) 大力忿怒の身は大威徳明王を歎す。

用つて床座に作る、量も亦上の如くして淨く剗治し、或は諸葉を用ひ、或は枝莖を以て、上の如く而も製し、隨つて事法を觀じて枝葉を取つて用つて座と爲せ、座の上に結跏趺坐して扇底迦の上成就の法を作し、半跏趺坐して補瑟微迦の中成就の法を作し、兩足を垂れ坐して阿毗遮嚕迦の下成就の法を作せ。供養既に了らば應に誠心を起して佛を讚歎し、次に法僧を歎じ、次に觀自在を歎じ、次に明王大威金剛を歎すべし。伽他に曰く、

(一) 大慈救世の尊は、善く一切衆を導き、福を以て功德海を持し玉ふ、我今稽首して禮し上る。

(二) 眞如捨摩の法は、能く貪瞋の毒を淨め、善く諸の惡趣を除き玉ふ、我今稽首して禮し上る。

(三) 得法解脱の僧は、善く諸の學地に住せる、勝上の福德田なり、我今稽首して禮し上る。

(四) 大悲觀自在は、一切の佛讚歎し、能く種種の福を生じ玉ふ、我今稽首して禮し上る。

(五) 大力忿怒の身は、善哉持明の王として、難伏の者を降伏し給ふ、我今稽首して禮し上る。

(一) 我今 諸罪を懺悔す。

是の虔誠を作して佛菩薩を讚し、又復掌を合せ慙重の心を起して、餘の諸の佛菩薩の相好の功德を讚すべし。其の讚歎の文は應に諸佛菩薩の所説の歎偈を用ふべし。自ら讚歎を作るべからず。既に已りなば至誠の心を起して諸罪を懺悔せよ。(二) 我今十方世界の諸佛世尊と、羅漢聖僧と、及び諸の菩薩とを歸命し上る。我等を證知し玉ふべし。過去より今生に及びふまで、煩惱に心を覆はれて久しく生死に流られ、貪瞋癡覆ふて諸の惡業を造れり。或は佛法と菩薩と聖僧と父母と尊處と一切衆生の有徳と無徳とに於て、如上の處に於て造る所の諸惡一切の罪業あらん、自作教他し見作隨喜して身口意業に廣く諸罪を聚む。今諸佛菩薩に對して誠心を以て所造の衆罪を懺悔す。諸佛の知り玉ふ如く並に皆懺悔す。至誠の心を起して盡形まで、佛と法と僧寶と涅槃の正路とに歸命し上る。衆生は一切の苦を除かんが爲めの故に三寶に歸命し上る。是の如く歸依し、頭頂を以て禮し已つて、歡喜踊躍して、菩提心を發し、勝上解脱の甘露悉地の佛果を求む。世間の衆生は無量の諸苦あり、我れ當に救度して惡趣を離れしめ、諸の煩惱を除き、解脱を得しむべし。所有の衆苦種種に翦迫す。今大悲を起し菩提心を發して苦の衆生の爲めに而も歸依と作り、无主の衆生には爲めに歸主と作り、失路の衆生

には爲めに導師と作り、恐怖の衆生には爲めに无畏を作し、苦惱の衆生には爲めに安樂を得しめん。衆生の煩惱をば我れ爲めに除滅せん。我れ過現未來より發す所の勝心を以て、諸の善業の六波羅蜜一切の功德を修し、盡く皆一切衆生に廻施して正路に歸し、同じく妙果に昇り速に佛道を成せん。乃し菩提に至るまで懈怠を生せず、菩提心を發し衆生を悲念し大慈心を起さん。彼れ衆苦あり何れの時にか除滅せん、心を淨めんが爲めの故に常に六念を持し、心一境に住して散亂せざれ、我執すべからず。又過現の諸佛の願を發すが如く、應に發願の如く諸の淨業を生ずべし。願くは衆生と與に諸徳を成就せん。復た願くは過現所生の功德をば、願くは一切衆生に與へて無盡の財を獲しめん。復た能く捨施し智慧を増益して大忍辱を成し、常に善品を修して、宿命智を識り、心に大悲を懷かん、願くは諸の生類の所生の處に如上の事を具せんと。次に應に合掌して本部の尊主を頂禮し、明王を憶念すべし。次に法則に依つて諸の事業を作さば、先づ右の手を以て數珠を取り、左の手の中に置き合掌して之を捧げ、明王を思念し珠を數へて眞言を誦せよ。

佛部の淨珠の眞言。

(二) 明王を憶念し、眞言を憶念する。

唵、アボライビ 毘惹曳悉睇、シタラア 悉駄刺梯、ツハカ 莎嚩訶。

蓮華部の淨珠の眞言。

唵、アミリタ 密栗譚伽米、シラエイ 室唎曳、シラマニ 室唎摩重拏、ツハカ 莎嚩訶。

金剛部の淨珠の眞言。

唵、キリ 枳囉枳囉、フツリニ 湧囉囉拏、ツハカ 莎嚩訶。

右の手の大指を以て無名指の頭を捻せよ。直く中指・小指を舒べて微し屈して、頭指を以て中指の上節の側りを押す。左の手も亦然なり。

右の手に念珠を拈することは一切に通じて用ゐよ。若し阿毗遮嚩迦には、其の母指を堅て文珠を捻する印なり。菩提子の珠をば佛部に用ゐ、蓮華子の珠は觀音部に用ゐ、嚩囉叉子の珠は金剛部に用ふ。三部に各の此等の數珠を用ふるを最も勝上と爲す、一切の念誦に應當に執持すべし。或は木槌子、或は多囉樹子を用ゐ、或は土珠を用ゐ、或は螺珠を用ゐ、或は水精を用ゐ、或は眞珠を用ゐ、或は牙珠を用ゐ、或は赤珠或は諸の摩尼珠を用ゐ、或は咽珠或は餘の草の子を各々部に隨つて其の色類を觀て取て念持すべし。若し阿毗遮嚩迦の法を作すには諸の骨を用ふべし。而も數珠に依つて速に

成就を得、復た護持して法験を増さんが爲めの故なり。

佛部の持珠の眞言。

唵、那謨喃伽嚩底、悉睇睇、娑駄野、悉駄刺梯、莎嚩訶。

蓮華部の持珠の眞言。

唵、素麼底室唎曳、鉢頭麼摩理拏、莎嚩訶。

金剛部の持珠の眞言。

唵、跋日囉、爾且惹曳、莎嚩訶。

(二) 爾且惹曳 無能勝なり。

前の珠印を用て各々部中に依て之を念誦せよ。念誦の時は珠を當心に置き高下するこ

とを得ざれ。數珠を捧げん時は微少く頭を低れて至誠の心を以て三寶を頂禮せよ。次に

(三) 八大菩薩を禮し、次に明王の眷屬を禮して、次に眞言を持誦すべし。眞言主を想ふこ

とは目前に對するが如くすべし。是の如く誠を傾して散亂して心に別境を緣すべから

ず。但諸の眞言の初に唵字及び囊塞迦嚩の字あらば、應に靜心の中に扇底迦の念誦を

作すべし。補瑟微迦の念誦には皆緩く誦すべし、或は心に念誦せよ、或は眞言ありて

後に鉢拏吒の字ありては、當に知るべし皆應に急の聲を撥作して阿毗遮嚩迦の念誦、

(三) 八大菩薩 大菩薩曼荼羅經の 中に在り。

及び餘の忿怒の念誦を作すべし。三部の眞言は應に字數の多少を見るべし、字に十五あ
るは應に十五落又遍を誦すべし、字に三十二あらば應に三落又を誦すべし、此の數に過
ぐるは應に十千遍已上を誦すべし。初め之を誦せん時は如上の數を滿し、其の部類を觀
すべし、或は上中下或は三種の事、或は聖者の説か、爲天の所説か、爲地居天の説か
と觀じて、細に部類を觀、當に之を誦持して乃し成就に至るべし。是の如く初めて誦
せんに若し先づ誦して遍く念持を滿せざれば、所求の下法も尙成することを得ず、況ん
や上中の悉地成就を求むるをや。是の義を以ての故に勝上の心を作して先づ念誦すべ
し。但し諸の眞言初に誦持せん時に、已に先の説の如く誦持の遍數分ちて十分と爲し、
然して後念誦すべし。既に滿しなば眞言主に悉地の因縁を祈請せよ。初めに相貌なく
ば復頭めより第二第三の祈請を作せ、若し相貌あらば即ち當に法に依つて眞言を念誦
すべし。若し警界なくば棄てて誦すべからず。祈請の法則は請召の法と同じ、祈請の
時其の夢の中に於て、眞言主面を背いて去り、或は與に語らずと見ば、應當に更に須く
起首して念誦すべし、是の如く再三せよ。若し夢中に於て眞言主と與に語ると見ば、
當に知るべし此の人は久しからずして成就せん。若し警界なくば誦持すべからず。若

(二) 警 或は境の 字か。

(二)護摩を作す云々護摩は供養に合増摩と離摩と護摩と今晝夜五に作すは離摩なり護摩を作すは護摩といふ護摩を制して云々下風欠伸の類なり。

し強いて念持せば恐くは人に禍を與へん。初めて持誦せん時は淨密の處に於て起首し、誦持して初日より誦持し乃し疲極に至るまで、遍數の多少一ら須く定めに依るべし、加減すべからず。先づ三時の念誦の法を説かば、晝日の初分と後分と此の二時に於て應當に持誦すべし。中分の時は加ふるに澡浴を以てして諸の善業を造すべし、夜の三時に於けるも亦上に同じ、中分の間は消息の事あり、夜中の時に於て持誦せば、阿毗遮嚕迦の法・安怛駄囊の法・起米多羅の法を作し、夜分に於て作すを説いて勝上と爲す。若しは晝は念誦し、夜は護摩を作せ。若しは夜は持誦し、晝は護摩を作せ。多く諸藥を具へて念誦の前に而も護摩を作せ。持誦し了つて後に復た護摩を作すべし。若し能く是の如くするを最も其の上と爲す。前の如く先づ所説の團食を出して護摩を作すべし。前後を問ふこと無く恒に此の法に依て念誦し護摩せよ。或は法の中に於て但護摩を作して成ずることを得るは、當に知るべし亦能く眞言を念誦すべきことを。若し是の如くせば諸明歡喜して法驗成し易し、持誦の人は瞋怒を生ぜざれ、慾樂を求めざれ、自ら下るべからず、伴をも勤めて勞苦せざれ、恐れを生ぜざれ、過ぎて勤求せざれ、輕慢を生ぜざれ、念誦の時異語を作さざれ、身疲極すと雖も之を縱放せざれ。(三)諸の

(二)一を欠いて云々如上の障等の起ることあらば文の如く改めて初より之を誦すべし、又自の舌上に三遍誦すべし。

惡氣を制して世間の談話皆思念せざれ、本尊を捨てざれ、縦ひ奇相を見るとも之を恠むべからず。念誦の時は、亦種種の相を分別せざれ、持誦し了らん時は應に部の尊主の眞言を誦すべし。或は部母の眞言を誦せよ。此の眞言を誦じて當に衛護を得べし、部の法に違ふことなかれ。本法に依つて念誦し了已れ。或は本數に過ぐとも亦畏る所なかるべし、應に誠心を起し祈請を作して云ふべし。我れ本法に依つて念誦の數滿す、唯願くは尊者領受して證を爲し、其の夢中に於て爲めに教誨を授けたまへ。正念誦の時若し聲效皆沈欠法して眞言の字を忘るること有らば、即ち起つて水に就いて灑淨の法を作せ。縦ひ數珠を拵つて(一)一を欠いて匣らさんと欲せんに斯の病至ること有らば灑淨し訖已つて還つて首めより念せよ。鄣隔せられなば爲めに須く一一に皆始めより心に念すべし。數珠を拵つて將に畢らんとするの時には禮を申べて一拜し終つて復始めよ。又一禮を畫像の前に申べよ、或は塔の前に於てし、或は座所に於てす。念誦の處に隨つて數珠一匝しては一たび尊顔を觀て一禮を作せ。念誦し了已んば心を淨慮に安じ或は眞言及び其の尊主を想ふて三時に念誦せよ。但し初中後誠心に遍數の多少を作意して皆一類に例して増さず減さざれ。三時に澡浴し三時に地を塗り、花・香・水種種の

(一) 三衣を具すべし。法服なり。内衣と睡衣と浴衣とを三衣といふ。

(二) 承事の眞言承事は先持誦にして前行を謂ふ。(三) 一嚮一向に問欠することなく眞言を念誦すべきこと。(四) 數を作すべからず。放逸にして作さば念誦の數に入ることをなきこと。

供養を獻る、萎める花を除去し、應に三衣を具すべし。又內衣をば一日三時に洗濯せよ、其の衣乾燥せば香に薰じ灑淨せよ。一一の時の中に随つて一を作すことを聽す。別に睡衣及び浴衣を置き、此の二時に於て內衣を替換し日別に一たび洗へ。其の衣乾燥せば薰灑を以てするを聽す。尊に獻する鉢器は三時に洗滌せよ、既に萎花を除いては續いて新しきものを置き。三時に常に大乘般若等の經を讀み、及び制多を作り、曼荼羅を塗れ、先づ承事の眞言を誦せよ、既に了つて請祈未だ得ざれども中に於て廢闕することを得ざれ。一時・二時・乃至一嚮に應當に念誦すべし間斷することを得ざれ。若し魔邪著いて身心を病變するときは則ち精誠ならず、便ち常に放逸し身心疲勞し、時節に違し法則に依らず、或時に浴せずして持念誦及び護摩を作したるは數と作すべからず、心を攝して行を用る法に依て念誦せよ。其れ此の數は應に記して數とすべし。護摩を作さん時、念誦の時、請召の時、此の三事の中に有らゆる眞言の遍數一一皆須く法に依つて數を滿つべし。縦ひ數滿せんと欲はんに一を缺き未だ了らざるに、而も鄭起ることあらば更に頭より數ふべし。若し法に依らずして作すときは皆成せず。若し法に依つて曼荼羅を作すことあらん時、或は日月蝕の時、此の二時に

於ては法を加へて念誦せよ。其の福增高にして久しからず成就せんこと疑ひあることなし。若しは八大靈塔に於てし、或は過去の諸佛の菩薩の行を行じたまひし處に於てせよ、最も勝上と爲す、或は正月十五日の時に於てするを亦勝時と爲す。或は師主の處に於て、眞言を受けんには先づ承事を経て便ち當に念持すべし、久しからずして速に成す。或は夢中に於て眞言の主而も指授したまふと見ば、彼の法則に依て亦速に成就せん。彼の念誦の人供養をして増加し處所尊勝なり。或は當に時に分に更に精誠を加へば、其の數未だ滿たざれども唯此れ勝れる故に、眞言主悦んで而して成就を賜ふべし。當さに知るべし此の法は悉地速かなりと雖も、久しからずして當に壞すべし。是の義を以ての故に先づ承事し了つて得る所のもの、説いて堅固と爲す。先づ承事せん時には應に廣く供養すべし。日月の蝕の時、八日・十四日・十五日に於て復た加へて諸の神仙衆に獻供せんこと餘部に説けるが如し。前等の日に諸の善事業・齋戒等の事を加ふべし。是の日に復た加へて本明の眞言主を獻供すべし。瓶に香水を盛つて花枝を挿み垂れ、或は闍伽の器を取つて甘露軍荼利の眞言を用つて之を眞言し、自ら其の頂に灌いで能く魔邪を除け、或は其の日に於て諸の飲食を獻じ曼荼羅を塗り、及び護摩

(二)成就を得る云々以下法成就十三の相貌あり。

(三)先の承事の法云々修行者は必ず此文を憶念すべし。

し燃燈等の供並に須く之を加ふべし。或は法の中に但持誦して自然に驗の見はるることを説くは、前に張る所の像・舍利塔等忽然として搖動し、或は光焰の出るは當に知るべし久しからずして速に成就を得ん。(二)成就を得ん時に何の相貌かある、謂はゆる身軽く病苦永く除き、勝慧を増益して心に畏るる所なく、身に威光現はれ、勇健増益し、夜夢に常に清淨の實事を見、心恒に安泰ならん。誦念の時及び事業を作すに疲倦を生せずして、身より奇香を出し、或は勇施を行じ、尊の徳を欽敬して眞言主に於て深く敬仰を生せん。成就の時に如し上の事を現せば、當に知るべし即ち是れ成就の相貌なりと。先づ承事了つて法則に依つて本尊を供養し、應に獻供を加へ及び護摩すべし。先づ承事の法、數に依つて既に了つて、次に應に須く悉地の念誦を作すべし。復た先づ求願し其の夢中に於て警界を希ふべし、(三)先の承事の法を作す時に念誦せし所の處にして悉地の念誦を作すべし、處を移すべからず。諸の難事あつて移し去る者は、所住の處に至つて復た須く先づ承事の法則を作して、然して後に乃ち悉地の念誦を作すべし。若し前に依らずして念誦せば應に治罰を作すべし。部の尊主の眞言を取つて一千遍を誦せよ、或る時は本持の眞言を念誦して十萬遍を経よ。若し此を離れては、還つて前

(二)應に治罰云々自己を治罰する事。

の説の如く先づ承事を作すべし。正念誦の時に忽然に錯誤して餘の眞言を誦せば、既に錯誤なりと知つて誠心を以て過を懺せよ。放逸に由るが故に斯の錯誤を致す。願はくは尊過を捨したまへ。便ち頂禮を申べて復た須く始めより之を念誦すべし。忽ちに穢處に於て心放逸にして、故に本眞言を誦せば、便ち自ら覺り已つて(三)應に治罰を須ふべし。持誦の處に至つて部の尊主の眞言を誦すること七遍せよ。半月半月に一日食せざれ。次に五淨を服せよ。五淨の眞言を誦すること百八遍を経て、然して後に之を服せよ。此の五淨を服するときは、半月の中に食する所の穢惡の食、當に清淨なることを得て眞言力を増すべし。佛部の五淨の眞言に曰く、

蓮華部の五淨の眞言。
娜謨刺怛囉耶野、ナラボラタンナクテラヤヤ 娜莫阿利野、ナラマクアリヤ 嚩路枳誦濕嚩囉野、バロキヤイジンバラヤ 菩提薩埵野、ボツサツトヤ 摩訶薩埵野、マカサツトヤ 摩訶彌伽囉底、ナラボバキヤパナイウシユニシヤヤ 彌秣睇、ビシユタイ 彌囉制始米、ビラセイシベイ 扇底迦囉、センチキヤリ 莎嚩訶。ツハカ

金剛部の五淨の眞言。
娜謨刺怛囉耶野、ナラボラタンナクテラヤヤ 娜莫阿利野、ナラマクアリヤ 嚩路枳誦濕嚩囉野、バロキヤイジンバラヤ 菩提薩埵野、ボツサツトヤ 摩訶薩埵野、マカサツトヤ 摩訶嚩拏迦野、カキヨニキヤヤ 唵、オム 野輸制、ヤシユセイ 莎嚩訶。ツハカ

國譯蘇悉地羯羅經卷下
四六三

(一) 眞言主 本尊
なり。

(二) 大河に送り云々
七日作壇等の
破壇の後には、大河
に流すなり。

(三) 本尊灌頂品
此の品は本尊の頂
に灌で威光を増益
ならしむるなり。

(四) 五寶 瓶中に
入るなり、花葉
等は瓶に挿むなり
(五) 鞞樹 多羅樹
のこと。

り、一日夜を経て護摩を作せ。(一) 眞言主歡喜して威を増すことを得ん。復た諸香を取り和して香泥に作し、本尊の形に作つて忙羅底花マウラチケを獻じ、樹膠香或は堅木香を焼いて、一日三時に眞言を以て一百八遍を誦すれば、眞言主歡喜して威を増すことを得ん。尊形を作つて荷葉の上、或は芭蕉の葉、或は乳樹の葉、或は諸草の葉に置くべし。直に晝日のみに非ず、夜も亦之を獻せよ。法事了らん時には法の如く發遣して(二) 大河に送り置き、上の次第の如く此の法則に依つて作さば、本尊歡喜して速に悉地を賜ふべし。

蘇悉地羯羅經 本尊灌頂品第二十二

復た次に先づ承事すること了つて、若し眞言主をして威徳を増加せんと欲ふが故に、應に之を灌ぐべし。取るに金の瓶或は銀銅等、或は新しき瓦の瓶を以て、香水を盛り満して(三) 五寶と花と葉と菓と香と、五種の穀子と種種の塗香と、或は堅香の末とを置き。新しき綵帛を以て其の瓶の頸に繫け、諸の(四) 鞞樹の枝、或は乳樹の枝を挿み、部の尊主の眞言を用ゐ、或は部母の眞言を用つて眞言すること百八遍して、然して後に其の眞言主の頂に灌げ。應に金を用つて作り、或は沉檀を以て其の形を作り、座の上に置て之を灌頂すべし。灌頂既に了らば復た當に花香等の物を獻供すべし、或は諸の櫻

(一) 本尊を標想
意に觀想して灌頂
するなり。
(二) 或は自ら云々
行者の自身を澡
浴するなり。

(三) 一日食せず
唯一心にして餘念
を離れ、食をも念
はざるなり。

(四) 閑底花 本土
になし、或は白豆
豨なりやといふ。

絡種種の供具之を供養し、及び護摩を作し並に念誦を加へよ。是の如く作さん者は能く本尊をして威力を増加せしめ速に悉地を得ん。先承事の者念誦を作さん時、應に本尊に灌ぐべし。闕伽器を取らんにも(一) 本尊を標想して之を灌頂せよ。(二) 或は自ら浴し了らん時、復た應に本眞言主を想念して、三度七度而も之を灌頂すべし。先承事の時廢忘すべからず、或る時には乳を用ゐ、或る時には蘇を用ゐ、或る時には蜜を用ゐ、瓶の中に盛り滿ち内に七寶を置き、如法に執持して本尊の頂に灌げ、所祈の願速に満足することを得。

蘇悉地羯羅經祈請品第二十三

復た次に廣く祈請の法則を説かん、白黒の二つの月の八日・十四日・十五日或は日月蝕の時に於て、(一) 一日食せず、或は三日を經、或は七日を經、澡浴清淨にして新淨の衣を着せよ。此の晨日を離れて祈願せんには、應に白月を用ゐ、扇底迦の眞言を誦して之を祈請すべし。後に暮間に於て諸の湯水を以てし、及び眞言を用つて澡浴清淨にして諸の垢穢を除き五處を灑洒せよ。如法に本眞言主を供養し、復た闕伽を獻じて眞言一百八遍を加誦し、(二) 閑底花シヤナクの未だ大に開かざるものを用つて、梅檀香水を灑ぎ持つて

(一) 婆析羅娑白
膠サシヤラヲ用テノ木
ノヤニナリ。

(二) 進止を得云々
本尊の指南を蒙
る義にして此品
に因て四十三の好
相を説くなり、得
進止は本尊の指
示を得ることにし
て、即ち夢中に教
示を蒙るなり。

(三) 或は美女の身
等總じて世間吉
祥の相を見るは即
ち出世の好相なり

之を奉獻せよ。又廣く食を獻せよ、烏那梨食ウナリシヤクと名く、食の中に酪を加ふべし。忙羅底マウラチ花を以て鬘を作り供養せよ、先づ牛蘇ウソを取つて護摩を作すこと一百八遍せよ。次に(一) 婆析羅娑サシヤラを用つて護摩すること一百八遍、白蠶ビヤクワの縷ルと或は布線の縷とを用つて、童女をして索を合さしめ、一たび眞言しては一結し、當に結ぶこと七結すべし。復た眞言七遍して隨つて左の肘の上に繋げ、右脇にして臥し眞言主を思念せよ。(二) 進止を得已つて意に隨つて住し茅座に安置せよ。上に花を敷散して尊形を想念せよ。其の夢中に於て、自の部主を見、或は眞言主を見、或は明主を見ば、當に知るべし此の相は成就の相なり。或は三寶を見、或は諸の菩薩を見、或は四衆を見、或は供養を見るは、悉地の相なり。或は自身眞言を誦持して諸の事等を作すと見、或は身に白淨の衣服を着すと見、或は他來つて恭敬し供養すと見るは、當に知るべし勝上の悉地纔に近づきぬ。或は山峯セツの上に登ると見、或は象に乗ると見、或は大河海を渡ると見、或は菓樹の上に昇ると見、或は師子に乗すと見、或は牛・鹿・馬諸餘等に乗る、或は飛鵝・孔雀一切の飛禽ヒに乗り、(三) 或は美女の身に纓絡を被、手に花瓶を持し、或は香花蓋もて圍繞し行道すと見、或は象馬車乘諸の寶物等を受得すと見る、是等の相を見るは悉地の相なり。

(一) 烏施囉藥 茅
根香なり。

(二) 搗き和して
摩末すること。
(三) 蟻の土 蟻穴
の邊に蟻の集むる
所の土なり。

(四) 七の膠香 木
の汁の香にして皮
膠にあらす。

或は夢に花・菓根・牛蘇・乳酪・稻花等の物の所成就の藥を得るは悉地の相なり。先づ承事せん時には夢に成就の藥を示し及び數珠を得る、是の相を得る者は當に知るべし即ち須く便ち持誦の法を作すべきを。或は自身を薰覆すと見、或は澡浴清淨なりと見、或は身に瓔珞を帶すと見る、是の相を見已らば便ち持誦を作すべし、當に速に悉地すべし。持誦の法を作さんには閑底花一百八枚を取つて、部母の眞言と本眞言とを兼ね用つて和して一百八遍を誦して之を供養せよ。復た白梅檀香を取つて眞言百遍せよ、是の如く祈請し意に隨つて臥せ、夢に本眞言主自ら當に相を現すべし。又(一) 烏施囉藥ウシラヤクを取つて(二) 搗き和して眞言主の形像キョウゾウを作り、烏里弭迦ウリビヤと(三) 蟻の土とを和して其の器を作り、牛乳を滿ち盛り、像を乳の中に置き、或は蘇と乳と蜜とを用つて和して器の中に置き、像を中に置いて誦すること一百八遍して三時に供養せよ。是の如く供養すれば本尊歡喜して速に相現することを得。復た白黒の二つの月の八日・十四日・十五日、或は日月蝕の日に於て、食せず持齋して廣く供養を作し、(四) 七の膠香クワカクと及び五の堅香とを以て、一一の香等一たび眞言を誦して、一たび護摩を作せ、數一千二百遍を滿ち已つて祈る所の願速に前相を見ん。祈請の軌則若し法に依つて作さば速に成就を得、其の

相貌を見て疑ふことあらざるなり。

蘇悉地羯羅經受真言品第二十四

復次に廣く真言を受くる法を説かん、雙膝地に着け、先づ尊者阿闍梨の處に於て廣く布施を作し、手に妙花を捧げて愍重の心を發し、闍梨の處に於て三遍口づから受けよ。真言多きは受誦することを得ず、應に(一)紙葉(二)牛黃を用つて之を寫し、受取して隨意に之を誦すべし。(三)先づ曼荼羅に入り已る後、餘時に於て真言を受けば、良日時に於て尊者闍梨の處に於て廣く奉施を作し前の如く之を受けよ。是の如く正しくして真言を受けなば速に成せん。縦ひ先に承事の法を作さざれども便即ち持誦せんに亦成就を得べし。復た新しき瓶の諸の病を離れたるものを以て、諸の花葉・七寶・五穀を置て一に法の如くせよ。唯水を着けざれ、至誠心を作して廣く供養を作せ。阿闍梨先づ紙葉を取り、諸の真言主の名を書寫して瓶の中に置き、莊嚴し供養すること灌頂の法の如くせよ。此の法を作す時は、或は一日を經、或は三日を經て、不食齋戒すべし。日暮の間に於て則ち牛黃を以て諸の真言・名號を抄して瓶の中に置て獻せよ。塗香と花と香と燈と食とを以て、并に本真言を以て護摩を作すこと百八遍、廣く作勤して聖衆誦

(一)紙葉一帖二枚等言ふが如し
(二)牛黃藥種なり此の藥を以て真言等を寫すこと多く之れあり
(三)先づ曼荼羅に入り受明灌頂なり

に聽きたまへと求めよ。三日を經滿し其の弟子をして先づ淨く身體を洗浴し香馥ならしむ。手に吉祥茅草の指環を着け、真言を以て百八遍を誦して其の瓶を真言し、并に香を以て薰じ心を傾けて禮を作し、一葉を取り已つて復重ねて頂禮せしめよ。是の如くして受くる者は速に悉地を得ん。若し更に別に諸餘の真言を誦せば、所受の真言悉地を退失しなん。若し弟子の處に於て心に歡喜を生じて、自所持の悉地の真言を授與せん時は、應に軌則に依つて如法に之を受くべし。先づ誦持の爲めの故に弟子久しからずして當に悉地を得べし。先づ真言主の處に於て(一)啓請し陳表して此の真言を授けよ。斯の弟子の與に願はくは加被を作し、速に悉地を賜へと手に香花を捧げて、一百八遍或は一千遍を誦し、便ち弟子を呼び來つて之を授與せよ。(二)復た是の言を作さく、我れ今の時に於て本明主を廻らして弟子に授與す、唯願はくは照知して爲めに悉地を作したまへと。弟子も言すべし、我れ今の時に於て已に明主を受けつ、誓つて今日より乃し菩提に至るまで而も廢忘せじと。上の所説の如くして師主弟子をして真言の法を受けしめば當に成就を得べし。此を離れて受けんものは悉地を得ず。此の如くして悉地の真言を受得せば、中に於て決定して成就せんこと疑なし。先悉地に由らば

(一)啓請陳表表白と同じ我が誠を陳表するの義

(二)一千遍なり實は一千八十遍なり(三)復た是の言を作す云々密教の意は法曼荼羅即ち本尊の故に種子真言は即ち本尊なり

(二) 廣く奉施云々
二十六種の施物
なり。

先承事せざれ。眞言既に爾り、悉地藥等の受法も亦た然なり。或は復た人あり、先承事し已つて、次に念持して法則に依つて廻して人に授與すべし、所得する所の者は先承事せざれども、但念持を作さんに便ち成就することを得べし、眞言を受くることは悉地の爲めの故なり。先づ師主の處に於て、(一) 廣く奉施を作すべし。花菓・諸根・名衣・上服・金・銀・摩尼・諸の雜寶物・種種の穀・麥・蘇蜜・乳酪・男女・童僕・種種の臥具・奇妙の革履、嚴身の具已成就の藥、象・馬・牛・犢諸餘の乘等、乃し自身に至るまで、亦持して奉施し僕と爲つて使はれ、久しく承事を経て劬勞を憚からず、合掌虔誠し珍重して奉施すべし。是の如く施を行すれば速に悉地を得。廣く説くこと上の如し、種種の物は先づ須らく阿闍梨に奉施し已つて、然して後に眞言の妙句を受くべし。

蘇悉地羯羅經滿足眞言品第二十五

(三) 其の夢中に於て
本尊相を示す
こと。

復た次に持誦の人其の(一) 夢中に於て、眞言主の身の諸の支分加せりと見ば、應に知るべし眞言の字の加せるなり。支分の減少せる若きは應に知るべし眞言の字の少たるなり。是の相を委ふし已つて満足の法を作すべし。或は眞言を受持の者と異にして、或は加し或は減じ、字數不同なりと見ば、心に便ち疑ひを生せば應に法に依つて満足の法を

(二) 楷定 楷は式
法の義にして後世
の則ち成ること。

作すべし。先づ紙葉牛黃を以て錯れる所の眞言を抄寫して、如法に明王の眞言を供養し、及び衛護し已つて眞言主の座に置き、復た乳水を取ること並に本法に依れ、但し空蘇を用ふよ。明王而も助を加へたまはんことを求むるが爲めの故なり。應に護摩を作さんには茅草の鋪を布くべし、先づ部の尊主を禮し、次に部母を禮し、次に諸佛を禮して是くの如くの啓を作すべし、唯願はくは諸佛及び諸の聖衆助けを加へて衛護し玉へと。是の如く啓し已り、茅草の上に於て頭を東に面して臥せ、其の夢の中に於て本尊相を示さん。牛黃を以て寫す所の紙葉の上に加あり減あらん、本尊還つて牛黃を以て題注して字數満足し玉はん。乃至加減の點畫も亦皆(一) 楷定せん。眞言錯らば但錯らずと云はん。或は夢中に於て指受して満足し玉はん。此の法を作さん時作法して衛護せよ、魔を除かんが爲めの故なり。

蘇悉地羯羅經増力品第二十六

復た次に謂く威力を増加せんと欲はば、應に護摩を作すべし。或は蘇蜜を用ふ、或は時に乳を用ふ各各別に作せ。或は油麻を用て蘇に和して護摩せよ。或は膠香を用て蘇に和して護摩せよ。或は蓮華を用て蘇に和して護摩すべし。或時は空姿闍囉姿を用ふ、

或は山間に於て常に五淨を服して餘食を食せず。本部の花を取り十萬枚に満ち一一に眞言して、本尊に妙好の塗香及び香・花・燃燈・食等を奉獻せよ。各眞言を誦して百八遍を経、一日三時にして三日を経よ。是の如く供養せば、威力を増加すべし。或は堅木を用て燃して以て燈と爲し、一日三時に七日を経ば、能く眞言をして威力を増加せしむ。或時には迦彌迦食を供養せよ、亦た威力を増さん。上に説く所の念誦護摩供養の法則の如くせば、亦復た能く威力を増加せしむ。

蘇悉地羯羅經護摩品第二十七

復た次に廣く護摩の法則を説いて、持誦者をして速に悉地を得せしめん。尊像の前に於て護摩の爐を作り、須らく方一肘にすべし、四面に椽を安け、量の深さ半肘にせよ、若し圓爐を作らば其の量准じて然なり。念誦の處は若し房室に在らば應に外に出でて尊形を望み見て穿ちて爐を作るべし。其の事業に隨ひて法に依つて之を作れ。乳木等の物及び以び香花をば右邊に置き、護摩の器皿をば左邊に置き、諸事の眞言を用て諸物等に灑ぎ、茅草の座に坐れ。攝心靜慮にして、闍伽を捧持し、明王を啓請して闍伽水を傾けて少しく爐中に灑ぎ、復た一花を以て一たび眞言を誦して眞言主に獻せよ。穢を

(一) 椽を安け是は土壇の時の事なり。
(二) 法に依て之を作れ。息災・増益・降伏等の法に隨て爐を作るべし。
(三) 乳木等の物の護摩の支具を行行者の左右に置く様なり。
(四) 闍伽を捧持漱口なり。

(一) 先づ闍伽水を以て漱口なり。

(二) 護摩する所の木種を明す。
(三) 烏曇摩囉木・鉢囉花・法他囉木・紫檀・闍伽木・楡・李・閃弭・拘杞根

除かんが爲めの故に、應に計利吉里の眞言を誦し並に手印を作すべし。衛護の爲めの故に、軍荼利の眞言を以て水を灑いで淨を作し、乳木を火に燃せよ。既に燒火し已らば先づ火天を請せよ、我れ今火天の首を奉請す、天中の仙梵行の宗敬なり、此の處に降臨して護摩を受納したまへ。次に請召火天の眞言を誦すること上に同じ、火天を召し已つて、先づ闍伽水を以て三度灑淨せよ。淨五穀蘇酪等の物を取つて、誦するに眞言を以てし、三遍護摩して火天を祈り奉る、眞言は上に同じ。火天に食を祀りなば、一心に標想し火天を迎送して本座に置け。後に計利吉里の眞言を誦し、並に手印を作つて復其の火を淨めよ。一切の護摩皆應に是の如くすべし。次に本尊を請せよ、先づ本尊の眞言一遍を誦して本座に安住せしめ、法に依つて供養せよ、願はくは尊、護摩の食を受くることを垂れたまへ。護摩する所の木は、謂く鉢囉輸木・烏曇摩囉木・鉢囉訖沙木・尼俱陀木・法他囉木・闍伽木・吠宮訖那木・闍沒囉木・迦濕沒囉也木・閃弭木・阿箴麼嚩迦木・闍說替那木なり。此の十二種の木は枝を取る量の長さ兩指一折にせよ。皆濕潤にして新しく採り得たるものを須る、通じて一切の護摩の法に於て條の端直なる者を用るよ、其の上下を觀て一向に之を置き、香水もて淨く洗ひ、細き頭は外に

(二) 搏食 食を搏めて食す。

向け、釜き頭は身に向け、蘇に兩頭を搵して爐内に擲げよ。扇底迦等一一の法を作す時には、各本法に依つて先づ(三)搏食を出して護摩を作せ。是の如くの軌模遍く一切に通ず。毎日食を作さんの時には、先づ一分の食を出して尊の前に置在いて、護摩の時を待つて先づ取用すべし。念誦の時に兩手を置くに雙膝の間に在るが如くす。護摩の時も亦是の如くすべし。沉の香水を以て量長さ四指麤さ頭指の如きを、蘇合香に搵して百八護摩せよ、此の法は深妙にして真言の威を益す、是の如く作す時は遍く諸部に通ず。或は安悉を用つて蘇に和して護摩すること復た百八遍せよ。或時には空に薩闍囉姿を用つて、護摩を作すこと百八遍せよ、皆能く真言の威力を増益す。真言の法を成就せんと欲ふが爲めの故に、諸の護摩を作さんには、先づ部の尊主を請し、次には本尊を請して然る後に法に依て護摩を作せ、真言の法を成就せんと欲ふが爲めの故に諸の護摩を作さんには、先づ部母の真言を用ゐ、本尊を護衛し、次に自身を護せよ、然して後に法に依て乃ち護摩を作せ。真言の法を成就せんと欲ふが爲めの故に、諸の護摩を作せ、若し法了らん時には、加す真言の力を増益せんが爲めの故に、應當に部心の真言を念誦すべし。諸の真言法を成就せんと欲ふが爲めの故に諸の護摩を作せ。

(二) 殘る所の云々 雜和供なり、小野は混沌供と云ふ。

(三) 備物品 此品には諸の辨備の物諸の器物等を擧ぐ

初めの時には皆大約を須る酌んで施せ、了らんと欲ふ時にも亦大約を用ゐよ、中間に在ては應に小杓を用ふべし。真言の法を成就せんと欲ふが爲めの故に諸の護摩を作せ、若し法の了る時は部心の真言を用て闍伽を真言して、之を供養すること曼拏羅法の中に説く所の如し。護摩の次第の法を作さんことも亦應に是の如くすべし。先づ阿毗遮嚩迦の法を作し、次に補瑟微迦の法を作し、次に扇底迦の法を作して護摩了已んば、本持の真言を用つて淨水を真言し、手を以て遠く巡らして爐中に散灑せよ。是の如く三度の護摩都て了んば、復た火天に啓して重ねて餘供を受けて如法に供養し、退還し發遣して祈願すること請召の法の如くすべし。降臨の字を去つて退還の字を置くべし。(二) 殘餘する所の殺蘇蜜酪等をば、並に一處に和して用つて火天に祀れ。真言三遍して護摩を作し、復た本真言の字數の多少を觀じて之を念誦せよ。復た供養を作し本尊を護衛し、並に己身を護し如法に發遣せよ。

蘇悉地羯羅經(二) 備物品第二十八

復た次に廣く諸の成就の支分を説かん、謂く諸の真言を成就せんと欲ふが故に、先づ當に諸の雜物の分を備辨すべし、然して後に應に先承事の法を作すべし。若し已に先承

堅利の物なり。

事する者ならば次に應に念誦すべし、謂はゆる諸の雜塗香諸の雜燒香なり。五種の堅香は、謂く沉香チンスイカウと、白檀香ビヤクタンと、紫檀香シタンと、娑羅羅香シヤララと、天木香テンモクとなり。七膠香セツカウは、謂く乾陀囉娑香ケンダラサと、薩闍囉娑香サツヤラサと、安悉香アンシツと、蘇合香ソカウと、薰陸香クンリクと、設落翅香セツラクシと、室利吠瑟吒迦香シツリフセダカとなり。白芥子ハクカイシと、毒藥の鹽ドクヤクノシホと、黑芥子クワクカイシと、胡麻油コウマアブと、牛蘇ウソと、銅瓶ドウビンと、銅碗ドウワンとなり。五穀は謂く大麥ダイマクと、小麥コマクと、稻穀ダウコクと、小豆コウマクと、胡麻コウマとなり。五寶は謂く金キンと銀ギンと眞珠シンシュと螺貝ラバイと赤珠セクシュとなり。五藥は謂く乾託迦哩藥ケンダカヤリヤクと、勿哩訶底藥モリカチヤクと、娑訶藥サカヤクと、娑訶提婆藥サカチポヤクと、稅多擬里疔哩迦藥セイトナギリチリキヤクと。五色線は、謂く青アヲと黃ワウと赤セキと白ハクと黒クワクとなり。童子コウジをして線センを合アヒさしめよ。金剛杵キンガウシと、燈炷トウシュと、燈蓋トウサンと、瓦碗ワワンと、五種の彩色シキとなり。佉他囉木キタラモクの櫛クシ、乳木ニウモクの枝エダと、苦練木クレンモクの椀ワンと、大杓ダイヤクと、小杓コヤクと、牛黃ウワウと、二鎖鐵ニソウテツと、紫檀シタンと、護淨ゴジヤウと、線淨センジヤウとなり。浴衣ヨクイと、黒き鹿皮クワヒとなり。鉢孕瞿花ハツコウケツケと、稻穀ダウコク花ハナと、木履モクリと、冒餌草ボウジサウと、大茅草ダイボウサウと、設多布漉波迦香セツダフクハカヤク是れなり。花ハナを採ツクる筐ハコ飲食オンジキに縁ヘリつて須スふる所の蘇ソと蜜ミツと沙糖サカトウと石蜜シヤクミツ等の物なり。數珠ズシュは上の所説ソトウの如ごとし。種種ソウソウの諸物ソモノ皆みな預アめ之を備そなへ、然しかして後應ノチ當トクに先承ノチ事ヲ作スし及び廣ヒロクく念誦ニョウソウすべし。

蘇悉地羯羅經成諸物相品第二十九

復た次に我れ今成就物の是の三部の眞言に依る悉地を説かん。謂はゆる眞陀摩尼マニと、賢瓶ケンビンと、雨寶ウヘツと、伏藏フツサンと、輪リンと、雌黃スイワウと、刀タウと、此等の七の物は上ウヘが中ナカの上ウヘなり、能く種種ソウソウの悉地シツヂをして福德フクトクを成就ケウジツし増益ゾウイキし、乃至乃至法王ホウオウの法ホウを成滿ケイマンせしむ、況んや餘ヨリの世事セジをや。佛部ブツブと、蓮花部レンカブと、金剛部キンガウブとの三部の眞言マコトノゴトに皆是みなの如ごとくの上ウヘの成就ケウジツあり、三部の中に於て受持ウケヂの者に隨したがつて、具タラシさに五通ゴツウを獲トクるを上ウヘ悉地シツヂと爲なす。言イハく七物シチモノとは若し眞陀摩尼マニを成就ケウジツせんと欲ホシはん者は、法驗ホウケン成ケし已マつて當トクに金臺キンダイを作るべし、量リヤウは長さ一肘イツウにせよ、或は銀ギンを用もちつて作り莊嚴ソウエン精細セイサイにし、臺ダイの頭カビに摩尼珠マニジュを置おけ、其ソノの珠ジュは紅ベニ頗ハ梨リの光淨クワウジヤウにして翳カクりなきを用もちよ、或は好きスキ水精スイセイを如法ニヨフホウに圓マダカに飾カズれ、此コノの寶ホウを成ケせんには應オウに夜ヨに念誦ニョウソウすべし、臺ダイの圖樣ズを作つくれ。若し雨寶ウヘツの法ホウを成就ケウジツせんと欲ホシはば、法驗ホウケン成ケし已マつて但タ當トクに誠心マコトノココロに所念ソネンの處トコロに隨したがふべし、伏藏フツサンの法ホウを成就ケウジツせんと欲ホシはば、法驗ホウケン成ケし已マつて但タ當トクに誠心マコトノココロに所念ソネンの處トコロに隨したがふべし、伏藏フツサンより金キン・銀ギン・諸珍ショジンを發起ハツキし、貧乏ヒンバツに濟給キツクし種種ソウソウに費用コウヨウすとも其ソノの藏サウ盡ツクることなし。若し輪仙リンセンの法ホウを成就ケウジツせんと欲ホシはば、鎖鐵ソウテツを以もて輪リンを作つくれ、量リヤウは圓マダカにして兩指リウシ一碟イツテツにせよ。輪リンに六ロクの輻輳フクソウを安やすき縁ヘリは恬利テンリにすべし、是コノの如ごとく作法ソウハツせば速すみに悉地シツヂを得とん。若し

雌黄の法を成就せんと欲はば、光れる雌黄の日の初めて出でたる色光の如く、亦是融金の色光の如くなるを取れ、是を上好と爲す。若し刀の法を成就せんと欲はば、好鑽の刀を取れ、量は長さ兩肘にせよ、小指を以て齊かざる闊ひろさ四指、諸の瑕病なく、其の色紺青にして桑施鳥の翹の如くせよ。若し佛頂の法を成就せんと欲はば、當に金を以て佛頂を作ること猶し畫印の如くすべし、臺の上に安置し其の臺の根ハウダテには薩頗胝迦寶ソハチキヤを用ゐよ。若し蓮華の法を成就せんと欲はば、金を以て八葉の蓮華を作り、兩指一碟手の量の如くせよ、或は銀を用つて作り、或は熟銅にて作り、或は白梅檀木にて作れ。若し拔折羅の法を成就せんと欲はば、好鑽鐵を以て拔折羅を作れ、長さ十六指にして兩の頭に各三股を作れ、或は紫檀木にて作り、或は三の寶にて作れ、謂はゆる金と銀と熟銅となり。若し雄黄の法を成就せんと欲はば、當に雄黄の色の融金の如くなるを取り、塊を分片に成すべし、復た上に光あらんもの、是の如くなる雄黄は能く上事を成せん。若し牛黄の法を成就せんと欲はば、當に黄牛の牛黄を取るを上と爲すべし。若し刈哩迦樂ケリキヤを成就せんと欲はば、當に其の薬の色金錢花キンゼンカの如きものの上好なるを取るべし。若し素嚕多安膳那樂ソロカアセンナヤクを成就せんと欲はば、蚯蚓クワセムの糞の如くなるものの上好なり。

(一) 梧 棒のいさ

若し白氈布を成就せんと欲はば、細軟のものを取つて毛髪を擇び去り、麝金香を以て之を染むべし。若し護身の線を成就せんと欲はば、白氈の縷を取つて細細にして三を合せて股に爲せ、復た三股を以て索に合せ、童女をして合せ燃らしめ皆須らく右に合すべし、或は縷の全きを合せよ。若し華鬘の法を成就せんと欲はば、鬘ウシヤ底花シチケを取つて鬘ウシヤに作れ。若し牛糞灰ゴフンケの法を成就せんと欲はば、蘭ラン若ニヤに乾ける所の淨き牛糞を取り焼いて白き灰と作り、龍腦香に和して用ゐよ。若し木屐モウキヤクの法を成就せんと欲はば、室唎シムリ鉢ハツリ尼木ニモクを取つて木屐ハツリに作つて、上に其の蓋を安ずるなり。若し傘蓋の法を成就せんと欲はば、當に孔雀の尾を以て作りて新しき端ただしき竹を以て其の莖を作るべし。若し弓箭を成就せんと欲はば、槍と稍と獨股と及ニ梧ウと及び諸の餘の器仗と、世に用ふるものに隨ひ、意に隨つて作るべし。若し世間の鞍馬車乗の牛羊一切の鳥獸、諸餘の物等を成就せんと欲はば、世人の輩の共に將て上と爲るに隨ひ意樂イガクに隨つて作れ、或は本法に依つて是の如く制作せよ。若し吠多羅フイタラを成就せんと欲はば、應にニ族姓シクセウの家ケに生れて、盛年無病にして卒死して體に癩跡なく、由ゆは未だ脹壞せず諸根具足するを取るべし、是の如くの屍を取つて成就を作せ、意の所作の上中下の法に隨つて、取る

(二) 族姓家 貴族の商家なり。

所の物も亦た復た是の如し、心に怖畏なくして方に此の法を作すべし。

蘇悉地羯羅經取物品第三十

復た次に我れ今取物の法を説かん。白黒の二の月の八日・十四日・十五日・日蝕の時・地動の時日、其の(一)午の前に於て其の物を取れ。念誦の時に於ては警界を得已つて諸物を取れ。或に深浴清淨にし不食持齋して、善の警界を求めて諸物を取れ。所説の須物隨方の處所にして是の物あらば、貴貨に就て(二)價直を離はずして諸物を取れ。或る時には自ら威力を増加し、飢寒を堪忍して種種の異相を覺らん、爾の時に當つて諸物を取れ。其の取る所の諸物は各本性の上中下品に依つて皆好きものを取れ。法の如く得已つて應に精進を加へて成就の法を作すべし。

蘇悉地羯羅經淨物品第三十一

復た次に今諸物を淨むる法を説かん。五淨を用つて洗へ、(三)洗ふべからざるものは五淨を以て之を灑ぎ、諸物の量を觀じて五淨を末に和し、雌黃を乳に和して末に作し、朱砂を牛尿に和して末に作し、牛黃を蘇に和して末に作し、彩色を乳に和して之を調せよ。唯安膳那藥は空治いて末に作れ。刀輪等の物は牛糞水を用つて洗へ、餘の所説の

(一) 午の前に於て云々一切草木等を午時より以前に之を取ること。
(二) 價直を云々直切らざること。

(三) 洗ふべからざる云々灑水なり

ものの洗ふべき物等をば、先づ牛尿に洗ひ、次に胡麻水に洗ひ、次に香水に洗ひ、諸餘の物等の世に稱用する所をば水に之を洗ふべし。或は香水に洗ひ已つて、次に諸事の眞言水を用つて灑淨し、次に部心の眞言水を用つて灑淨し、次に部母の眞言水を用つて灑淨せよ。但洗ふべきものは先づ五淨に洗ひ、次に胡麻水に洗ひ、次に香水に洗ふべし。淨むべき所の如きは皆是の如くすべし。

蘇悉地羯羅經物量品第三十二

復た次に廣く成就物の量を説かん。成就物とは、謂く身の莊嚴の具たる諸の器仗、種種の衣服なり。世の常法に用ふる所の量數の如くして、治研し細末して成就の法を作せ。若し雌黃の法を成就せんと欲はば、五兩を五法と爲し、三兩を中法と爲し、一兩を下法と爲す。若し牛黃の法を成就せんと欲はば、一兩を上法と爲し、半兩を中法と爲し一分を下法と爲す。若し雄黃の法を成就せんと欲はば、二兩を上法と爲し、一兩を中法と爲し、半兩を下法と爲す。若し安膳那の法を成就せんと欲はば、三分を上法と爲し、二分を中法と爲し、一分を下法と爲す。若し蘇の法を成就せんと欲はば、七兩を上法と爲し、五兩を中法と爲し、三兩を下法と爲す。若し灰の法を成就せんと欲はば

(二) 本尊の恩眷
本尊眷屬等の夢中
に示す所の分量の
如くすることなり

(三) 灌頂壇 息災
灌頂壇のこま

(三) 自ら灌頂して
法成就のため
行法毎に之を行す
灌頂曼荼羅は正
覺壇の名なり
蘇悉地は胎藏に依
るが故に西門を開
く
(三) 八肘 一肘は
一尺六寸なれば一
丈二尺八寸

五兩を上法と爲し、三兩を中法と爲し、二兩を下法と爲す。若し爵金香の法を成就せんと欲はば、量雌黃に比せ。安但陀那の法に於て種種の丸藥の成就を説くは、其の數須らく二十一丸を作るを上法と爲し、十五丸を中法と爲し、七丸を下法と爲すべし。本法の中に於て諸物の量少くは應に其の數を加ふべし、或は都量に依り、或は本法の如くし、或は世に貴ぶ所の量なり。數の多少亦之に依るべし。應に念誦の功力を觀じ及び同伴の多少を觀すべし。應當に具さに備ふべし。(二) 本尊の恩眷の境界の許多なるが如く、任はしに成就すべし悉地の法に上中下あれば、諸物の數量も亦た復た是の如し。

蘇悉地羯羅經(三) 灌頂壇品第三十三

復た次に廣く諸物を成就する祕密の妙法を説いて、速に悉地を得せしめん。若し成就の法を起首せんと欲はば、先づ諸の悉地の具を備辦すべし。護摩の法を以て威を本尊と眞言とに加へ、及び(三) 自ら灌頂して灌頂の曼荼羅を作せ。如法に供養し灌頂を作し已つて、然して後に起首して成就の法を作せ。若し大灌頂曼荼羅を作さんものは、能く一切の諸事を成就することを得ん。前の所説の如く、明王の曼荼羅の淨地等の法も、皆應に是の如くすべし。其の曼荼羅は須く方四角にして(四) 四門を安置す、其の量(五) 八肘

(二) 四肘の外 正
覺壇なり。

或は七、或は五なり。唯西門を開け、界道の五色は法の如く畫飾して其の臺の量の如くせよ。次の外をば半を減じ、次の外は准じて然かせよ。此の西面の(二) 四肘の外に於て復た一曼荼羅を作れ、其の量五肘、或は四、或は三なり。唯東門を開け、或は根本の大曼荼羅の如くにして灌頂の處所は半を減じて作れ。凡そ曼荼羅の地勢は、皆北は下し卸すを説いて吉祥と爲す、但曼荼羅の地勢北は下し卸すものを説いて最勝と爲す。或は一種の彩色を用つて之を畫け、四角の外に於て三肘の拔折羅を作れ、中臺の内に於て如法に入葉の蓮華を畫作せよ、諸の曼荼羅も亦應に是の如くすべし。蓮華葉の外に周圍して吉祥の妙印を畫作せよ、四門の中に於て拔折羅を畫け。復た諸の角に於て吉祥瓶を安け。外の灌頂の曼荼羅に於ても亦た是の如く作すべし。凡そ灌頂せんと欲はば必ず四種の瓶を置ける所の處を須る、並に界の角を衛り持誦する所の眞言及與び明等に隨つて、其の臺の内に於て本尊の印を畫き並に一の瓶を置け、所持の眞言は其の部類に隨つて本尊の手印を畫け、謂はゆる佛頂と、蓮華と金剛となり。應に知るべし此の法を最も祕密と爲す。所持の眞言、名號を誦らす及び部に貫ならざるものには應に一の瓶を安すべし辨諸事と名く。或は成就義利の瓶を安じ、或は一の瓶を安ずるを諸眞

(一) 落澁彌 大吉
祥變の印。

(二) 金剛印 金剛
薩埵なり。

(三) 食金剛印 金
剛夜叉なり。

(四) 魯達羅神 伊
舍那天なり。

(五) 甘露瓶 軍荼
利なり。

言と名く。次の外の東面に佛頂の印を畫け、右邊には部母の印、左邊には部心の印、次の右には鑠底シヤチの印、次の左には牙の印、次の右には阿難、次の左には須菩提なり。諸餘の眞言及び明等の印左右に安置し、乃し兩の角に至る。次の北面に於て觀自在菩薩の印を畫け、右邊には部母の印、左邊には部心の印、次の右には(一)落澁彌の印、次の左には多羅の印、次の右には成就義菩薩の印、次の左には大勢至菩薩の印、諸餘の眞言及び明等の印、左右に安置し乃し兩角に至る。次に南面に於て(二)金剛の印を畫け、右邊には部母の印、左邊には部心の印、次の右には金剛拳の印、次の左には(三)食金剛の印、次の右には拔折羅の印、次の左には金剛楮ゴウの印なり。諸餘の眞言及び明等の印は左右に安置し乃し兩角に至る。次に西面の門の南に於て、梵王の印、及び梵吉祥明王、並に諸の眷屬を畫せよ。乃至南の角の門の北には、(四)嚕達羅神ラダラジンの印及び妃の印を畫け、並に諸の眷屬をば乃至北の角にす。次に第三の曼荼羅の門には、八方神の各眷屬と與なるを畫いて其の位を満たさしめよ。第二の曼荼羅の門の外に於て、右邊には難陀龍王を畫き、左邊は跋難陀龍王なり。第三の曼荼羅の門の外に於て、右邊には孫陀龍王を畫き、左邊は優婆孫陀龍王なり。曼荼羅の外には(五)甘露瓶の印を畫け。是の

(一) 翳迦勢吒
鬘羅利なり。

如く曼荼羅の法を作し供養せんものは、如法に三種の護摩を作すべし。毗那夜迦を遣除せんと欲ふが爲めの故に、阿毗遮嚕迦の事を作すべし。自の利益の爲めの故に、補瑟微迦の事を作すべし。諸の災難を息んが爲めの故に、扇底迦の事を作すべし。應に當部の成辨諸事の眞言を以て、阿毗遮嚕迦の事を作すべし。或は甘露瓶の眞言を用つて三部に通じて用ゐよ、應に當部の心明を以て補瑟微迦の事を作すべし。應に當部母の明を以て扇底迦の事を作すべし。曼荼羅所集の聖者と一切の諸天とに於て、各各に本眞言を以て三種の護摩を作せ。或は成辨一切事の眞言を以て護摩を作せ、其の護摩の處は曼荼羅の南門の東にして作せ。護摩の法の蘇等の諸物の如きは、三事の眞言を以て各の祀ること百遍し、或は其の數を加へよ。威を諸の眞言に加へんと欲ふが爲めの故に、應に是の如くの三種の護摩を作すべし。次に三部の諸の眞言等の爲めに、各の祀ること七遍せよ。其の三部の主には應に數を加へて祀るべし、或は但三部各祀ること百遍し、如し辨せざらんものは七遍し、三遍して亦満足することを得べし。所持の眞言主は臺の曼荼羅の内の部尊の下しに於て安置す、曼荼羅の外しの東面に於て別に訶利帝母を安じ、南面には輸利尼シユリニを安置せよ。西面には(一)翳迦勢吒エイキヤセイヤクを安置し、北面には

句吒鬻利を安置すべし。彼の所樂に隨つて當に奉獻すべし。法の如くに諸の眞言を供養し已り及び護摩し已つて、前の安ける瓶をば爲る所のものに隨つて、彼の眞言を誦じて用つて加被せよ。本尊の前に於て安する所の瓶は、還つて彼の眞言を用つて之を加被せよ。其の臺の内の瓶をば明王の眞言を用つて加被を作すべし。門に當つて軍茶利の爲めに安置する所の瓶も、亦須らく彼の眞言を用つて加被すべし。臺の曼茶羅の東面の兩角に於て、安置する所の瓶の東北の角のものは、部母の眞言を以てし、東南の角のものは部母の眞言を用ゐ、西北の角なるものは能辨諸事の眞言を用ゐ、西南の角のものは一切の眞言を用ゐよ。是の如く此の上の瓶を加被し已り及び供養し已つて次に右に遶るべし。前に灌頂の法を説くが如く、此も亦是の如く吉祥の瓶を安置せよ。謂はゆる穀實と、藥草と、花果と、香樹と、枝葉と、花鬘と、及び寶と瓶の内に置いて、新帛の繒綵を用つて其の頸に纏へ、諸の灌頂の法も皆是の如くすべし。即ち同伴をして行者の頂に灌がしむ。其の同伴の者は皆須らく持誦如法清淨なるべし、或は阿闍梨に灌頂を配與せんことを求むべし。諸の作障を除遣せんと欲ふが爲めの故に、先づ軍茶利の瓶を用ゐ、而も灌頂を用つてせよ。第四に應に所持の眞言の瓶を用ゐ、而

も用つて灌頂すべし。其餘の二瓶は意に隨つて用ゐよ。是の如くし畢已つて、應に牛糞と、塗香と、薰香と、芥子と、線釧と、衣服とを以てすべし。皆應に受用して灌頂を作し已るべし。復た諸部を息んが爲めの故に、應に護摩を作し已つて便即ち發遣すべし。或は淨處に於てせよ。但し一の彩色を以て小曼茶羅を作れ。極めて正方ならしむ、其の量二肘なり、三部の大印を安置し、西面は槩の印なり。前の如く淨瓶を安置し法の如く灌頂すれば、能く諸部を離れて本尊歡喜したまひ、久しからずして速に此の祕密最勝の悉地を成すべし。

蘇悉地羯羅經光物品第三十四

復た次に如法に灌頂し畢已つて護摩を作すべし。三七日を経、或は一七日、或は一月を経よ。或は其の成就の相應に隨ひ、或は本法の所説に於て、毎日三時に、蘇蜜酪を用つて和するに胡麻を以てして、護摩を作すべし。或は本法に依つて乳の粥を祀り、或は酪の飯を祀れ。所成就の物をば毎日三時に香を以て之を薫じ、香水を以て灑ぎ、眞言を以て加被し、其の物を觀視して、吉祥の環を以て指の上に貫き置き、其の物を搗按して牛黃水、或は白芥子を以て物の上に灑散し、及び節日に於て諸の供具を加へて

彼の物に奉獻せよ。若し白月に成せば十五日を取り、若し黒月に成せば十四日を取れ。斯の如く作法して其の物を光顯せよ。皆部母の眞言を用つて復た重ねて諸の花香・花鬘等の物を加へて供養せよ。香を以て手に塗り、茅草環を置いて所成の物を按じ、畢夜持誦せよ。夜の三時に於ては百八遍を誦せよ。斯の如くして成就の物を光顯にし、始より終に至るまで皆是の如くすべし。若し此の法を具せば速に成就を得ん。

佛部の光顯の眞言に曰く、

唵、誦惹塞尾爾、悉睇娑駄野、虎吽柿。

蓮華部の光顯の眞言に曰く、

唵、拈比拈比爾跋野、摩訶室利曳、莎嚩訶。

金剛部の光顯の眞言に曰く、

唵、入嚩囉入嚩囉野、吽度哩、莎嚩訶。

三部の法に於て皆赤き羯囉微囉花を用ふ。眞言を以て持誦して其の物に散灑せよ。或は忙落底花を用ゐ、或は白芥子を用ゐよ。首末と中間とに皆應に是の如く其の物に散灑すべし。或は警界あり、異相を見るに及んでも亦是の如く散せよ。成就せんと欲す

るに臨んでも亦是の如く散すれば、便ち光顯を成す。若し蘇等の物を成就せんと欲せば、香水を眞言して用つて其の物に灑げ、便ち光顯を成す。是の如くの方法を以て物を光顯にせよ、縦ひ成せずとも間斷すべからず。或は曼茶羅を作さんにも以て光顯を爲せ、前の如く地を淨め五種の色を用つて曼茶羅を作せ。其の量四肘にして一門を開け。内院の東面に先づ輪印を置き、東北の角に鉢の印を置き、東南の角には袈裟の印を置くべし。次に北面に於て蓮華の印を置き、西北の角に灘拏栴の印を置き、東北の角に軍持瓶の印を置くべし。次に南面に於て拔折羅の印を置き、東南の角に莫那栴の印を置き、西南の角に羯囉賒瓶の印を置き、西面に於て金剛鈎の印と金剛拳の印とを置くべし。西南の角に計利吉羅の印を置き、西北の角に遜婆の印を置くべし。復た東面に於て輪を置き、右邊に佛眼、佛母の印を置き、又北面の蓮花印の右の邊に半拏囉思寧部母の印を置き。次に南面に拔折羅の印を置き、右邊には忙莽計部母の印を置き。次に曼茶羅の門の外に於て、前の所説の如く能摧諸難軍荼利の印を置き、前に依つて供養せよ。復た北面に於て六臂の印と、馬頭の印と、多羅の印と、戰捺囉の印と、及び當部に於ける所有の眷屬とを置いて、次第に安置せよ、其の形皆白し。復た東面に於て如來

鑠底の印と、帝殊囉施の印と、無能勝明王の印と、無能勝妃の印とを置くべし。復た南面に於て當部の内に於ける所有の眷屬次第に之を安せよ、然して西面に於ては意に隨つて三部の諸印を安置せよ。次に外院に於て俱尾羅等の八方大神を置き、其の空處に於て任に三部の内の成辨諸事の眞言主等を置くべし。次に中臺に於て所持の部主の印を置き、所成就の物をば本法の所説に隨つて其の中に置き、其の部主の中臺の上に安すべし。其の物の東邊に眞言本所持の印を置き、其の物の西邊に護摩の爐を安け。次に西邊に於て持誦の人坐して、各各に本眞言を以て法に依つて召請し、前の所説の如く次第に供養し畢つて、三部の母の明を以て次第に護摩して其の物を光顯にし、然して後本眞言を以て護摩して光顯を作せ。諸の光顯の法の中に於ては護摩を最と爲す。凡そ初めて護摩するには先づ部母の明を以て香水を持誦して其の物を灑淨せよ。護摩既に畢らば亦是の如く灑げ。或は忙莽計の心明を用ゐ、或は四字の明王の眞言を用ゐよ。三部に通じて護摩して光顯を作せ、其の所用の眞言に隨つて護摩を作さんものは初に且く其の眞言を誦し、次に求請の句を誦し、復た中間に其の眞言を誦せよ。復た求請の句を誦して後亦其の眞言を誦せば、還つて求請の句を安すべし。是の如く眞言の中

(二) 赤き羯囉尾羅花
赤色の羯囉の
こと。

の三處の上中下分に、求請の句を安置せよ。最後に其の虎餅泮吒莎訶字を安け。謂はゆる閣囉囉閣囉囉也悉地婆駄也爾乾爾跛耶爾跛跋南、帝闍也帝闍也、拔駄也忙尾覽摩阿尾除囉乞沙散爾甜俱嚕泮泮吒莎訶。

是の如く等の求請の句を以て其の物を光顯せよ。前後中間に種種に重ねて説くに亦妨ぐる所なし。護摩畢已つて次に白き羯囉尾羅花を持誦して、其の物の上に散じて光顯を作すべし。或は赤き羯囉尾羅花を持誦し、或は白芥子を用つてし。或は蘇摩那花を用つて光顯を作せ。先づ塗香を用つて手に塗り以て其の物を按じ、次に諸花を以て持誦せよ。而して白芥子を散し、次に香を焼き之を薰じ、次いで後に香水を持誦して灑げ。應に知るべし是の如く次第に初中後夜の三時に本藏主の眞言を以てし、香水の眞言を持誦して灑ぐべし。次いで本持の眞言を誦して灑ぎ畢已り、前の如く護摩念誦すること乃し日出に至れ、此の法を具せば速に成就を得ん。是の如く諸物を光顯にし及び己身を光顯にせば、決定して速に物を成就することを得ん。其の物は縦ひ少くとも亦大なる驗しを獲ん。此の法を具せん者は其の物の増多に及び清淨なることを得ん、是の故に應に光顯の法を作すべし。此を一切成就祕密の法と名く。諸の節日に於て是

の如く光顯の法を作すべし。餘日は時に隨つて光顯を作せ、念誦の遍數滿じ已つて成就の法を作さんと欲はん時には、先づ初夜に具に光顯の法を作して、然して後に成就すべし。

國譯蘇悉地羯羅經卷下終

國譯佛說毘奈耶經

乾藏十四、縮四、或は
續二套四、或は
毗尼律、翻譯、調伏
又根を調伏して惡
六根を調伏して惡
なをなすめず行
謹んで放逸ならざ
るの謂ひなり。
持呪仙大賢
大賢二字古來或は
下句に屬す、今謂
なく持呪仙は持明
然れば世仙は持明
しに可なり。
三、本呪神 本尊
なり。
四、隔斷の心無く
云々、或は退菩提
心さふ今謂く、
供養、承事、誦呪、
法則、日々に増減
斷絶するなく修す
べきなり。

その時、佛王舍城鷲峰山に在て無量の菩薩及び持呪仙大賢梵王地神等と俱に呪法を説き給ふ時、執金剛座より起ち佛足を頂禮して是の言を作さく、我、今持呪の律法を樂説す、復願くは世尊諸の大賢等各々其の要を説いて一切の呪を誦持する輩に示現し給へ。また是の言を作さく、唯願くは世尊我が所説を聽き給へ。佛執金剛に告げて曰く、汝大威徳あり、内には慈悲を蘊へて能く此の言を發し妙法を樂説す必ず大に利益せん。汝が所説を聽いて我れ等衆會みな汝が所説の法に隨はん。時に執金剛の言く、世尊もし善男女人有て呪法を誦せんに驗を成せんことを樂欲せば、此の人第一に必ず受持する所の呪を精進すべし、須く知るべし佛塔尊像及び本呪神を供養し奉らんことを。然も其の力分に隨つて恒にために供養して隔斷の心無く、三寶の前に於て發露懺悔して期を要し願を乞ひ、此の功徳を以て一切有情に廻向して願くは苦を離れしめむと。此の語を發し已つて洗手合掌し、尊像の前なる茅草上に踞跪して坐し口言すらく、唯願くは十方の諸佛・菩薩・持呪神等哀愍して我れを念へ、某甲、今その呪法神

(一) 即ち座上云々
已下三十三の好相
を説く。

(二) 或は夢中云々
已下十七種の惡相
を説く。
(三) 彫落 彫また
凋と同じ、凋は半
ば傷はるゝことな
り。

のみもとにして其の靈驗を成せんことを樂ん^{はがは}と欲す。若し我此に於て能く法を成せば願くは成相^{ゼウツウ}を見ん、若し成すること能はずんば復た不成の相を見ん。此の願を作し已つて至心に所成法の中或は根本呪^{コンボンシュ}或は心等を念誦すること八百遍、(二) 即ち座上に於て便ち眠寢を取れ、夢中に若し佛法師僧善友父母を供養し、或は身に淨白衣を着て身首を莊飾するを見、或は河海・大山・樓閣・殿堂を見、或は諸人繒紵を與へ、象馬牛等に乗るを見、或は刀鉞鉞斧弓箭銅輪鉤索を得、或は他に白淨衣服華鬘璎珞を授與し、或は國王大臣長者と共に善言を談説するを見、或は端嚴の女人、手に幢蓋花瓶を持つを見、或は戟刃を自らの手に執持するを見、或は師子の高座、自餘の座等に昇り、或は身首より血を出すを見、若しは此の如きの事相等の事を見ば當さに知るべし我れ今能く此の法を成すと。(三) 或は夢中に於て若しは彩畫せる尊容、諸神の形像の(三) 彫落毀壞せるを見、或は父母の憂愁悲泣するを見、或は裸形の外道を見、或は自身衣なきを見、或は惡業の人旃陀羅等の掌を挽き或は汚穢の處に行くを見、或は大水涸竭するを見、或は食時度を失するを見、或は身分手足垢穢にして臭氣あるを見、或は驚怖して惶走するを見、或は自ら頭髮を抜くを見、或は蛇蠍鼠狼等を見、或は坑に落ちて傷損するを

(一) 大を以て供養
す云々 大は火な
り、曰く呼摩供な

(二) 皮鞞家 皮細
工する穢人の家な

見、若しは是の如きの事相を見ば、當さに知るべし彼の人此の呪法に於て大障難ありて成ずることを得べきこと難^{がた}し。此の善男子等必ず愛樂受持して驗を成せんと欲せば、勤めて精進を加へ散亂することを得ざれ、疲惫の心を生ずること莫れ、一^{ジュエ}時中誦持して癡闕することを得ざれ、常に慈心を懷いて色欲を遠離し、淨行を修習し、洗浴淨潔にして調和柔濡にして、善く方法を學んで呪壇に入つて大果を求めんが爲めに邪言と一切の戲論等の語を斷すべし。孤弱貧老窮小を憐愍して資助愛念すること猶^{なほ}し赤子の如く、衣食量を知り同行知識互に相ひ觀發して、三寶の處に於て深く敬信して、正法を聽聞すること、渴して漿を思ふが如く、恒に智慧を求め善友を聽察し、其の所呪の壇法^{ダンパウ}は即ち皆毗那夜迦^{ビナヤカ}の障難を起す相を明解すべく、辟除^{ビクシヨ}の方法も亦よく學すべし(二) 大を以て供養する法及び獻非人の食法、迎喚發遣^{ウケンハツセン}の諸手の印呪法等なり。又復た知るべし居住の地を。或は山間にして水壇岸或は好花園林木の枯乾せざるの處、或は一獨大樹の下、或は佛舍利塔^{ブツツリノタ}の中、或は清淨なる僧伽藍^{ソウガラン}の内、皆悉く住することを得。若し賊難、姪女、寶婦、旃陀羅^{センダラ}、惡獸、毒蛇の處にある、及び(三) 皮鞞家、屠兒魁膾の家、養馱驢猪狗鷄鷹遊獵の家、また冢間醫師外道の家に近からずして住する、是の如き等

の處は呪を誦持する者は悉く住すべからず。また所住の處、水に蟲蟻なきことを觀すべし、飄落せる屍、糞穢等の物、青崖惡氣また住するに堪へず。須く遠離して方に勝處を求むべし。沙石、流泉、澗池滋茂なる方に居を停むべし。而して誦持を作さば外既に清淨にして内また貞明に、思貪欲の意深く捨離すべく、諸の瞋恚に翻じて慈忍を習ひ、一切の煩惱みな降伏せしめ、毎日三時に入塔を持する中、或は空野の作法を持するの處、發露懺悔して諸の功德に於て隨喜を發生し、無上正等菩提に廻向して成佛を願ふ心常に口を離れず、前夜後夜精進に思惟して、大乘微妙の經典を讀誦して呪壇の法を受持して則ち廢忘せざらしめ、大怒金剛王等を念じて呪を誦し大歡躍を發し、尊形の像を觀じて目前に對ふが如く、心に修學せんことを樂ひ至心に觀照し、呪を誦する文字心眼をして無常苦空にして堅實なること有ること無しと見せしめ、五欲の境界に隨はず、氣息調柔にして傾側ならしむること勿れ、審かに軌儀を作せ。若し行起を欲せば、定を詳にして足を擧げ、誦呪の文・句・字・音・體・相みな分明ならしめよ。若し正しく呪を誦する時（二）警欬（三）有るも忍ぶべし、頭に到り半に到り、或は多或少、若しは其の警欬せばみな頭より覆誦すべし。世尊もし呪師等能く此の法に依て修

（二）警欬 警は微しき聲を發するなり、欬は説文に逆氣也といふ、又、月令の註には、逆因て欬疾を致す也といふ。

行せば、久しからずして即ち大威靈驗を得、あらゆる一切の毗耶夜迦等障を作すこと能はず、皆悉く遠離して避けん。若し呪師等呪を誦するの時、言音正しからざれば字體遺漏し口乾きて澁を生じ、常に警欬して其の中間に呪音を斷讀せしむるに足りなん。身清潔ならずんば當爾の時即ち毗那夜迦便を得しめ、諸天善神術護を爲さず。或はまた大患疾、災難の法に遇ひて驗を成せず。此の如きは法に非ず、其れ呪師等之れを作すべからず。唯以て一心に茅草上に結跏趺座して至誠に呪を誦し、内に慈悲を懷き志心に想念せしめざるべし。我れ一切衆生のために此の法事を作す、一坐誦して身疲困せざるに至りて、起行し行道し供養し讀經して世尊を讚禮し上る。如上の所説一切の時中みな悉く是の如くなるべしと。爾の時世尊讚言したまはく、善哉善哉、汝執金剛能く説くこと是の如し、呪を護持し讀誦せん者は、其の所要の微妙の呪律を示せ。時に執金剛また是の言を作さく、我れ今本呪神王に供する等の法を説かんと欲す。其の呪を持する人、先づ法に依りて身を浴すべし、散亂にして本呪神等を思念することを得ず、即ち五體を地に投じ頂禮して大信心を發せよ。我れ所求の法は、みな天神の威力加被を承けて、其の呪を讀誦して心を起し想を（二）向南せしめ、金剛繯索の印、或

（二）向南 降伏の方なり、

三 大金剛經索呪
以下四方結界の印
は蘇悉地供養法の
説なり。

は佛頂の印を結び、大瞋怒の心にして三 大金剛經索の呪を嘿誦せよ。
唵、跋折羅、跋勢、訶唎。

若し佛頂の印を結べば即ち此の呪を誦す。

唵、揭揭那、麼羅、鉢。

南に向ひ法事を想ひ已つて、次に復た西に想し、心に念金剛幡の印を結んで、瞋怒を

以て呪を嘿誦して念言す。我れ今西方界の呪を結んで曰く、

唵、多楞央祇儻、羅吒。

次に北方に想し、金剛摧碎の印を結び、呪を誦し前に准じて念す、

唵、呵唎、跋折囉迦利、麼吒。

次に東方に想し、金剛峯の印を結び、前に准じて呪を誦し念言す。東方界の呪を結ん

で曰く、

唵、跋折囉、施佉唎、嚧麼吒。

此の法を作し已つて、即ち四方界を成じ、然も起座し本呪を思念して、呪神を延請す
べし。手に香爐を執り焼香供養して想へ。我今、呼んで大威神の徳を住せしむるに依

三 珠玉云々 玉
の字剩れり、また
間の字の下脱文あ
るか、住の字は任
なり。
三 門を出づ云々
門とは道場の門な
り。

三 神杵 五股杵
なり。

て、身を以て地に投じ、禮拜して本呪を思念し、淨水を取て灑で身上に散じ、安座し
て手を臂間に着け、嘿誦して三 珠玉を招れ、未困の間疲倦せば、住起して以て香華を
取り供養せよ。三 門を出でんと欲する時は一心に呪を誦せ、若し散亂すること有らば
其の時一切の毘那夜迦鬼神等、念を作して計を設け、其の呪師をして心を亂し法を
して成せざらしめむ。即ち以て異色の華、異香を化作して、其の呪師をして心動き愛
樂せしめ、愛阿を觀じて去らしめず、心常に本呪神等を誦念して、行住坐臥廢忘する
ことを得ず。世尊、此の人は常に毗那夜迦身に隨ひ便を覺めしむ。若し法に依らずん
ば即ち障難をなし、法に依て順行せば能く便を得ることなし。我等金剛三 神杵を執持
して、常に衛護を爲し早く法験を成す。法に非ず順せざれば、我等諸魔夜迦神等の所
持を捨離し、或は風の身に入らば、多く瞋心を懷き慳貪痴を起さん。若し之れを治せ
ず乃至死に致るまで、若しは後生に悔いて法に依て順行せば、亦能く諸魔・惡鬼・毗那
夜迦等を降伏せん、佛告げ給はく、是の如く是の如し、汝が所言の如くにして虛説あ
ることなし。此の如く呪法に順じて成就すべし。その時觀自在菩薩座より起ちて是の
如きの言を作さく、世尊もし復た人ありて身命を愛護し、法験に證入することを成せ

露形 裸體なり。

んと欲せば、其の呪師みな應に諸惡の事業を斷除すべし。女色の身首相好を觀、若しは露形を見ざれ、また先惡縁の處を顧視せざれ、一縁に思念し繫念すべからず。常に三寶大威神力は常に實相に住し、世間有爲の法は皆無常・苦・空・無我と念じ、一心に安住して本呪の法を誦して則ち散亂せしめず、正觀質直にして妄想を攀くことなかれ、大乘甚深微妙の經典を轉讀するに及んで、勤心に佛法衆僧を供養し、及び俱胝の塔像等の形ちを造り、空過すること無からしめよ。若し能く是の如く順行せば、此の善男子久しからずして即ち大驗を成じ、鬼神の能く其の障難を作すこと有ること無からん。その時大梵天王、佛の威神を承けて佛に白して言さく、世尊、我れ常に法門を誦持して成就せんことを求むる者を觀見するに、何んすれど氣力衰弱にして眠睡多饒に、飲食を喫せず、身首劣弱に懈怠懶惰にして病に惱まされ、多く瞋恚を生じ色欲に耽着し、自の觀處に於て非法の想を生じ、貪て厭足なく、常に疑心を懷き、已に微妙秘密の法を獲て順行せず、廣く餘呪を求めて互に相ひ談説し問答是非す。復た是の言を作さく、何人等の輩呪を持し驗を得、何の呪か能く成じ、誰か復た願滿じ、何れの方、何れの地に誦持して驗を成ずる。世尊、何ん爲れぞ是の如きの人空しく時節を度らん。

次にまた人有て、苦求して是の如き等の呪法を學行し、暫時精進して後退心を生じ、佛の淨戒を毀て僧の知事となし、我見惡業を思念して行すべからざるを強て自作し、食すべからざるをば復た之れを食す。世尊、是れ一切衆聖の良縁、人天の路を開き、導師正業の因を示して妙果を得せしむ、唯だ願くは憐愍して人天を饒益し我がために之れを説き給へ。その時に世尊梵天に告げて言く、諦に聽け諦に聽け、善く之を思念せよ、當に知るべし若し人、持呪を求學せんと欲して未だ深心すること能はずして大菩提を發し、大乘中に於て猶ほ疑惑を懷き、呪法を受けて本より師に従て受けず文字句難亂せり、常に見聞誦するも微妙にして秘なる者知る所なく、時節に依らず呪を誦し作法するも、其の呪法、壇法もとより明かに解せず、此の人何ん等ぞ。喩へば母より胎生して兩目轉することなく、執じて即ち暗に悲法を行するに一も知解せず。無明顛倒の我に着するを以ての故に愚癡の言を發し、謂く其の智明かに諸法を解すと稱す、大梵、若し此の呪師此の呪法を作し是の念を作す時、毗那夜迦より金剛奪迅と名く、即ち此の人に隨て、ために留難を作し、身をして安からざらしめ呪法成せず。大梵、もし其の呪師身を洗浴する時、法に依らず、則ち印を結び呪を誦するも本神を念せず、

胎生、四生即ち胎、卵、濕、化の

二 掉笑 散亂なり。

時節を以て其の呪を誦することを須かん、云何んが正しく呪を誦する時を知らん、唯だ願くは如來の慈悲ために説き給へ。その時佛、地神に告げて言く、汝今よく聽け、呪師の行すべきの法とは、則ち若し一切の呪法を受持せんと欲せば、要ず心に深く敬信して慇重を生じ、邪心不善の法乃至二 掉笑を捨離すべし、諦かに思ひ念を作して四種の淨行を行すべし。何等をか四となす。一には謂く身淨行、二には口淨行、三には意淨行、四には水食淨行なり。身口意行是を内淨となす。外淨行とは若し呪師身を浴し水に入るの時、先づ浴衣を着て此の呪を思念し身體を揩摩せよ、曰く、
唵、度卑度卑迦耶、度卑鉢鉢羅闍跋、利爾莎訶。
然して身首を洗ひ、磚石を以て脚足を措り、即ち土を取て分ちて三分と作し、左手を以て握て一分を取れ。此の呪を誦して曰く、
唵、部闍跋、羅鉢。
心に呪を誦し身分を洗下す。

次に第二分を取り心に呪を誦し、用ゐて脚を洗ひ手を洗ひ淨め已て、次に第三分を取り、呪を誦し用ゐて、

二 是の水を本呪神に云々此下に脱文有るか、此下に呪の明を誦して食を喫ふ。然る後に分ち

頭を洗ひ已て前の呪を誦し、水を以て身上に灑ぎ、更に兩掌に淨水を滿て盛り、復た前の呪を誦し本心を表して言く、二 是の水を本呪神に奉り、新淨衣を着て、其の力分に隨て以て香華を取り、諸佛如來一切の賢聖に供養し上り發露懺悔す。我、今此の身を三寶に施し奉る。如上の説に依り信眞の心を以て作法呪を誦し、端座して一心に疲倦せざるに至らん。若し困する時には意に任せて起て行道す。凡そ食飲を求めば食飲を得已て用ゐて此の呪を誦し、食を呪して然して後分けて喫す。呪に曰く、
那摩薩婆善陀菩提、薩埵南、唵婆覽陀帝帝、底誓摩利爾、莎訶。
呪を誦すること三遍、已て先づ捻し、少許あつて本呪神に獻じて、然して自ら食足り鉢を洗ひ口を淨め已て、前に准じて洗浴して還て道場に入り、供養懺悔して經典を讀誦し、然して坐して呪を誦し疲困せざるに至る。身倦まば意に任せて、起て行道して暮に至るも亦然り。呪を誦するに、若し困せば行道して諸佛菩薩に供養し禮拜讚歎せよ。若し眠を欲せば右脇にして臥し、身無常無我にして終に是れ苦空なり、不淨の皮骨假りに成就せしむると觀じて、此の呪を誦念して睡眠に入れ。呪に曰く、
唵、跋折羅、除爾呼長

(一) 眠寐せんに云々
二十四。已下は好相の

若し此の呪を誦せば、一切の悪夢みな悉く消滅して、善神衛護して早く法験を得ん、是の如きの淨行は時節の軌儀なり。その時に地神復た佛に白して言さく、世尊、呪師法教を誦持するの時、夢想にして云何んが善惡の事を法験することを知るを得ん。佛、地神に告げて言く、若し呪師等愛樂して呪法を受持し誦念せば、日夜精進して懈怠の心無く、其の人若し(二) 眠寐せんに、其の夢中に於て、若しは童男童女の裝飾嚴好なるを見、或は父母兄弟姉妹の形容を見ば、當さに知るべし呪神我を廻視すと。若し前の男女等の香華、飲食、菓味等の物を執持するを見ば、當さに知るべし呪神我に親附することを。若し己身莊飾して白淨衣服なるを見ば、是の念を作すべし、呪神我を慈護し給ふと。即ち勤めて精進を加ふべし。若し夢に前の男女等の高幢・旛蓋・瓔珞・頭冠・螺貝・刀等を執持するを見ば、當さに知るべし呪法験を成ずること近きに在りと。若し沙門、前の男女等の三寶を供養し、奉施して檀を行ずるを見、或は花林の伽藍塔中に在らば、當さに是の念を作すべし。我、今呪神の攝受を蒙ると。若し山に登り高き樓閣に昇つて、師子座の虚空に踊くを欲すると見ば、當さに是の念を作すべし、我今、法験極めて近からんと。若し坐して山峰に在り、或は師子座上に在て師子白象等に乗り

(一) 夢に云々
下惡相の十三種なり。
(二) 孝子。未詳、若しは狂子歟。

騎り、頭に天冠を帶し中に處して尊となり、諸人欽敬するを見ば、此の相を見已て大に法験あらん。地神當さに知るべし呪師等の輩、善く名相を知る是の如し。若し(三) 夢に屠兒・魁胎・旃陀羅・裸形外道・尼毘子・(四) 孝子髮を被り、己身衣無く、驚恐走怖して手に不淨を執り、熟肉魚等を握り持て喫し、胡麻澤を食ひ、深坑に墮落し、象馬の成す所の武さを被ると見ば、當さに知るべし毗那夜迦等有つて金剛瞋怒して其の障難を作すと名く。若し遣除せんと欲せば如上の所説の壇法印等之れを作し、復た此の呪を誦すること一百八遍、即ち護身を成し障難を除くことを得て、自然に夢を見るに衆の善相を見ん。呪に曰く、

唵、跋折羅合那羅訶那麼他盤闍囉拏泮吒、半

復た次に地神、毗那夜迦有り、勤男者頂と名く。若し呪師の意、精進して呪法を成就せんと欲するを見ば、遂に進退の心を發生せしめ、時日を(五) 延度して身をして安からざらしめ、意其山を望んで某處に法を作さんこと好しと。此れに因て惱まされて即ち懶にして勤めず。復た餘人に向て某の處所を問ふに、他或は答て言ふ、彼は是れ好處なるも少しく難事有りと。更らに疑慮を増して兩心定まらず、本心を退失す、何ぞ此

(三) 延度 延引の意。

の障難あることを相ひ知らん。若し呪師等呪法を誦すと雖、眼窺の後、其の夢中に於て、若し男子等の身手割損して、談説之れを慥して語るを見、或は塔廟の神彫落するに當て毀壞するを見、或は嚴好の者入ることを得ざるを見ば、當さに知るべし即ち是れ毗那夜迦その障難を作すことを被ると。忽ち若し此の諸の惡相を見るの時、退することを發して身心を縱逸にすべからず。若し遣除せんと欲せば壇を塗り供養して、好香花菓味を食せんと欲するを以て壇内に安け。復た一の新瓶を取り水を滿て盛り中心に着き、前の洗浴を用ゐて香水の瓶を呪すること一千八遍せよ。此の水を用ゐて身体を沐浴して護身の方を成せば、能く毗那夜迦等を除散せん。復た次に地神、毗那夜迦あり、また金剛奮迅と名け、其の呪師をして氣力を衰弱せしめ、その呪聲を聞ては則ち馱患を生じ、頭痛み恒に疑慮を懷き常に本性に隨はん。設ひ他の勸むること有るも反て瞋怒を起し、貢高我慢にして縱逸自在なり。尊卑を存せず一切を輕毀す。若し此の障難の相を知らば、當さに大金剛輪の印を受持して、已に壇を造て入るべし。復た如來佛頂陀羅尼呪を用ゐて呪し、上の説の如く香水を呪すること百八遍、用ゐて身を沐浴するに當さに毗那夜迦を除滅することを得べし。如來佛頂の呪に曰く、

那謨菩提引耶、一呵喇引、烏沙尼引、二沙駄羅三、跛折羅合、閼跋引、利儻四、婆跋耶引、羅迦輕、閼跋引、利儻引、羅長、拔羅合、哆知、七婆佈合、囉呵囉、八僧呵囉、九儻迦、喇合、那哆輕、未曇、十泮泮。并びに六時心呪を誦す。曰く、
唵囉菴引、盤陀莎訶。

此の呪を多く誦することを最も第一となす。其の毗那夜迦即ち當さに遠離すべし、復た毗那夜迦あり、金剛栓と名く、人をして心を失して本性を迷亂せしめ、或は拔等の中に入らしめ、念すべき者には異念を生せしめ、曾往作す所の相を前に現じて、狀鬼魅の執持する所に似て、識性なし。呪の多少を誦すれば、則ち異相を起し、爾の時に當て呪神、夢に惡徴を見ることを遠離す。若し是の如きの障難を淨め除かんと欲せば、須く大願を發して菩薩の心を起し、弘く物を救はんことを誓ふべし。一日一夜、法の如く至心に空腹持齋して、並びに淨戒を受け、前の佛頂の呪を誦して遍數を限らず、五色の縷を以て其の呪索を結び、更に呪すること七遍にして用ゐて左の臂に繫け、若し此の法を作さば方に能く惡毗那夜迦等を除くことを得ん。復た次に壇法を説かんに、呪師先づ懺悔清淨にして菩提心を起し、好地を簡び覓めて一日一夜食はず持戒し

(二) 腰髀に云々
髀は膝骨なり。髀
は股と音同なれば
通用せるか。

(三) 口中の牙齒云
々。苟の字は鉤な
るべし。牙齒か
まり出るなり。

て、五色の畫を以て其の壇内を作り、香汁を以て佛を書き結跏趺坐して右邊に觀音菩薩を書き、腰髀に虎皮を鞆着して右の手に寶仗を執り、左手に澡灌を執り、左邊は執金剛菩薩の兩手に拂を執り、次に下に瞋怒熾熾熾を畫く。即ち是れ阿密栗多軍荼利是れなり。下に三熾熾熾を畫き、次に斧・鈞・鎚・杵・棒・絹索・螺貝等、諸地の印の具を畫き、周帀莊嚴す、觀世音菩薩の下に於て訶利多菩薩摩訶薩、瞿唎跋拏跋摩訶稅吠爾等を畫くべし。各々髮を成せしめ、天冠・衣服・軍持・花拂各々一衣本法獨髻羅刹女の形を書き、口中の牙齒(三) 苟出して鬼を恐れしむ、人の髑髏を以て其の頭冠と作し、坐して石上に在り、蛇を以て絞絡して其の四手に有り、右手に鉞斧を執り、次手に金剛杵を執り、左の一手に新たなる斬首を持するに血泣流汗す、次手に一器を執持して内に血を盛り滿つる狀ちを阿修羅毗那夜迦等と爲す、次ぎ下に藍毗爾神の身服を畫き、新たに象皮を剥ぎ、壇の四角に各々一金剛杵を作り、壇の東門に大怖畏神を畫き着けて並びに一杵及び暮陀羅閣吒を畫き、大金剛手の鉞斧を執て震吼する毗那夜迦を畫け。此れは即ち是れ金剛將神なり。西門に蓮華中、髻陀唎那南杜底を畫き、手に火炬を執るなり。北門に摩訶跋折羅施法羅那喃那を畫け。此には大金剛峯侍者といふ。畫宜しく

訖已らば其の力分に隨て以て諸具を辨じて、此に依て奉行したてまつる。

國譯佛說毘奈耶經 終

乾十五、縮閉四、
二。藏十二套一、

(一) 阿地瞿多梵
語なり無極高き
ふ、中印度の人な
り。

(二) 阿羅漢 覺り
を得たる聖者を云
ふ。

(三) 輸頭檀 淨飯
さいふ。六師外道 佛
道以外の教に従ふ
ものを云ふ。

(五) 菴末羅 木の
名なり梵語なり。

國譯佛說陀羅尼集經卷第一 佛部卷上

唐中天竺三藏大德(一)阿地瞿多 譯す

大神力陀羅尼經釋迦佛頂三昧陀羅尼品一卷(印三十二あり、
大呪二十二あり、

是の如く我れ聞く、一時佛舎衛國祇樹給孤獨園にあり、(二)大阿羅漢五千人と俱なりき、
摩訶迦葉・優曇羅迦葉・伽耶迦葉・那提迦葉・舍利弗・大目犍連・難陀・阿尼嚩駄・阿若憍
陳如・阿難陀・羅睺羅等を上首と爲す、復た無量の大菩薩衆あり、普賢菩薩・曼殊室利
菩薩・觀自在菩薩・虚空藏菩薩・彌勒菩薩・金剛藏菩薩を上首となす、苾芻・苾芻尼・優婆
塞・優婆夷・天龍夜叉・迦嚩羅・健達婆・阿素羅・緊那羅・摩睺落伽等あり、復た無量諸大國
王あり、(三)輸頭檀王・波斯匿王・頻婆娑羅王・梨車毗等を上首となす、その時(四)六師外道
あり、謂く第一富蘭那迦葉・第二摩斯迦利弩瞿舍梨子・第三散社伊倍羅胝子・第四阿質多
雞除迦婆羅・第五迦俱多伽智耶那・第六尼乾陀若提子等なり、諸佛の所に來り、世尊と共
に相論議せんと欲す、時に彼の園中に一の枯樹あり、(五)菴末羅と名く、その時に富蘭那
迦葉世尊に問ふて言さく、爾が瞿曇一切智にあらず、若し一切智ならば、この菴末羅樹

(一) 火光三摩地
 (二) 佛頂印
 (三) 佛頂身印
 (四) 佛頂心印
 (五) 佛頂法印
 (六) 佛頂相印
 (七) 佛頂光印
 (八) 佛頂色印
 (九) 佛頂香印
 (十) 佛頂味印
 (十一) 佛頂觸印
 (十二) 佛頂受印
 (十三) 佛頂想印
 (十四) 佛頂行印
 (十五) 佛頂識印
 (十六) 佛頂智印
 (十七) 佛頂慧印
 (十八) 佛頂覺印
 (十九) 佛頂明印
 (二十) 佛頂神通印

定んで死カ以んや否イやと、時に佛知つて默然として答へたまはず、時に富蘭那迦葉手に白拂ハクフを把り、水を以て之を散して枯樹に潑セぎ樹をして還生せしめ、枝葉華果悉く繁茂ならしむ。時に彼の外道手から果子を摘つて以て時の衆に行く、その時に會の中に多く凡衆あり、心に各孤疑すらく、凡夫外道に此の神異あり、佛定んで勝ちたまはじと、時に佛世尊會の衆心を知しめし、即ち(一)火光三摩地に入りて、頂上より無量の光を放ち三千大千世界を照し已りて、佛自ら手を以て(二)佛頂の印を作して、佛頂の呪を誦ジュしたまふに、佛光の中に於て(三)無量阿僧祇劫伽沙那由他の佛を化作す、その一一の佛虛空中に於て行住坐臥して無量の光明を放ち、身より水火を出し、種々の佛の威神の事を現作したまふ、その時に彼の樹故の如く枯乾しぬ、彼の富蘭那即刻地に倒れて悶絶して臥しぬ、其の諸の弟子互ひに相啼哭す、その時に諸天空中に住任して、華を散して供養し、種々の音樂をもてす、及び四部の衆皆大に歡喜して退いて一面に坐す、時に佛世尊諸の會衆の爲めに(四)佛頂の法を説きたまふ、此の法は是れ十方三世の一切諸佛の所説なり、我れ今亦復た廣く一切の爲めに是の如くの法を説く、若し行せんと欲はんものは、淨室中に於て佛頂の像を安置す、(五)其の像を作る法は、七寶の華の上に於て(六)結跏趺坐

(一) 環珞 飾りなり

(二) 澡罐 水を盛る器なり

(三) 金剛杵 法具なり
 (四) 胡脆 座して左の膝を立てる色
 (五) 首陀會天 色
 (六) 結界 覺の入り來らざる爲に覺除をなすことなり
 (七) 水壇 法具を井べ置き法を行ふ所の壇を云ふ

せしめ、その華座の底を、二の師子に戴かしめよ、その二の師子は蓮華の上に坐せり、其の佛の右の手は臂及び掌を伸ばし、掌を仰いで右の脚に當て、膝の上に指頭を垂れ下して華上に到り、その左の手は、臂を屈し掌を仰げ齋下に向け横に著けよ、其の佛の左右の兩つの手は臂の上に各々三箇の七寶の(一)環珞に著く、其の佛の頸の中に亦七寶環珞を著けよ、其の佛の頭頂の上に七寶の天冠を作り、その佛の身形を眞金色に作り、赤袈裟を被せしめよ、其の佛の右邊に觀自在菩薩を作る一本に云く、十右の手は臂を屈し上に向け白拂を把らしめ、左の手は、臂を伸べ下に向け、(二)澡罐を把らしめよ、その罐の口の中に蓮華を置き、その華の端は直に菩薩頂に至り額の前に臨ましむ、その佛の左邊に金剛藏菩薩の像を作る、像の右の手は臂を屈し肩の上に向け手に白拂を執り、左の手の掌中に(三)金剛杵を立て、その一端は臂の上より外に向つて立て著けよ、呪師は佛前に於て右邊に在りて、(四)胡脆して手に香爐を執る、その佛光の上に(五)首陀會天を作る華を散らす形なり、この像を作り已りて清淨處に於て地を料理し、道場を莊嚴し、中に於てこの像を安置し已りて、然して後に呪師は四方及び上下方の(六)結界を作り訖りて、道場を建立し諸の旛蓋を懸けよ、其の道場の四角に各々の(七)水壇を作

(一) 白月月のあ
る内の日即ち十五
日以後を云ふ。

(三) 比丘 佛道を
修行するものを云
ふ。
(四) 齋 食を設け
て比丘に施すを云
ふ。
(五) 發遣 佛を本
の座に歸還せしむ
る。

(五) 水壇 木壇を
いふ。修法する壇
なり。灑水して淨
めたる壇の故に水
壇と云ふ。
(六) 帝殊羅施 光
聚と云ふ。佛の名
なり。佛光を以て
衆生を聚むる
衆を主るなり。

壇上各々の水罐を安き淨水を盛り満し、各々栢葉梨枝葉等を以て、その罐口を塞ぎ、復た種々華鬘と及與び絹の片とを以て其の罐口の栢葉梨枝に繫けよ、是の如き(一)白月の十五箇日に日別にこの法を作せ、若し水華葉の好ましからざる悪しきものをば、數々に換却して、更らに新なる者を著く、其の佛の左邊に淨箱子を安じ、金剛般若波羅蜜多經を盛て日日に之を讀む、その作法の人は、日日に洗浴して、淨草上に於て之を坐臥せよ、白月の十五箇日に於て、初の一日より日別に、一の比丘を請して齋を設けよ、多きも亦限りなけれ、初日の三時に佛頂を供養し、各呪を誦する一千八遍し竟て、然して後に發遣し已つて、復た數々に般若滅罪の呪を誦せよ、是の如く日に倍增して供養し、乃し第十四日乃至りなば、佛像前に於て長け二尺の華鬘十六箇を結んで之を著けよ、復た十八の瓦鉢を安んせよ、その十の鉢の中には、香水を盛り満たし八箇の瓦鉢には牛乳を盛り満てよ、また種々の飯食を安き、また酥燈一百盞を安き、また沉香及與び香爐を安き訖り、佛を請喚し安置し座せしめ已りて、種々に供養せよ。また沉香及與び香爐を安き訖り、佛を請喚し安置し座せしめ已りて、種々に供養せよ。呪を誦し竟りては之を發遣せよ、第十五日の正五更の頭に到りては、還つて十四日の如く、種々に供養し訖り、道場の中に於て、(五)水壇を作り竟りて、(六)帝殊羅施を喚び

て安置し、また火爐を安き、沈水香一百八段を取り、段別に長一尺にし、兩頭蘇合香を塗り、一一に呪を誦すること七遍し訖りて火爐の中に焼き、是の如く一百八段を燒盡す、爾の時に帝殊羅施道場に入して、行者の前に現じ、行者に語りて云はん、汝何事の爲にか是の如きの法を作すと、是の時に行者手に上件の種々の香華等を撃げ上げて供養し訖りて意に隨つて佛に白せ、我れ其の事法を欲すと。時に佛行者の願に隨つて、種々聽許して忽然として現せず、若し佛現せずんば觀自在菩薩即ち自身を現じ、願を與ふる等の事、上と異なること無けん、若し行者眼に佛菩薩を見ることを得ずんば、耳に聲を聞くことを得ん、若し耳にその語聲を聞かすんば、種々の佛頂の驗を得ん、若し行者上法に依らずして修行せば靈驗を得ざらん。

(二) 釋迦佛頂身印呪第一

(一) 左右の二無名指と二小指とを反け又へ掌中に在り、二中指を直く豎て頭相拄へ、二食指の頭を屈し、中指上節の背を壓し、二大指を並べ豎て、中指中節の側を捻し、頭指來去せよ、即ち佛頂の心呪を説く、(三)呪に曰く、
那謨薩婆若耶、唵、多他揭都、烏瑟膩沙、阿那跋盧枳路、謨鬱地帝殊囉施、鳴鉢什囉羅什囉

(一) 釋迦佛頂身印
呪を説く。
(二) 光聚佛頂の結
さる佛の頂上の
功徳を佛身に成
たるなり。諸尊中
最も貴し。
(三) 呪 梵語の儘
にして之を翻譯す
れば其の深義を失
ふ爲め原語の儘に
置く呪は甚深の義
あり、眞言ないふ

(一) 摩醯首羅 帝
釋天を云ふ。
(二) 三業清淨 身
の行と口の語と意
の運心の三の動
きの清淨なるを云
ふ。

(三) 殘食 俗に云
ふ雜供なり。

(四) 毗那耶迦 障
礙神を譯す、歡喜
天のともなり、俗に
聖天とも云ふ。
(五) 歡喜團 毗那
耶迦の持物にして
團子に似たり、信者
之に供するなり。

羅駄迦駄迦毗駄迦陀囉陀囉毗陀囉毗陀囉瞋駄頻駄頻駄嗚咩咩沙訶。
佛諸の比丘に告ぐ、この呪は一切の諸の呪を解す、若は外道若は(一)摩醯首羅の呪をも
亦能く諸の惡鬼神を除却し、亦た衆生の五苦八難を救ふ、若し善男子至心に佛頂心三
昧陀羅尼呪を受持せんとならば、應さに(二)三業清淨を護持すべし、三業の淨を護るに
二種の護あり、何等をか二と爲す、一には外護、二には内護なり、外護といふは、我
世尊の(三)殘食を食するを得ず、一切賢聖の殘食を食するを得ず、一切鬼神の殘食を食
するを得ず、師僧父母の殘食を食するを得ず、一切衆人の殘食を食するを得ず、又國
王官人の殘食を食するを得ず、衆人と共に器を傳へ食せず、亦た(四)毗那耶迦・鬼魔の食
を食するを得ず、毗那耶迦の食とは、若しは麵を以て裹める物の蒸し煮焼き熱せる(五)歡
喜團等皆食するを得ず、若しこの食を食すれば、三昧力に於て成就することを得ず、若
しは一切の人と畜生との産所に往き到ることを得ざれ、亦食することを得ざれ、諸の死
亡の家、十惡の家、酤酒の家、五辛の家、死人を埋むる家、凶具を賣る家、不淨の人
の家、姪女の家、經像を造る家には皆往くことを得ざれ、亦食することを得ざれ、諸
の不淨の人、他の産を看たる人、死屍を捉る人、衆生の身肉を截割するの人、是の如

(一) 四無量心 慈
と悲と喜と捨の心
の無量なるをいふ

(二) 陀羅尼 長句
の梵文を云ふ、翻
譯して總持といふ
一字一句に無量の
義を含む故なり、
從て此を誦する功
徳も無邊なり、こ
の意の如く修行せ
ざる可からざるな
り。

(三) 四肘 一肘は
諸説あるも二尺に
なす、四肘は八尺
に當る。

き等の人皆近き身と相觸るゝことを得ざれ、亦交り往くと勿れ、これを外護清淨の法
と名く、内護清淨とは身に殺し偷盜し邪姪することを得ざれ、口に妄語し惡口し兩舌
し綺語せざれ、戲論は皆作すべからず、意に貪瞋癡等を作すべからず、唯大慈大悲大
喜大捨等の心を起すべし、是を菩薩の(一)四無量心三業清淨と名く、三業淨なるに由て、
乃し能くこの三昧陀羅尼佛頂の呪印を受持す、この三昧陀羅尼の力悉く能く一切天魔
外道の呪法を解除し、皆能く一切の怨敵を降伏し、及び摩醯首羅諸天鬼神の所説の呪
術を悉く能く除滅す、その時に世尊即ち佛頂三昧曼荼羅の法を説きたまふ、善男子若し
此の(二)陀羅尼を修行する時は十二月の月生の一日に於て、一室を淨治し、惡土を掘り去
り、好土を以て填て堅く築て平かならしめよ、未だ填てざる前に先づ掃ひ灑ぎ清淨に
して安息香を焼き、呪を誦すると七遍、前の淨地に向ひ立て而し、東に向て法師口に
云ふべし、我某甲今此の處に於て佛頂三昧陀羅尼道場懺悔を作す、今この地中の東西
南北四維上下の一切の非人、毗那夜迦、諸の鬼神等皆悉く遠く去て此に住することを
得ず、若しその善心を以て佛法を護るものゝ任にこゝに住せよ、是の如く白し竟て先
づ前の地の處より量り取ること縱廣(三)四肘、東北の角より一の竹竿を豎てよ、東南と

西南と及び西北との角に各一竿を立てよ若し竹なき時は好む木も亦た中東北の角より上に向て、八尺の繩を量り取て竿上に繫け、その餘の三角も亦是の如く繫けよ、東北の角に至るに一市に繫け竟れ、還て東北の角より一切の旛華鈴帶珮鏡寶瓶を莊嚴して、次第に莊飾し、東北の角に到て一市嚴り訖れ、唯し西門を開き東及南北の三門は總て閉ぢよ、次に上方を莊れ、東北の角より一の旛を以て繫けて、西南の角に至り繫けよ、正東の門の上に一旛を以て繫けて、西門に至て繫けよ、その東南の角に又一旛を繫けて西北の角に至つて繫けよ、正南の門の上に又一旛を繫け北門に至て繫けよ、次に上方に莊り訖りて、各旛の帶を分けて四の柱に繫著せよ、又東北の角より繫けて西北の角に至り繫けよ、次に新淨牛糞を取れ、糟豆を食せざる犢子の糞を最も第一と爲す、直ちに其の生牛糞を用ふるを得ざれ、新瓦罐を取り以て淨水を汲む、殘水を用ゐず、淨盆の中に寫し、糞を以て水に和し、其の滓を攪去し、檀香の末に著き、一の柳枝を取り、右の手を以て執れ、左の手に金剛杵及び其の數珠を執れ、面を東に向け坐して佛頂の心呪を誦し、柳枝を以て水を攪し、呪すると一百八遍して呪水の器を持して道場の中に入り、東北角より其の香水を潑ぐ、右の手を以て地に摩れ、日の轉するに隨て摩れ、隨

(二)五瓶 中と四方の五瓶のとも。

(三)九蓋 西門左
右三方四隅各一の九燈。
(四)心中心呪 佛の眞言の大なるものより其の要を取りたるなり。

て摩れ、隨て乾かしめよ、水を停まらしむることなかれ、道場の内の地を一遍摩り訖りて、乃至道場の外の四邊をも摩ること各々一步の地までにし、四角に標を立て、繩を結び界とせよ、此れを則ち名けて佛頂三昧陀羅尼結界の地と爲す、一遍摩する如く第二第三も亦是の如く摩せよ、地を摩するに殘香水を用ふることを得ざれ、日に別に新淨の牛糞を取りて前に准して作し用ゐよ、此の水を作すをば則ち佛頂三昧陀羅尼八功德水と名く、壇の地乾き竟んば、五寶瓶と各一升を受くるを取り、如し寶瓶なくんば新淨の瓦瓊の未だ用を経ざるものを以て、亦た用に中ることを得、時に臨んで淨水を滿し盛り、各々五穀を安き、七色の香を著け、又雄黃を安け、各々棗の大の如くせよ、その五瓶の中に各々楊枝・栢枝・竹枝・雜華果枝を挿み、皆葉と并に用ゐよ、綵帛の各の長け四尺なるを以て雜果枝の上に繫け、此の五瓶を將て、各四の角に安し、(三)九蓋の燈を莊つて道場の中に置き、佛頂の(四)心中心呪を用ゐ、呪すること一百八遍せよ、先づ此の燈を將て道場中に入り、東北の角より竿の下に一燈を安き、正しく東門に當りて一燈を安き、東南の角の下に一燈を安き、正南門に一燈を安き、西南の角の竿の下に一燈を安き、正西の門には門の南の頬に一燈を安き、門の北の頬にも一燈を安き、西北角の柱の

- (一) 八色香のこと
- (二) 五穀のこと
- (三) 華疊 華を盛る器。

(四) 南無 歸命

下に一燈を安き、正北の門には一燈を安き、前に依りて作法せよ、その華瓶を將て東北角より一瓶を安き、東南角に一瓶を安き、西南角に一瓶を安き、西北の角に一瓶を安き、正中心に一瓶を安き、(一) 蘇合香・龍腦香・麝香・鬱金香・沈水香・栴檀香・安息香・薰陸香・白膠香を取り、蘇合香を除て餘の八色の香に以て少分五穀を和し、各々瓶中に安く、(二) 五穀とは大麥・小麥・小豆・稻穀・胡麻なり、種々の(三) 華疊種々の香疊を取り西門内に安置せよ、白芥子を取り、石子十顆大きき鶏子の如くなるを淨く洗ふて、芥子と共に一處に安置せよ、先づ安息香・薰香・末焼香を焼け、前に心中心呪を誦し、印を以て香爐を印し、呪すること七遍し竟て、手に香爐を執りて是の言を作す、我某甲十方一切の佛、一切の般若波羅蜜、一切の觀世音菩薩、一切の諸菩薩、一切の金剛藏菩薩、天龍八部、護塔、護法、諸善神等を供養し、我比丘某甲が佛頂三昧陀羅尼の功德を作すを證して、意の如く成就せしめたまへ、加護を請求し是の語を作し已りて、則ち釋迦佛頂の像を奉請し、正しく道場の中心に當りて懸著せよ、則ち八種香を燒き供養し、釋迦牟尼佛を頂禮し、却て坐して合掌し、身を端くして住して世尊を瞻仰して偈を以て讚して曰く、

(四) 南無したてまつる佛の智慧精進 那羅延力骨鎖の身を

波羅蜜多六度の行をなし 大慈悲の父常に人の爲にしたまふ。

是の如く偈をもつて讚して三たび説き訖て、頂禮して足を捧げ恭敬し、即ち種々の香末を取り、手の中に香を捧げ心呪を誦すること七遍して、釋迦佛及び十方一切の佛、般若菩薩等の上に散し、普ねく同じく供養せよ、是を香三昧陀羅尼供養と名く、復た華印を作し種々の華を捧げ、前の香の法の如く呪すること七遍し已て、前の如く散して供養すれば此を即ち陀羅尼三昧供養と名く、次に即ち左手金剛杵を執り右手數珠を執りて口に云ふべし、般若波羅蜜多の法の(一) 恒沙の萬徳を頂戴し恭敬したてまつる、今諸佛に従つて受けたてまつると、是の語を説き已て即ち兩手を擧げ頂戴恭敬せよ、是を頂戴恭敬の法と名く、還つて數珠及び金剛杵を寶器の上に放て世尊を頂禮し、右に繞ること三帛して、佛を辭して出でよ、更に香湯を以て淨く洗浴し已て新淨の衣を著せよ、淨衣は三具なり、且より午に至るに一具の衣を著し、午より黄昏に至るに一具の衣を著し、黄昏より中夜時に至るに一具の衣を著し、中夜より平明の時に至る復た一具を著せよ、是の如く替へ換へて終りて復た始めよ、如し三具無く二具も亦得れば、其の衣の上下俱に黄色を用ゐよ、雜色すべからず、淨衣を著し已て即ち破魔の印呪を

(一) 恒沙 恒河の沙の喩にして無量無邊のとなり。

用ひて身を護れ。

佛頂(一)破魔結界降伏印呪第二

(一)破魔云々、破
魔印は前の身印に
り大金剛輪の印に
同功の輪あり故に
尊成道の時菩提樹
下にして降魔の印
是なり。

前の身印に准ず、唯し一頭指を改めて立て、頭相捻し、二中指を以て各、頭指の上節の背側を捻し過し、頭相柱へ二大指を并べ屈し、掌の内に入れ、先づ印を頂戴恭敬し已りて至心に呪を誦すべし、呪に曰く、
唵室唎夜、婆醯莎訶。

(二)成道 覺りを
得たりし時なり。

(三)奢摩他云々
定と云ひ毗鉢舍那
は觀と云ふ。

頂戴恭敬して呪すること七遍し已りて、左右の肩と當心と咽下と眉間と髮際とを印せよ。及び頂の後を印す、是の如くすること三度せよ、此の印及び呪は常に用ひて護身し結界せよ、釋迦牟尼佛初め(二)成道の時、菩提樹下に坐して先づ此の印を用ひ、陀羅尼を誦して護身し結界し、諸魔を降伏して正覺を成したまふ、是の陀羅尼印は、能く一切種々の毒蟲、種々の惡鬼、種々の精魅、種々の諸魔を解し、鬼神の呪術皆悉く除遣す、一切の厭盡呪詛口舌皆悉く消滅して害を爲すこと能はず、若し善男子(三)奢摩他・毗鉢舍那に於て禪定解脱を速得成就す、觀行を作す時、先づ床座を印して呪すること二七遍し、及び身心まで竟りにして、牀座に上りて結跏趺座し、衣服束帶皆悉く緩く繋けて

(一)右の手 法界
定印なり。 青
三四大の色に
黄等の四色に
す。即ち四大の
體なり。地水火風
を造る色。身行識
を造る色。行識

(四)破魔印 前の
身印なり。此の印
は破魔の功あり
釋尊覺を得るの
菩提樹下に之の
印を以て。佛頂
後
(五)佛頂索印
(六)佛金輪印 光
榮佛頂の印なり。
(七)佛刀印 佛頂
刀の印にして後

正しく坐し、身を端くして骨節相拄へ、項に直ぐに平かに視、舌を擧げ髑に向へ(一)右の手を以て左の手を壓して般若三昧禪印に作つて、先づ(二)四大の色は畢竟空にして眞實あることなしと觀せよ、次に(三)五蘊其の性空なりと觀じて、空性も不可得と知りぬれば、即ち心寂滅三昧なり、色性不可得と觀すれば、即ち色寂滅三昧なり、若しこの三昧を證する時は、心に大歡喜を生じ、或は諸の境界を見れども取著することを得ず一切の諸の重罪障を滅除す、若し他障を見れば彼の爲めに印を作し陀羅尼を誦すれば、即ち一切の罪障を滅除することを得。護身結界し訖りて道場中に入り、西門にして禮拜し、胡跪して即ち香爐を印して呪を誦すること七遍して、安息香・薰陸香を燒き已りて口に云へ、我某甲奉請し作法す、意の如く成就せんと、右の手に數珠を招り、左の手に金剛杵を執り、白芥子の寶器の上を印して、前の大心呪を誦し呪すること一百八遍、還て數珠及び金剛杵を香の寶器の上に置いて(四)破魔印を作り、白芥子と石子とを印し各呪すること七遍、次に(五)佛頂索の印を作り、白芥子石子を印し、各呪すること七遍、次に(六)佛金剛輪印を作して呪し、次に(七)佛刀印を作し各呪すること七遍、即ち手に芥子の寶器を執り、道場内の東北の角より白芥子を散す、是の如く四方四維

(二)虎口。掌を掌の間なり。

(三)十一面ノ印。八葉印なり、此の印は諸觀音に通用す。

左右の無名指を掌内にして相又へて右左を壓し、虎口に向へ、二小指を直く伸べ立て相捻し、二中指を立て相捻し直く立て二頭指相去る四寸半、二大指を並べ立て中指を去ること一寸、金剛藏の心呪を誦す、呪に曰く、
唵 跋折囉 悉婆 婆 囉 耶 莎 訶 七遍を誦し、次に頭指を屈し、次に頂禮、その坐の法用前に准じて異なることなし、次に北門の侍者十一面觀世音菩薩を請せよ。

(三)十一面觀世音菩薩印呪第七

二中指直く立て頭相捻し、二頭指を直く立て相去ること四寸半、二大指を并べ直く立て、二無名指相去ること一寸八分、二小指直く立て相去ること五寸、頭指來去せよ、呪すること七遍し已て、漸く頭指を屈して掌に入れ、禮拜して奉請せよ、作法亦た前に説くが如し、呪に曰く、
唵 阿 嚩 囉 力 莎 訶。

次に四角金剛を請し、前の金剛藏の呪を誦し、前の金剛藏王の印を作して、東北角より請せよ、東南の角、西南の角、西北角ごとに一び請せよ、四度び指を屈し印し竟れ、その呪を誦する聲相續して断えざれ、口に云へ、東北角より金剛を奉請したてまつる、

(二)日に隨。右に旋ぐるなり。

(三)大三昧勅語結界印呪を説く。

(三)結界一定の境界を結護して障の入りざるやうにするをいふ、結界の廣狹は種々差異あり。

(四)五逆。父を殺し母を殺し、師を殺し、和尚を破す、佛身より血を出す重罪なり、闍提は佛性なきをいふ。

東南西南及び西北の角より金剛を奉請したてまつる、各本位に住して法の如く坐したまへと、即ち華坐の印を作し、(二)日に隨つて三遍印を轉して呪を誦す、呪は前の説の坐の印の呪に同じ異なるなし、七遍を誦し已て恭敬し頂禮せよ、禮し已りて次に大三昧耶印を作し、三昧呪を誦せよ。

(三)大三昧勅語結界印呪第八

左右の二無名指と二小指を掌内にして相又へて右左を壓し、二中指を直く立て頭相捻し、二頭指を屈し中指の上節の背上を捻す、二大指を屈し頭指に附著し一の節を屈し、二手の掌相去ること四寸、頂戴し恭敬して空中に四方に日に隨て右に轉し、三昧大結界の呪を誦す、呪に曰く、
唵 商 迦 禮 摩 訶 三 昧 儀 槃 陀 槃 陀 文 闍 文 闍 莎 訶。

七遍を誦し已て即ち日に隨て轉せよ、轉すること三匝し已て、次に應さに勅して云ふべし、三昧を以て結界す、威儀具足して如法に住したまへと、若し結界の時は文闍文闍を廢此れは是れ十方三世の諸佛の大三昧陀羅尼呪の印なり、若し人至心に受持讀誦して三十萬遍乃至七十萬遍を滿せば、四重十惡(五)逆(一)闍提の罪を滅除して種々の横障横惱を

(二) 香爐 香は佛の時必ず香を焼く、即ち本尊を降し玉ひ、所願成ぜん。

(三) 六道四生、地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天人の羅、世界を六道といひ、胎生、卵生、濕生、化生の生類を四生といふ。

除去し、衆人の見るもの皆大に歡喜し、一切の三昧陀羅尼力に於て速に成就することを得ん、善男子手に(二)香爐を執り焼香供養して、その七世の一切の父母現在父母の爲めに一丸の香を著き、普く六道一切四生の爲めに一丸の香を著き、又一切病苦の衆生の爲めに一丸の香を著き、復た一切十方の施主の爲めに一丸の香を著き、又自身の爲めに一丸の香を著き、香を著き已竟つてその香爐を印し、呪すること七遍し已て、即ち香爐を捧げて至心に釋迦文佛并に佛の眷屬を供養し、觀世音菩薩并びに其の眷屬を供養し、金剛藏菩薩并びに其の眷屬を供養し、即ち普く運心して十方一切の淨土、(三)六道四生、一切地獄、一切病苦の諸の衆生の處に周遍し、香雲遍く十方法界に至て、香宮殿樓七寶の池臺微妙の音聲一切の佛事と作つて供養し、香雲遍く地獄に至り、和雅の音を出し三寶を稱讚す、隨て聞き隨て稱して地獄の苦を離る、遍く六道に至り衆生の願を滿す、病苦の衆生には香雲體に入り、一切の種々の病惱を除去す、これは是れ佛頂三昧香雲供養の法なり、一切の寶物、一切の諸華、曼陀羅華、芬陀利華、俱物頭華、瞻蔔華等、一切の末香、種々の塗香、諸香の功德池水の供養前の如くにして異なることなし、末香華雲皆悉く十方法界に遍滿し、種々の寶、種々の飯食、種々の財寶、

(一) 和南 禮拜の呪を説く。

(二) 那謨悉羯羅印 呪を説く。

種々の華鬘を供養し、瓔珞華冠寶劍等の物を一切供養す、香池の法とは八種香を用ふ、謂く鬱金・沈水・蘇合・薰陸・海此岸の旃檀・牛頭旃檀・麝香・龍腦香なり、是の八種香共に搗て末となす、淨水を以て和して寶器の中に成り、道場の内にて、東北の角より内院に一香水器を著き、正東・東南・正南・西南・正西・西北・正北の門下是の如くの八處各一器の八種の香水を著く、其の尊像の前には、二器水を著け、是を八種功德の池水と名く、亦陀羅尼三昧水と名く、復た佛頂三昧甘露妙藥と名く、亦清淨陀羅尼藥と名く、供養し已竟つて佛に從つて藥を請して之を服すること三度、日別に一度せよ、及び頂面身心の上に灑散すれば内外清淨にして障難病苦皆悉く消滅す、次に(二)和南を作し、至心に一切諸佛般若波羅蜜菩薩金剛一切の賢聖を頂禮し、行者起立して禮拜の印を作す(十一面の部の禮拜の印に同じ)。

(三) 那謨悉羯羅印 第九 唐に禮拜云ふ下

那謨陀舍南蒲陀俱知南唵戶囉戶囉悉陀囉者你薩婆遇他娑達你莎訶。

兩手相合せて左右の十指直く豎て相又へ、右左を壓し、十指頭齊正にせよ、即ち那謨悉羯羅の呪を誦す、呪曰く、

前に一盤を安き、西北の角に一盤を安き、正北の門に一盤を安き、月の八日より十五日に至るまでに日々に食を獻すること果子の法の如くせよ、如しその日に獻することを得ずんば、月の三日若は月の五日若は月の七日を取つて應に果子を獻すべし、其の月の八日・十三日・十四日・十五日には應に食供を獻すべし、若し能く月の一日より十五日に至り、日に相續して果と食と種種の諸物香華等の如きを供養するは最勝第一なり、十六日已去は直ちに香華を以て供養して呪を誦し、乃し月盡るに至れ、月月に是の如くせよ、善男子數珠を作らば、金・銀・赤銅・水精・瑠璃・沈水・檀香・青蓮子・瓔珞子を用るよ、佛諸比丘に告ぐ、如上所説の諸の數珠の中に水精第一なり。

佛頂頭印を説く。

佛頂頭印第十一

前の佛頂身印に准ず、唯し二頭指を改めて中指の後に秘し在り頭相拄へよ、用て一切外道の法と及び諸鬼神呪術等の法とを破す、悉く皆除破して一切の横障一切の難事悉く皆消散せん、所住の處に隨て諸の惡獸毒蟲等の難あり、白芥子を灰に和して一百八遍を呪せよ、東北の角に向て呪すること三遍し已て一たび芥子を散せよ。是の如くに八方日を逐ふて轉し散せよ、所有毒蟲悉皆消滅す。

次に佛頂轉法輪印を作せよ。

佛頂轉法輪印

佛頂轉法輪印呪第十二

前の佛頂身印に准せよ、唯し二頭指を改めて直く豎て二中指の甲の下を捻す、呪に曰く、

唵、斫迦囉、餘宕鷄、瞋駄尼、嗚咩泮、莎訶。

若しこの法輪印陀羅尼を受持するものわらんに、一切諸法三昧陀羅尼に在りて、法自在力を速に成就するを得、佛の正法をして久しく世間に住せしめ、常に菩薩摩訶薩道を行じ、大慈心を起し、衆生を教化し、一切善法を修し、一切惡法を斷ず、是を法輪と名く、一切の罪を滅除し、一闍提等皆悉く消滅す、次に金輪印を作れ。

帝殊囉施金輪印呪第十三

二小指を豎て頭相拄へ、二無名指中指を屈し頭側め相拄へ、二大指を並べ豎て無名指の頭を捻し、二中指豎て頭側め相拄へ、二頭指を屈して曲めて中指の上節の背を捻し、頭指來去せよ、二の肘の頭相著け、即ち呪を説て曰く、
唵浮魯那、嗚咩、莎訶。

帝殊囉施金輪印呪は、一切の罪を滅す。

菩薩摩訶薩大覺の道なり。

ふ云 現じて神呪を説きたまふ、時に即ち呪神を現じて前に映蔽す、一切の菩薩諸の天神等の現する所の呪神悉く現せざらしむ、磴石を以て井の上に蓋ふが如し、唯し觀世音菩薩一切持呪衆聖中王獨り自在を顯はす、爾の時に世尊大慈悲を起して、即ち頂上の肉髻の相の中より、五色光を放つ、遍く十方の一切世界を照したまふ、虚空の中に於て遊旋すると蓋の如く、その光明の中に菩薩あり、帝釋囉施テイジユラシと名く、結跏趺坐して大光明を放つ、身の支節の中より各火焰を出して、口に神呪を説きたまふ、多なるをば名けて大佛頂の呪と曰ふ、少なるをば名けて小佛頂の呪と爲す、是の如き等種々の呪法を説き、並びに印法を作したまふ、帝釋囉施はこの呪等を説き威神を現じたまふ時、前に映蔽せる訶耶揭哩婆の身及び呪神悉く復た現せずなんぬ。その時に觀世音菩薩佛足を頂禮し、佛に白して言さく、世尊奇なるかな希有ケウなり、世尊威神まします、我れ一切の持呪の中に於て王たり、更らに上あるとなし、世尊は慈悲まし／＼て頂上より光を放ち、光明の中より帝釋囉施菩薩を出して、我が所現の身及び呪神を滅して一も遺餘なし、更らに何の法あつてか能く世尊の帝釋囉施を滅せん、その時に世尊觀世音菩薩に告げたまはく、我れに心呪あり、名けて金輪と曰ふ、最尊にして極たり、

二〇塵沙 無量無邊の意味なり。

二三放白光明佛頂印を説く。

二四又有白光明佛頂印を説く。

更らに過ぎたるものなし、唯し佛と佛とのみ乃ち能く之を知りたまへり、是の呪能く帝釋囉施並びに呪等の法を滅す、汝等應さに一心に受持して希有の想を生ずべし、その時に世尊即ち金輪の陀羅尼印を説きたまふ、前の所説の如し、誦せしもの聽かんもの、若し能く至心に隨て一遍を誦し、一たび耳に經ばジンジンヤ塵沙の衆罪若しは輕若しは重悉く皆消滅せん、願として果たさずといふとなし、速に當に成佛すべし、この陀羅尼のみ悉く一切の諸法を破壊するを得ん、更らに上あるとなし。

二五放白光明佛頂印第十五 亦是放十方光明の印と云ふ

二小指を合せ豎て頭相捻し、二無名指相博け直く豎て、指の頭相去ること一分、二中指も亦爾かなり、指の頭去る事三分、二頭指を屈して中指の上節の背の側りを捻し、二大指を並べ豎て、中指を去る事五分、頭指來去せよ、呪は金輪の呪を用ゐよ。

二六又有白光明佛頂印第十六

二小指及び二無名指を合せ豎て、二中指を相博けて無名指の上にトカカ秘し、次に二食指の頭を曲めて中指の上節を捻し二大指を並べ、各無名指の下節の内を捻し、擧印を自の頂上に著いて頭指來去せよ、呪は前の金輪の呪に同じ、佛諸の比丘に告げたまはく、

(二)若し云々 止
雨の法なり。

(二)若し國の界内に滯雨熄まずんば、白光明の印を作り大心呪を誦し、佛を奉請して華座の上に安置し坐せしめよ、即ち求求羅香此に安息香といふ薰陸香を焼て佛を供養し訖りて白ふすべし、云く我某甲某の事の爲めに奉請し作法して、衆生に種々の安隱を施與せんと、願はくは大慈悲我が所願を果したまへ、是の語を作し已りて、白芥子を取り鹽に和して呪する事二百八遍し、及び光明の印を作し、呪する事三七遍して芥子鹽を攪け、一の火鑪を安き、左の手に金剛杵を執り、并びに數珠を執り、右の手に白芥子を捉て呪する事一遍して一たび火中に投げよ、是の如くして數一千八遍に滿せよ、その雨即ち止まん、像の面を北に向へ呪師南に向て露地にして作法せよ、如しそれ止まずんば即ち威儀を示現せん、頂上に緋を著け、黃繒を以て右に纏ひ、右に繞て劔一口を以て正しく像の前に當る、刀二口を豎てよ、兩邊にも亦豎てよ、一邊に各二つ、前に作す所の白芥子の法の如く一百八遍し訖りて、右の手に劔を執り像を繞る事三市行道して呪を誦せよ、相續して絶えざれ、本處に還り至り面を東北の角に向け、劔を以て日に隨ひ、頭上にして急に轉せよ、轉すること三市し已りて東北に向つて擬ざる、四角四方も皆亦是の如くせよ、夜分の時に於て、五炬火を呪すること、白芥子を以て其の炬

火を打つ事、三七遍に滿して、一炬火を以て頭上にして右に轉じ、轉する事三市し竟て、東に向て之を擲げよ、南西北方も皆是の如し、其の後一炬の頭くを地に向へて轉せよ、轉する事三市し竟て地上を刺し、更に轉する事三市して空に向て上に擲げよ、是の法を作す時、相續して呪を誦せよ、その雨即ち止む。

復た作法あり、種々の華を以て佛像上に散じ、然して後華を收めて淨處に擧げ著け、若し滯雨の時には、前の擧華を取て華を呪する事一遍して、一たび火中に投げよ、是の如く數一千八遍に滿し、若しは一萬遍せよ、其の雨即ち止まん、白芥子に和して作法せよ。

復た作法あり、一の新たなる瓦瓊の二斗を受くるばかりなるを取り、瓊の上に一りの須菩提スボダイを畫作せよ、出家の形像にして頭に華冠を戴き、怒神の面を作して、眼を怒らして大に瞋らしめよ、この畫瓊を將て露地に出し著き、前の所説の白芥子の法の如くせよ、その雨即ち止まん。

又作法あり、舍の下の露地にして香を和せる牛糞を以て一の水壇ミヅノイハを作し、縱廣ミヅノイハ四肘にせよ、その壇中に於て牛糞を以て泥に和し一の龍形を作れ、龍の尾頭を西に向へ

(二)瓦瓊 瓦の壺
なり。

(三)水壇 前述せ
り。
(四)肘 前述せ
り。

よ、白芥子を呪して其の泥龍を打つて、一たび呪して一たび打つ事一百八遍して、紫檀の櫛を以て龍の項上に釘て、其の雨即ち止まん。

(二) 殺喝聲を劇
まして高く讀むな
り。

上の如く一一に作法するの時は、先づ白光明の印を作し、頭頂の上に著て呪を誦する事七遍して、右に手印を轉じて呪する事三七遍、手印を右の髀の前に向へ著け、左の足を翹て、立て面を左邊に向け、大瞋顔を作し高聲に(三)殺切喝し、復た金剛を轉じて四方に向て一切の風雨を擬り打て、打つに隨て皆止まん。

(三) 若那斫迦羅印
呪を説く。

(三) 若那斫迦羅印呪第十七 此に智輪

先づ二中指を豎て頭相挂へ、二無名指を屈し、各中指の中節の背を拵かし、頭離るる事一寸二分、二頭指を以て各二無名指の上節の背を壓して、頭中指の甲を離るる事三分、二小指を屈して掌中にあり、二大指を以て各中指の上節の内を捻して腕を合せよ、陀羅尼に曰く、
唵紹知伽陀鉢泮。

(三) 此の印陀羅尼
云々 樂説無礙を
得るとを述ぶ。

(三) 此の印陀羅尼は、若し説法の時預め前一切の三寶を禮拜して加被を請ひ已て、印を作して至心に陀羅尼を誦する事一百八遍、或は千八遍して、然して後に説法すれば、

(二) 若し人云々
論議に勝つとを明
せり。
(三) 又此の印云々
覺を伏るとを得る
を明す。

即ち無畏を得て樂説無礙なり、(二)若し人惡心を以て論議せば、難するもの自然に屈伏せん、(三)又此の印を以て佛の輪座を印して呪する事一百八遍して、然して後に佛を請して座上に安置せよ、一切の魔軍歸伏せずと云ふ事なし、大壇會の中に皆此の印を用ふ。

(三) この印呪によ
りて最上智を得る
なり。

(三) 若奴瑟備沙印呪第十八 此に智頂

前に准せよ、唯し二頭指の頭を改め中指の甲の上を捻し、指の頭各中指の頭と齊しくせよ、陀羅尼に曰く、

唵摩摩摩鉢泮。

此の印陀羅尼は能く誦持するものは、最上の智を得、生々に失はず。

(四) 迦黎沙尼舍印呪第十九 此に滅罪

前に准せよ、唯し二頭指を改め、各中指の上節の側々に側め輔け頭離る、事一寸、二大指の頭を離る、事四分、陀羅尼に曰く、
唵迦黎舍備闍。

(四) 迦黎沙尼舍印
呪を説く此の印呪
に由りて重罪を滅
するなり。

此の印陀羅尼は、若し善男善女至心に印を作して陀羅尼を誦すれば、一遍を誦するに

(二) 百千萬億云々
無量無邊の數量知
る可からざるない
ふ。

(三) 阿跋囉質多印
呪を説く。

(四) 此の印陀羅尼
は諸の危難を滅す
述の四法上
罪の無能勝を云ふ
地を見つて四角に
引きて莊嚴す七日
の作法なき也。

(六) 釋迦牟尼佛懺
悔法印呪を説く。

隨て、(二) 百千萬億俱胝那由他恒河沙劫の四重五逆一闍提の罪、一切の罪障悉く皆消滅す、若し能く一生日日に常に千遍萬遍を誦すれば、能く行者をして無始以來の一切の罪障悉く皆消滅せしむ。

(三) 阿跋囉質多印呪第二十 此に無能勝云ふ

前に准せよ、唯し二頭指の頭を改め、二大指の頭を離るゝ事二分、陀羅尼に曰く、
唵阿跋囉質提鉢泮。

(四) 此の印陀羅尼は、若し善男善女能く誦持するものは、王賊鬼神一切の險難害を爲す能はず、若し(五) 上の四法を受持せんと欲は、問靜の處に於て當さに(五) 水壇を作るべし、縱廣四肘にして種々に莊嚴し、道場の中に於て佛像を安置せよ、若し佛舍利あらば種々に供養せよ、像の前に胡跪して至心に呪を誦して千八遍を滿し、若し萬遍を滿せよ、日日に是の如くして、十萬遍乃至百萬を滿すれば願を果す事虛しからず。

(六) 釋迦牟尼佛懺悔法印呪第二十一

左右の頭指無名指小指等並びに下に向て相又へ、二中指を豎て、頭相拄へ、二大指相鈎して右左を壓し、左右の大指の頭を右の頭指の側に附けよ、呪に曰く、

那無薩婆腎若耶、唵三婆悉底稽、莎訶。

(二) 是の法の印呪は能く一切の三業の罪障を除き、諸の四重五逆等の罪を滅して皆悉く除滅す。

(三) 佛頂刀印呪第二十二

左右の八指又へて掌の内に入れ、右左を壓して直く二中指を豎て、頭相拄へて腕を合せよ、呪に曰く、

唵渴伽囉末拏、鉢囉末陀那、娑鹽駄耶、莎訶。

諸の比丘若し(三) 此の印を作し前の大呪を誦すれば、若し人身の上に鬼神病を患へんに、印を以て頭胸背を打て、その病む處に隨て印を以て刺し捺せ、復た白芥子を呪して病者の頭面心胸を打て、復た手を以て白芥子を捉つて頭上心胸肩背の上に於て、右に轉らして之を摩せよ、日夜に四時五時に安息香を焼き、身を繞らして右に轉じ、及び鼻孔を熏せよ、七日の中に作法すれば即ち差ゆ。

(四) 若し天魔鬼難を發遣せんとならば、前の如く四肘の壇を作りて如前の法に准じて、八盤の食(五) 燈の十六盞を獻せよ、四角に各の一、四門に各の二、中心の佛の座の四角

(四) 天寃云々
天鬼難を治するの
法。燈十六盞。燈
蓋の置き處は今
文を本據さす。

(三) 此の印云々
此の印呪は病を治
するの法。

(二) 是の法は諸の
重罪を滅す。

(三) 佛頂刀印呪を
説く。

(一) 燈を下等是れ燈臺を用意し置き時節につて點火する次第也。(二) 結界奉請本尊を迎ふ可き爲め尊を結界し奉るを本尊を請し奉るを云ふ。(三) 甜漿水 甘き酢なり。

(四) 胡麻人 人は實なり。

に各一つ、(一) 燈を下すの時、皆日に随つて轉して逆行する事を得ず、(二) 結界奉請前の如くに異らず、病人をして清淨に洗浴せしめ、淨衣服を著け壇の西門に近き、呪師の左邊に坐せしめ竟りて、呪師其れに香爐を與へて焼香し發願し禮拜せしめ、前の如く芥子法を作す事一百八遍、則ち一椀の醋・飯・一椀の(三) 甜漿水・一椀の氷水を取り、其の飯椀を取り、病人の頭上心胸身上に於て、右に輪して旋轉して呪する事三七遍、椀を以て暫く病人頭上に著いて、一人をして前に當り、一の淨器を撃け、椀中の飯を以て淨器の中に寫さしめよ、餘の二椀も亦爾なり、呪師淨器を受取りて三物を攪して相和せしめ、頭上にして身を透つて轉ずる事三帀し已て、人をして急に送て西南の上に寫さしめ廻願せしむる勿れ、此の送食の法は初夜と五更と二度之を爲せ、七日作法せよ、第四日に至ては種々の飲食果子を供養し、西門に淨寶の火鑪を安き、淨柴を燒て至心に釋迦文佛を奉請し、火鑪の中に於て蓮華上に坐せしめ上へり、當に乳・酪・酥・蜜・飯食・果子、(四) 胡麻人の油等を取て呪する事三七遍、各少しき許りを取て呪する事三七遍、各少しき許りを取て呪する事一遍して、一たび火中に擲て一百八遍を満すべし、晝夜の三時且・午・初夜・供養するに時時に作法せよ、呪師白芥子を自身の上に取り巡轉せ

よ、白芥子を呪する事一百八遍に満せよ、一切の鬼神悉く皆遠く去てその便りを得ず、凡そ作法せんと欲はば皆須らく作法し好く自ら身を護るべし、若し爾らずんば恐らくは鬼神の便りを得ん。

次に佛頂の索の法を作す法。

(一) 佛頂索印呪第二十三

前の佛頂刀印に准せよ、唯し二中指を改め、上節を屈し頭相拄へ、指の頭を平かならしめよ、(二) 若し鬼神の難あらん處には、印を作し呪を誦せ、諸惡鬼神悉皆散滅せん、即ち索の呪を説く、呪に曰く、
唵都魯囉、(三) 槃陀槃陀莎訶。

(四) 若し賊難の處にして呪を誦し印を作せ、賊人に近く事能はず、(五) 若し人眼の(六) 白暈を患へて年を経べし、華菱を取り井華水に和し、石上にして薬を研せ、研するに隨て薬を呪し、器を盛り竟れば像前に於て呪する事一千八遍して眼中に點着せよ、其の翳即ち差えん。

(六) 佛頂縛鬼印呪第二十四

(一) 若し賊難云々は賊人に近かざる法。(二) 若し人眼云々眼翳を治するの法。(三) 白暈 眼病の一種。

(六) 佛頂縛鬼印呪を説く。

二小指二無名指を反り又へ掌中に在き、二中指を直く豎て、頭相拄へ二大指を並べ豎て、中指の中節の側を捻し、二頭指を屈し二大指の甲を壓し相著け腕を合す、即ち呪を説て曰く、

唵吽輸提、莎訶。

〔二〕諸の比丘云々
〔三〕若し狐魅云々
〔四〕諸の比丘東に引ける桃枝の瘡病なきものを取て、印を以て枝を印し呪する事二十一遍、病人の身を打てば其の病即ち差えん。若し狐魅病と山精と鬼魅と厭盡との病等には白芥子を呪する二十一遍して以て病人の頭面胸心を打ち、安息香を焼き、身を繞り鼻に熏し及び香煙を哈取して二十一咽せしめよ、桃枝を用ゐて打つ法は、先づ左の臂肘の内を打つ、次に右の肘と腰の間と曲脈とを打て其の病即ち差ゆ、研雄黄を用ゐて呪する事一百八遍して護身結界し、頂上・髮際・左の腋・右の腋・心上・項の下・眉間・是の如く七處に各點する事晝夜三時せよ、是の如く作法して病人の牀の下に牛糞を以て一肘小壇に泥り、燈蓋を淨く洗ひ、一蓋の燈を著き、結界し、作法は燈夜別に著けば其の病即ち差えん。

釋迦佛眼印呪第二十五

〔三〕釋迦佛眼印呪を説く。

二小指二無名指を反け又へ掌中に放き、二中指を直く豎て頭相拄へ、二大指を並べ豎て、二頭指を屈して二大指の頭を壓して頭相拄ふ、呪に曰く、
唵吽輸支爾、莎訶。

佛眼印を作し前の大呪を誦し、身清淨眼根清淨を得、若し至誠に佛眼の印呪を受持するも亦〔一〕五根清淨を具足する事を得、一切衆生の見るもの歡喜す、〔二〕若し人眼を患へ眼赤して痛まば、印をなし眼を印し及び藥を印し、呪して眼中に内るれば差えん、若し水を印し呪して眼に噴き并に洒けば即ち除差する事を得ん。

釋迦佛印第二十六

此の印呪なし名號を得ず。

前の佛眼の印に准せよ、唯し二頭指を改め屈して中指上節の背を捻し、右の大指左の大指の上を壓せ。

釋迦佛印第二十七

亦た呪の名なし。

前に准せよ、唯し改めて左の大指を以て右の大指の上を壓せよ。

釋迦佛第二十八

亦た呪の名なし。

前に准せよ、唯改めて二大指を並べ屈して掌中に入れよ。

〔一〕五根清淨を得。若し人云々
〔二〕若し人眼を患へ眼赤痛の法なり

〔三〕釋迦佛印を説く。

〔四〕釋迦佛印を説く。

〔五〕釋迦佛印を説く。

或は道場の旛帶而も自ら掉動せん、或は獻する所の散華多日死す、或は雜果の樹枝多日萎ます、或は房内に聲あらんに驚怖を生ずる事なかれ、或は雲無うして雷聲あらん、或は雲無きは雨落らん、驚怖を生ずる事勿れ、當さに知るべし、行者一切の罪障皆悉く消滅して三昧陀羅尼の力を得ん、以後即ち五色壇法を設け、燈・食・香・華・種々に供養する事一に前の法に准せば、或は佛般若菩薩金剛天等行者の爲めに身を現せん、その見る時に随つて種々に乞願せよ。

(二) 佛頂八肘壇法。

地を治する事前の如く竿を豎て莊嚴し、及び七寶并びに五穀子八種香等を埋むるも亦前に説くが如し、次に白粉を調へ香水を以て和して一りの解法の比丘と共に道場に入り已りて、東北の角の柱の内より柱を離るゝ事六指にして一の粉點を下せ、餘の三の維を點する法も亦是の如し、四維を點する事竟んば、一の繩子の長け四十尺にして細き事釵股の如くなるを取り、粉汁の中に浸し已りて振り出して前の解法の人をして其の繩の頭を捉つて捺さへしめ、法師南の角の點の上に向て捺し、左の手を用ゐる繩を拵ちせよ、點の東三指に一とすぢは繩を拵ち、點の西三指に繩を一とすぢ拵ちし、

(一) 佛頂八肘壇法
佛頂の壇法にして
三重に作るなり。

(二) 度子七の異
名なり即ち竹度なり

即ち繩子を收めて粉の中より振り出し、前の人繩の頭を執て西に向て出し、右の手を以て繩の一端を執て頭上に向へ、日を逐ふて轉せしめて、彼に語て言ふべし、點の上
に依て繩子を捺せと、師も亦東邊の點の上に依て捺せ、還て左の手を以て一たび繩を拵ち、點の南の三指に繩を一とすぢ拵ち、點の北の三指に繩を一とすぢ拵ち、繩子を收め取りて、粉の中より振り出し、西門に向て繩子を出して前んで、人を南の頭に向て立たしめ、師繩の頭を取り、前に准じて點に依りて捺へ、師左の手を用ゐる繩を拵し、點の西三指に繩を一とすぢ拵し、點の東三指に繩を一とすぢ拵ちせよ、又繩子を收め粉中より振り出し、前の人繩を持して東北の角の點の上に捺し着けしめ、師還て前の如く西北の角に捺し著け、點の上に繩を一とすぢ拵し、點の北三指に繩を一とすぢ拵し、點の南三指に繩を一とすぢ拵せよ、拵つ事一巾し竟れ、一竹片の二肘の(二)度子を作て、東北の角の外縁より一の竹度を放て西に向て量れ、更に一の竹度を著き南に向て量て一點を下せ、竹度を取て點の上に依て西に向て量れ、北の竹度の頭に向て點を下して點の上に從ふ、南に向て量れ、兩の竹の頭相挂へて一點を下せ、東南の角・西南の角・西北の角も亦是の如し、量て各の粉點を下せ、東畔より繩を振り出して還て前の法に依て點に當

りて繩を拵て、點の東點の西各三指の地に前法に依て拵て、南西北方も亦是の如く拵て第一院竟らば、還て竹度を取り東北角の第一縁より角に從て西に向へ量て度の頭に點を下せ、點より南に向て量も還て角より一の竹を下して、南に向て量て竹の頭に一點を下せ、點より西に向て量て兩の頭相拵へて一點を下すも、餘の三の角を量る法も亦是の如き量なり、已て點を下せ、西邊より粉の中より繩子を將き出して、西門より入り、東北の角より捺せ、師は西の頭に向へ、前に准して繩を一すぢ拵ち、西に向て三指に繩を一すぢ拵ちせよ、復た西に向て三指に繩を一すぢ拵ち、南西北方も亦是の如し、南を拵つには北に向へ、西を取るには東に向へ、北を取るには南に向へ。内縁を取る事一帛し竟りて、還りて竹度を取て内縁の東北の外角に二の竹度を以て三指を量り、一刻して記を爲し、竹度を將て角より西に向ひ、量て刻頭に一點を下す、點より南に向て量り、更らに一度を取り、角より南に向へ量りて刻頭に點を下し、點より西に向へ、量りて兩刻の頭相拵へて一點を下し、東南の角西南の角西北の角亦た是の如く刻に依て點を下せ、還て西邊の粉の中より繩子を出して、還て西門より入りて、東北の角の點の上に依り、繩の頭を捺へ、師頭に向て點に依て捺へ繩を拵ち、點の東

三指に繩を一すぢ拵ち、點の西三指に繩を一すぢ拵ち、南西北も亦是の如く拵て、第二の縁竟りなば、三の竹度を取りて六指を量り一刻を作せ、第二の外院より東北の角内縁の角の頭を西に向て六指を量て刻み、頭に點を下せ、點より南に向て量れ、復た一竹を以て角より南に向て量て刻み、頭に一點を下せ、點より西に向て量れ、兩刻の頭相拵へ一點を下し、東南西南西北の角も亦た是の如く量りて點を下し、西邊の粉の中より繩子を出し、還て西北の角の點の上に從て繩の頭を捺へ、師南邊に向て拵ち繩を捺へ、點に向て三指に繩を一すぢ拵ちせよ、南西北方も亦是の如く拵て、一ばら點に依て拵て總て三重にし竟りて、復た繩子を將て東北の角にして繩頭を捺せ、師西の頭に向つて捺し捺せよ、量を取り齊中に繩子を疊んで還て東北角より繩頭到る所に一點を作し記せよ。記に從て南角に向へ中心を量り取り、一の粉點を下し、南西北方も亦た是の如く中心を量りて點を下し、東面中心より點に從て北に向ふ、一の竹度を量り、度の頭一點を下し、中の點に從て南に向へ一の竹度を量り、頭に一點を下し一竹度を取り、四指を量り頭を折り屈し、粉の中に入れ、北點より東に向て印し、印の頭より北に向て印し、印の頭より東に向て印し、南邊の點より還て東に向て印し、印の

頭より南に向て印し、印の頭より東に向て印し、粉の内より繩子を出し、北の印の頭より繩子を捺す、師南の印の頭に向て繩子を捺し繩を一すぢ拵せよ、次に東門を作り竟て南西北方も亦た是の如く作せ、乃至三重の四門亦是の如く門を作る法は、但だ三重より西門は體まに開け、餘の三門は擬して閉ぢよ、四門を作り竟りなば、即ち五色の粉を取り、八色の香熱水を用ひて五色粉に和し、外院の東北角より粉の器を安き呪する事一百八遍せよ、師第一院内道の上に向ひ、坐して前の人をして院の東に向へ座せしめ、二の竹度を取り第二の豎の三道の北の縁の頭より、南に向て一尺を量る、此は是れ東の外縁なり、内縁も亦是の如く量れ、兩の竹の頭に繩を一すぢ拵ちし、北に向て三指に繩を一すぢ拵ちせよ、復た北に向て三指に繩を一すぢ拵ちせよ、乃至南に向て量れ、位を分けて七位と作す、南北も亦爾かなり、西南の門の南をば分て三位と爲よ、門の北も亦た爾かなり、分て三位と作せ、第二の院の東も還た是の如く量れ、拵て六位と作し南北も亦爾かなり、分て六位となし、西面の門の南をば拵て兩位と爲よ、門の北も亦た爾かなり、分て兩位と爲よ、東北角より金剛の地印を作せ、黑白の二色を用ひて作せ、北面より一肘地の白粉界道の處に重ねて白粉を下し、次に赤色の

道を下し、次に青色の道を下し、次に黄色の道を下し、次に黒色の道を下す、此の五色道は外畔より一市して五色道を下し、第二第三の外縁も亦た是の如く作せ、中心に千葉の蓮華を作り五色を以て作し、三院の四角も是に例せよ。

(一) 金剛地印の位。

金剛地印の法は、第二院の東面の北の頭より第二は是れ文殊師利菩薩、第三は般若波羅蜜多菩薩、第四は釋迦金輪佛、第五は釋迦轉法輪佛、第六は阿彌陀佛、第七は釋迦佛眼なり、東面の位竟んぬ、南面の第二は金剛母摩麼鷄菩薩、第三は商羯羅菩薩、第四は央俱施菩薩、第五は金剛藏菩薩、第六は金剛軍荼利菩薩、第七は隨心金剛なり、南面の位訖んぬ、西面の南頭より第二第三の位は皆金剛又を作せ、西面門の北第一第二は亦た三股金剛杵に作せ、北面の東頭より第二は觀世音母、第三は耶輸陀羅菩薩、第四は觀世音妹、第五は觀世音王、第六は十一面觀世音菩薩、第七は毗俱智觀世音菩薩なり、西面の北の頭より第二は不空絹索菩薩、第三は馬頭觀世音菩薩なり、東面の外院の北の頭より第二は提頭賴吒天王、第三は地藏菩薩、第四は虛空藏菩薩、第五は釋迦佛蓋、第六は釋迦佛刀、第七は釋迦稍、第八は天帝釋なり、南面の第二は阿祇爾

(一) 金剛地印法
此には小しく摩形
あれども多く三摩
耶形を説く、而し
て具さに五十三位
を明かす。

(二) 鑠鷄謨備釋迦牟尼の轉聲なり

(三) 瓶を四角云々
四角に各一つ、中心の佛の座の四の角に各一つ、十六瓶なり。

地幡那、第三は南方毗盧勤又、第四は金剛疊、第五は金剛杵、第六は火頭金剛、第七は金剛童子、第八は金剛兒なり、西面の門の南の第二第三第四は、一つは稍二つは又なり、門の北の第一第二は又と稍と一なり、第三は毗盧博又なり、北面の西の頭より第二は多唎心觀世音、第三は一嗟三鉢底迦囉觀世音、第四は隨心觀世音、第五は三股又、第六は北方毗沙門、第七第八は一は又一は鍔なり、中心には帝殊羅施(三) 鑠鷄謨備を道場の主と爲す、燈一百盞及び位に約して飯食となし、種々の香華、種々の飯食、種々の香水の椀、及び十六の水瓶、各々に皆呪すると一百八遍して、東北の角に従て燈を下し、食を下し、瓶を下し、(三) 瓶を四角四門中心に著けて供養して作法せよ、一前の如し、七日八日の兩夜は睡らざれ、十三十四十五夜も睡らざれ、月の八日十三十四十五日は食せざれ、藥及び酥・乳・麩等をば食する事を得、月別十五日五更の頭、十六の瓶水を取り、西門に行ね著け、金剛の印を用ゐ、瓶を印して呪すること一百八遍して禮拜し發願せよ、弟子某甲今佛に従て三昧陀羅尼功德の水を請けて頂と身心とに灌ぐ、三業清淨にして行願具足せんと、則ち水瓶を將て牛糞香水の壇の上に上りて、衣裳を脱去し、正東に面して立ち、水瓶を撃けて頭上に淋いで口に云へ、十方一切の佛

(二) 又法は云々
國王に心歡喜を得せしむる法。

(三) 又法は云々
聖衆の歡喜を得せしむる法。

(三) 又法は云々
梵王魔醯首羅歡喜するの法。

我某甲一切の菩薩の行願を賜與したまへと、先づ中心の帝殊羅施に従つて身心を灌ぎ、次でを以て瓶を取り灌ぎ盡して衣服を著け道場に入り行道作業せよ、行者行願を得る時、及び種々の相貌一人に向ても説く事を得ざれ、行道作業亦一人に向ても説く事を得ざれ、(二) 又法は一切の囉闍(三) 囉闍をして歡喜せしめんと欲せば、秬米乳粥を煮、道場西門に於て先づ乳粥を呪する事一千八遍、門南の頬(三) 頬より穀木柴を取り、火鑪の上に於て然て釋迦佛を請し、火鑪中の蓮華座上に坐せしめ、少し許りの乳粥を取りて、呪する事一遍して一たび火中に擲て焼け、是の如く一百八遍を満し、且起午時黄昏に作法せよ、七日を満すれば、一切の囉闍奉請し迎喚して種々に供養し大歡喜を生ず、(三) 又法は蘇合香を呪する事一千八遍して、正西門の寶火鑪の上に於て釋迦佛を請して坐せしめたてまつり、火中蓮華座上に於て、前の蘇合香を取りて呪する事一遍せよ、一たび火中に擲て焼て供養せよ、晝夜六時に作法せよ、五時も亦た得、特別に一百八遍を誦すれば、一切の諸佛、一切の菩薩、金剛天等大歡喜を生ず、七日作法せよ、(三) 又法は薰陸香を呪する事一千八遍して前に准して作法せよ、晝夜五時四時も亦た得、七日を満し已れば、一切梵王魔醯首羅大歡喜を生ず。

(二) 又法は云々
四天鬼神歡喜する
の法。
(三) 又法は云々
諸鬼歡喜する法。
(四) 又法は云々
橫病橫障口舌消滅
するの法。

(四) 又法は云々
官人歡喜するの法

(五) 又法は云々
身心の力足り冥衆
の衛護するの法な
り。

(六) 佛諸比丘云々
越三摩耶罪を説く

(二) 又法は安息香を呪する事一千八遍、晝夜四時三時、七日を滿せば、一切諸神王四大天王諸鬼王等大歡喜を生ず、(三) 又法は白膠香を呪する事二千八遍前に准じて作法せよ、七日を滿し已ぬれば一切諸鬼大歡喜を生ず、(四) 又法は白芥子と鹽とを呪する事一千八遍、自身心を摩し呪する事一遍、一たび火中に擲げ、前に准じて作法せよ、七日に滿し已ぬれば、一切の橫病一切の橫障一切の官事口舌等の事悉く皆消滅す。
(四) 又法は白芥子を呪する事一千八遍、即ち少し許りを捻て呪する事一遍して、一たび火中に擲て前に准じて作法して七日を滿しぬれば、一切の官人一切の魔醯利大歡喜を生ず。

(五) 又法は胡麻稻穀華を呪する事一千八遍、釋迦佛を請し、火中蓮華座上に坐し、少許を取り、呪する事一遍、一たび火中に擲げ供養し、二百八遍を滿し、前に准じて作法せよ、七日に滿し已ぬれば心力身心皆悉具足し、一切の比丘比丘尼菩薩摩訶薩衆諸天善神常に隨て衛護せん、(六) 佛諸比丘に告ぐ、三曼荼羅大道場に入らざるもの、爲めに此の三昧陀羅尼呪印を説く事を得ざれ、聽聞する事を得ざれ、法を見る事を得ざれ、若し説く事をなせば當さに地獄に墮すべし、その法を聽くもの愚癡の報を得ん、輒す

(二) 自ら會て云々
其所にて印を作す
とを得ざれ。

く法を見るものをば鬼神瞋訶す、(二) 自ら會て三味道場に入ると雖も、若し心を用ゐる法を護り命を輕せず露處にして印呪法を作すものは、惡鬼神の爲めに便を得る所となる、若し能く至誠堅固に受持するものは一切諸天身に隨て護を爲さん、是れ陀羅尼法の日に霜を照らすが如く、火の衆物を燒くが如し、一切山の中須彌を勝れたりとなす、此の經も亦た爾なり、諸經の中に勝れたり、一切水中に大海を最となす、この經も亦た爾かなり、諸經中の最なり、一切の星の中には月天を勝れたりとなす、此の經も亦た爾なり、諸經の中に勝れたり、一切の聖中には諸佛第一なり、此の經も亦た爾かなり、一切經の中には最も第一と爲す。爾の時に諸の比丘衆、菩薩摩訶薩、天龍八部諸の鬼神等佛の所説を聞き皆大に歡喜して作禮奉行す^{下は諸佛法を明す。}

國譯佛說陀羅尼集經卷第一終

國譯佛說陀羅尼集經卷第二 佛部卷下

唐中天竺三藏大德阿地瞿多 譯

一切佛頂の像を書く法。

一切佛頂の像は通身黄色にして赤光あり、その光の中央長短五の(一)青燄子を演べ出す、赤き單への裙を着けて脚脛を籠め映じ、黄袈裟を被て青き裏を作し、兩の膝を垂れて百寶の蓮華に坐せり、その蓮華の上に(二)單の平方寶側を著く、その側に二の赤脚あり、狀ち此の地の禮し蹲まる脚形に似たり、蓮華の上に在り、その上に青地を敷く、その青地の兩の廂に各々赤き寶臺を安き、莊るに紛帶華鬘寶錦を以て嚴飾し間錯せり、その臺子の上に各々一師子を著き、兩廂を委挾し、寶華を頂戴して佛の座を承く、その像右の手の頭指大指相捻して孔を作し、三指を豎て散し、手掌前に向ひ、左の手の頭指を右の手の大指の孔の邊に附け、大指近くが如く狀ち相捻するに似たり、中指無名指屈して掌中に在して、小指亦た豎て、右の手の掌に著け、其の像の背に、寶を以て莊れる繡枕を倚せたり。像の左右の廂に各一の菩薩あり、通身黄色にして頭冠瓔珞ありて

(一) 青燄子 子の字は燄の心無き貌
火の熾なる時は心なきなり
(二) 單の平方寶側 臺なり

(一) 華裝 重衣なり
(二) 寶緇 組み帯なり
(三) 一道 一幅なり
(四) 袂過 脚衣を著くるなり

而も青光あり、その像の兩廂の侍者の菩薩及び其の金剛の侍者も光相皆同じく青色なり、左廂に侍せる菩薩は右の手臂を屈して手に白拂を執り、左の手は伸べ下して少し曲めて脛の上に在り、手に蓮華を執り、青色の(三)華裝を以て腰脛の上に纏し、(四)寶緇を以て腰に繫け、朝霞の裙を着け、輕紗を以て籠め絡めて左の脛の邊に在り、復た(五)一道の赤色の菊華の莊裝を着け、右の脛に(六)袂過し垂下せり、外に向て紫蓮華の上に立てり、右の廂に侍せる菩薩は左の手臂を屈し、手の掌を前に顯して數珠を把る、珠二十一あり、右の手は臂を伸べて當さに髀の上にあるべし、青色の華裝を以て其の兩の脛に纏し、寶緇を腰に繫け、朝霞の裙を着け、輕紗を以て裙の上を籠め絡へり、左の脛の下に一道の綠華裝あり、横に袂して右の脛を過ぎ下し垂れたり、外に向て紫白色の蓮華の上に立てり、その兩侍の菩薩の以上(七)に於て、各須陀會天あり、通身白色にして黄被を膊に絡ひ、眞の緋裙を着け各五色雲上にあり、各々雜華を散して供養を爲す、又その兩廂の侍菩薩の後、各の四の菩薩あり、威嚴上下身を端くして正しく坐して佛の神通を助け、衆生を攝引す、その左廂の上に二の菩薩あり、共に並んで坐せり、前の一りの菩薩は通身は淺黄色にして頭に華冠あり、瓔珞項を嚴り耳に環璫なし、赤

色の圓光ありて、面を廻らして後に向ふ、狀ち後の菩薩と共に語るが如し、素白の褰を以て、右の膊カクの上より後に絞まひて左の肘の上に出て、下に向て垂れたり、左の手は臂を屈して左の膝の上に在りて臂と手は垂れ下せり、右の手は上に向て右の手の指を以て左の臂腕を承け、朝霞の裙を着け、左の膝を交へ立て白蓮華の上に坐せり、後の一りの菩薩は通身黄色にして頭に華鬘を戴き圓光あり綠色なり、緋褰を膊カクに絡ひ、合掌恭敬し、朝霞の裙を着けて脚を交へて青蓮華の上に坐せり、次下に更ひとに一りの菩薩を畫作せよ、通身黄色にして頭に華鬘あり、耳に綠環あり圓光あり赤色にして膊カクに絡ふものなし、右の手は臂を屈し、右の膊カクの上に向け、手の頭指大指を以て相捻し、その餘の三指は散し立て、身に向ふ、左の手は臂を屈す、其の臂左の膊膝の上に臨み在らしめよ、手に蓮華を執れり、而も其の華の莖臂肘の間に輔けり、華の頭シ上に向て項肩と相當れり、朝霞の裙を着けり、交脚して淺紫の蓮華上に坐せり、次下の一りの菩薩は通身黄色にして乳房を大きに作れり、頭に華鬘なく耳に白環あり、圓光あり青色にして膊カクに絡ふなし、仍て側てる身に作り、右の手に臂を屈し、右の手の大指頭指相捻して胸の上に拄へ著けよ、其餘の三指は散し立て、上に向へ、左の手は臂を伸べ

て下に向ふ、手を以て脚腓の間を拓ひらす、朝霞裙を着けて兩の膝跪かて紅蓮華の上に坐せり、其の右廂の上に二りの菩薩あり、雙並んで坐せり、前への一りの菩薩はその通身淺黄色を以て作れ、その面廻顧す、狀ち後の菩薩と共に語るが如し、頭に寶冠あり、耳に璫環なし、圓光ありて赤色なり亦た絡膊カクなし、左手は臂を屈す、其の肘左の膝腓の上に臨みあらしめよ、掌を覆せて下に向ふ、五指皆垂れたり、右の手の臂を以て左の腕の上に向ふ、頭指大指狀ち相捻する如くにして、中指を屈しその無名指を少し屈して小指を立て、上に向け、朝霞裙を着け脚を交へて紅蓮華の上に坐す、次に後の菩薩は通身黄色なり、頭に華冠あり、耳に璫環無し、圓光ありて綠色なり、赤色の褰を以て用ゐて膊カクの上に絡へり、右の手臂を屈して手に荷葉を執り、葉の中に一一に別に盛り著けて、五色の蓮華を安せり、左手臂を屈し交へたる脛の上に在り、其の手の掌中に一の青華を作せ、狀ち一一に華を擲て像の前まへにして供養するの形の如し、朝霞裙を着け、脚を交へて白蓮華の上に坐せり、次下の一菩薩は通身黄色にして頭に寶冠あり、耳に金環あり、圓光ありて赤色なり、その左の膊カクの上華鬘を貫き著れよ、鬘は右の臂の間に垂れて下も腰に至る、左の手は臂を屈して左の膊カクの上に拄へ、手掌は身に向て

て白蓮華を執れり、華と額と齊し、その菩薩の面は、仰て華を看る形の如し、右の手は臂を屈して手を以て、右の脚脛の邊に輔著けて、掌を外に向け側め、朝霞の裙を著けて脚を交へて淺紫の蓮華の上に坐せり、次下の菩薩は通身黄色にして頭に華鬘あり、圓光ありて青色なり、耳に金環あり、乳房高大なり、左の手は臂を屈して直く豎て、上に向けて肘を左の膝に著け、手に經匣を撃け、右の手は臂を屈して右の膝の上に著けて無名指を屈し、餘の四指は散して峻しき如く掌を顯はせり、朝霞の裙を著けて脚を交へて紅蓮華の上に坐せり、上來の所説の諸菩薩等の臂腕の上に皆寶釧を著く、是等は悉く是れ諸佛の眷屬なり、その像の背後に雙樹の形を畫け、樹の上に嚧醯陀迦布シユハ此に凌音、瑟波華云ふの形を畫作し樹葉に間雜せよ、その像の光の上に更らに一行の寶側を作せ、復重して成す、その寶側の上に別に一隔を作れ、隔の内に三の舍利塔を畫出せよ、砌磚を以て成じ白色の寶を以て五層の浮圖を莊れり、其の塔及び浮圖の門の中に皆化佛の形を作せ。

(一) 浮圖 舍利無
き塔婆を浮圖と云
ふ。
(二) 薩婆菩薩烏瑟
膩沙印呪を説く。

薩婆菩薩烏瑟膩沙印呪第一此に一切佛頂と云ふ。

先づ二手を仰ぎ二無名指を反し鈎して掌中に屈し、各二小指二中指を掌中に屈し、頭

指を直く舒べて頭相去ると一寸餘、二大指を開て大指來去せよ。呪に曰く、
那謨薩婆跢他揭帝標、阿囉呵蔽、三藐三菩提弊、跢姪他、輸達泥輸達泥、薩婆跋波毗輸達
彌、輸提毗輸提、薩婆達摩毗輸提、莎訶。

(二) 白月の十五日に、香湯を以て洗浴して水壇を作りて香を焼き、多少の飲食を供養し、
一切の罪を滅し、惡蟲の毒を消す、(三) 又諸病を治せんには、此の呪を以て一切の藥を
呪すべし、呪すると七遍して服せよ、腹の内の苦痛服するに隨て即ち止み惡毒消滅せ
ん。

釋迦佛心印呪第二

二の大中小の六指各豎て、頭相拄へ、二食指を以て内に向け、相又へて右左を壓せ、
無名も亦爾り、腕を開くと四寸この印觀音の心印と同じ呪に曰く、亦火頭金剛の輪印と同じ呪に曰く、
唵、薩婆悉底雞、毗輸陀羅泥、莎訶。

(四) 呪師若し十方諸佛を供養するを得んと欲ひ、一切障難を避け一切鬼病を除き、一
切病痛を治せんと欲はんものは、應に此の法を作すべし、若し鬼病あるを知らば、四
肘の水壇を作りて中心に火鑪を著き、栢樹の枝を焼き、數々に呪を誦せよ、即ち差え

(二) 白月の十五日
云々 罪を滅し惡
毒蟲を消するの法
(三) 又諸病云々
腹内の苦痛を治す
るの法。

(三) 釋迦佛心印呪
を説く。

(四) 呪師云々
障難を避け一切の病
を治するの法。

(一) 又佛心印呪を説く。

ん、若し一日して差えんば日に作法せよ、七日せば即ち差えん。

(二) 又佛心印呪第三

右の手の後の四指を以て大指を握て拳を成す、即ち是れその印なり、在の手は用ふるとなし、呪に曰く、

踰姪他、阿彌哩羼、阿濕波湯計、摩末羅摩末羅、奢摩波羅奢摩、烏波奢摩、都奴毗都奴、都例都謨例、莎訶。

(三) 若し遠道云々
遠行して疲れざる
法。

(三) 若し遠道を行かんに此呪を誦せば永く疲倦せず、若しは行道の時風吹て道を失して東西を知らず、或は鬼あり來て錯て行處を教へ、或は人馬あり死を致すの時、即ち彼處に於て石柱を立て、その石柱の上に此の呪を抄し已て一百八遍を誦すれば、若し石柱無くんば即ち旛竿を立てよ、その旛竿の上に還て此の呪を抄して一百八遍を誦すれば、諸の悪鬼神、是の呪を聞き已て、永く住するを得ず、行くに障難なし。

(三) 若し二十年云々
小兒の病を治
するの法。
(四) 呪索の中繫云々
絹に書けるな
び以て呪索の中
に結び小兒に持
せしむるなり。

(三) 若し二十年より以還、小兒の病には五色線を以て呪索を作すと五十四結、牛黄を以て之を研て墨となして、絹の片の中に於て此の呪を抄し已て、呪索の中に繫けて以て病兒の項上に繫れば即ち差えん。

(二) 又佛心印呪を説く。

(三) 又佛心印呪第四

右の手の大指、小指の甲の上を捻し、餘の三指は揃げ立て、之を開け、左の手は乃し

腰の側の上に又へて立坐す。意に任せて用ふるを得、呪に曰く、

唵、時那時那、迦羅迦羅、摩羅摩羅、娑羅娑羅、補羅補羅、曠陀曠陀、頻陀頻陀、嗚吽泮、莎訶。

(三) 若し牛馬云々
畜生の病を治する
法。

(三) 若し牛馬の諸の畜生の輩、時氣病のものあらば、牛馬駝驢驛等の毛を取て、相和して牛乳の中に著れ、日入の時より夜夜に水壇を作り、壇の中心に火鏝を著き、呪師面して北に向ひ、乳の中の毛少分を取れ、取り已て心に十方諸佛を念じ、一切衆生の爲めに苦を救ひ玉へと此の呪を誦するなり、一遍し竟て即ち水中に焼き、是の如くすると一夜に一百八遍、日に作法して七日を満し已ぬれば、國中の所有の一切の畜生の病めるもの皆差えん。

(三) 又佛心印第五

(四) 右の手の大指屈して掌に向け、餘の四指散して上に向へて立てよ、
し王の病まん時は、七日の中に於て齋を設け、四肘の水壇を作り、香華飯食百種の供

(三) 又佛心印を説く。
(四) 右の手の云々
王の病を治する法

呪は前の第二の若
心印呪に同じ。若

(二)木の末云々
木の末を前に向けて突き遣る様に投するなり。

(三)若し人云々
道を行くに怖なき法。

(四)若し人云々
頭痛を治する法。

養を壇の中に著け、その壇の中心に復た火爐を安き、呪師日日に香湯を以て洗浴し、新淨の衣を著し、道場に入て佛菩薩四天王等を喚び菩提樹を取れ、若し此の樹なくんば穀樹も亦得るなり、一百八段なり、一段ごとに一尺にせよ、一段を取り兩頭に牛乳を塗れ、その塗る法は、先づ其の末に塗り、後に其の本に塗れ、呪師面を北に向へ此の呪を誦し、都謨例トボレクに至り竟て即ち王の名を道イつて病差よといふて、然して後に口に莎訶ソツカと道ひ竟て火中に焼け、その焼く法は(二)木の末を前に向け、木の本を身に向へよ、是の如く一夜に一百八段を盡し、乃至七日すれば王の病即ち差ゆ。
若し呪師病まば、前法に依り胡麻を火焼する事一百八遍せよ、即ち差ゆ、(三)若し人遠行を欲ふに臨み、前法に依り日日に紫檀木の末を焼け、是の如くする事七日、此の法を作し竟て遠く行けば、一切の障難即ち畏るゝ所なし、若し行道の時七人より以來共に行はんに、此の法を作さば、一切の盜難鬼難にも畏れあらず。
(四)若し人頭痛せんには、前法に依て呪師香華を把り、呪を誦する事七遍して、然して後に病者に與へて嗅しめ竟て、一呪一燒二十一遍せよ、莎訶ソツカの前に病者の名字を道て病差えよと云ふて、其病即ち差ゆ、是の如くする事日日して七日に到らば即ち差えん、

(一)一切佛心印呪
を説く。

(二)若し人熱風云々
熱風病を治するの法。

(三)若し人云々
眼病を治する法なり。

(四)又法云々
及果藥を呪すれば一切無病なり。

(五)又法は云々
此の印を作せば、諸尊歡喜し一切の罪滅するなり。

一切佛心印呪第六

後の四指を掌中に反し又へて、右左を壓し、二大指を並べ、前に當て直く豎て、兩の腕に相著け、大指を以て來去せよ、呪に曰く、

那謨薩婆菩提繫ナボサボ、薩囉薩囉サロサロ、素囉素囉ソラソラ、補羅補羅ホラホラ、薩婆阿波唎多婆曳サボアボライタボエイ、莎訶ソツカ。

(一)若し人熱風病せんには、前の法に依り索を呪する事を作せ、一呪に一結せよ、二十一結して病人の項に繫けよ、白芥子を以て病人の頭を打てば、其の病即ち差ゆ、若しそれ差えずんば三日呪を誦せ、白芥子を以て之を打て即ち差えん、若し其れ差えずんば、秬米飯を取り、呪する事二十一遍して、一遍一燒して呪を誦し、莎訶ソツカの前に病者の名を道ふ、病者即ち差えん、(二)若し人眼を患へば、亦前の法に依れ、七日の中に安闍那アンジャナ此に銀鑽此に銀鑽一百八顆を以て、各呪する事一遍して火中に投じ、燒て百八遍を滿せばその眼即ち差えん。
(三)又法は一切の食及び果藥等を呪せよ、皆呪する事七遍して、然して後に之を服すれば一切病なし。

(四)又法は一切の諸の呪を誦するに、此の印を作さば、一切の諸佛菩薩賢聖並に皆歡喜したまふ、身中所犯の四重・五逆・酒・肉・五辛・邪淫の罪並に皆消滅せん。

(一) 若し怨家云々 悪人を治するの法

(二) 病を治す云々 病を治するに驗あるなり。
(三) 又一切佛心印 呪を説く。

(四) 若し呪師云々 病を治するの法。

(五) 若し人錢財云々 錢財を得んことを得るの法。
(六) 若し他と共に 論議して勝を得るの法。

(一) 若し怨家あらば、泥を以て其の形を作れ、元と大小は意に任せよ、佉陀羅木を取り、杖此に紫櫃となして用て此の人を打て、打ち已て即ち此の杖を焼き、口に恒に呪を誦せよ、その人の名を念じ、白芥子を以て火中に擲なげ置れよい一百八遍なり、悪人遠く去らん、(二) 病を治するも亦驗あり。

(三) 又一切佛心印呪第七亦は大心印 呪といふ。

兩手を覆せて食指中指を掌中に反き又へ、二大指直く伸べて身に向へて、頭相柱へ二無名指を前に向へて頭相柱へ、二小指之を舒べて無名指と相著くる事勿れ。呪に曰く、
唵、蘇薩婆悉底鷄、阿鉢囉底呵翹、底喇聖俱、莎訶。

(四) 若し呪師、若しは王、若しは臣、身に病痛なき事を得んと欲せば、前の法に依り用て一切の香を焼く事一百八遍し、并びに呪を誦せよ、即ち差えん。

(五) 若し人錢財を得んと欲せば、亦た前法に依り、面を東に向け、坐して白芥子を呪し、一呪に一焼、一百八遍せよ、所求即ち得ん、(六) 若し他と共に議論せんと欲はば、七日の中に日に青菖蒲を焼き、一呪に一焼して二百八遍せよ、即ち彼に勝る、事を得るなり。

(一) 若し人毒蛇云々 治病の法。

(二) 若し人の相愛云々 人の愛念を得るの法。

(三) 若し鬼病云々 鬼病語るを得ざるを治す法。

(四) 一切佛小心印 呪を説く。

(五) 若し云々 人を見て歡喜するの法。

(六) 若し人の鬼病云々 難治の鬼病を治する法。

(一) 若し人毒蛇に螫されば、石榴枝を呪する事一百八遍、枝を以て摩して身の下に向へ、日日に作さば蛇毒即ち差えん。

(二) 若し人の相愛念する事を得んと欲はば、白芥子を焼て一呪し一焼する事一百八遍せよ、是の如くする事七日、即ち意の如くなる事を得。

(三) 若し鬼病語るを得ずんば、白芥子を取り呪する事二十一遍して、以て病人を打て、是の如くする事七日すれば即ち能く語る事を得るなり。

(四) 一切佛小心印第八呪は前の第二 佛心呪に同じ

前に准せよ、唯し二小指を改め二無名指の上を壓せ、相拄へて之を壓せ、若し日日に此の呪を誦せば、前の人歡喜して恭敬し尊重す、(五) 若し囉闍大支彌ヲラシヤシの邊に向はんと欲はば、先づ私の房に於て護身を作し竟て、囉闍の門及び支彌門首に向て自の手掌を呪せ、七遍して以て自面を摩する事二十一遍して入れば、囉闍支彌見て即ち歡喜せん。

(六) 若し人の鬼病大に治し難くば、亦た前きの法に依て羊毛の繩總を取れ、以て牀の四脚を繫げよ、白芥子を焼き一呪一焼せよ、一百八遍、其の病即ち差えん、三日にして差えずんば七日には定んで差えん。

(一) 前の所説云々
是は行者が斷惡修
善して菩提心を發
すなり、若し然ら
ずんば驗を得ざる
なり。

(一) 前の所説の諸の佛心の法の如きは、七日の中に日日に作法せよ、此の法を作す人は、常に一切衆生を憐愍して、下も蟻子に至るまで殺生する事を得ず、偷盜邪淫妄語までに、十善を修し十惡業を斷すべし、若し作法せん時は、七日の中、初日には食を喫する事を得ず、以後の六日は喫する事を得、法の法に皆如前法と言ふは、皆水壇を作り、種々に供養するなり、上下皆通じて此の法に依るなり、若し作法せん時は、深心に無上菩提心を發し、平等に一切衆生を憐愍せよ、是の心を發すものは、意に隨て驗を得ん、若し爾らずんば驗を得ざるなり。

(二) 一切佛眼印呪
を説く。

(二) 一切佛眼印呪第九亦た佛母印と名く

二無名二小指を直く豎て、頭を合せ、二中指豎て、小し曲めて頭相拄へ、二大指並べ豎て、小し曲めて頭相拄へ、二大指並べ豎て、小し曲めて頭相拄へ、二大指並べ豎て、曲め、二頭指側を以て二大指の背を壓して頭相著けよ、呪に曰く、
唵、釋鷄三麼曳、騷咩、莎訶。

(三) 若し人云々
眼の患を治するの
法。

(三) 若し人眼を患へば華菱を取り、搗研て末となし、蜜を以て和し、研て用て鐵の頭の大さ筋の頭の如くなるを以て、藥を沾して眼中に塗れ、復た印を以て眼中の藥を印呪し、

當中に即ち差えん。

佛眉間白毫相印呪第十

(一) 佛眉間白毫相
印呪を説く。

後の二指を掌中に反け又へ、二中指を豎て頭相拄へ、二大指を並べ豎て、左の食指を以て平かに下の節を屈して、左の大指の頭を捻し、右の食指は之を曲げ開て、右の中指の背の上に於て離る、事一分許りにせよ、呪に曰く、

唵、烏鉢、汗囉泥、尼喇磨禮、阿盧計尼、烏鉢、莎訶此は是れ大心なり、又復た呪に曰く、
唵、汗囉泥、莎訶此は是れ小呪なり、

(二) 若し人あり、能く日日に供養し、印を作し呪を誦すれば、臨命終の時、眉間の光明阿彌陀の毫光の如くに相似たり。

佛牙印呪第十一

(一) 佛牙印呪を説
く。

前の佛頂の刀印に准せよ、唯し改めて右の中指を以て屈して掌の内に入れ、左の中指少しき曲げ豎てよ、呪に曰く、
唵、舍都囉鉢囉末駄囉曳、莎訶。

(二) 四肘の水壇を作り、二三肘に作る事も亦た得、用に中る事を得、白芥子七寶等の物

(四) 四肘云々
病
を治するの法。

(二) 又此印云々
牙齒の痛きを除く
法。

(三) 又一切佛眼印
呪を説く。

及び一切の物を以て、皆壇中に置き、次に呪索を作れ、一呪一結して三七結を成じて、病人の項に繋げ、臂の上にも亦得、その病即ち差えん、(二) 又此の印を以て水を印して之を飲めば牙齒の痛きを除かん。

(三) 又一切佛眼印呪第十二釋迦眼印

後の二指を掌中に反むけ又へて、二中指を曲げ立て、頭相拄へ、直く立て、二大指を並べて、二頭指の下の節を平かに屈して、二大指の上を壓し、頭をして相拄へしめよ、兩の腕を相著けよ、呪に曰く、
唵、釋鷄三麼曳、囉咩莎訶。

(三) 若し此の法を作し、日に供養せば、佛菩薩を見たてまつらん、(四) 命終の後、生生の處常に天眼を得ん。

(五) 佛跋折囉一切毒蟲印呪第十三

二小指を掌中に反け又へ、二無名指亦た相又へて、指の頭虎口に於て出せ、二中指立て、頭相拄へ、二大指を立て、頭指を小屈せよ、中指の外の上節に於て相當て、去る事一分許りにして呪せよ、呪に曰く、

(三) 若し此云々
佛菩薩を見るの法
(四) 命終の後云々
後世に常に天眼を
得るなり。
(五) 佛跋折囉一切
毒蟲印呪を説く。

唵字波羅字婆羅、浮陀跋折囉、阿鉢囉底呵謬、鳴咩咩、莎訶。

(一) 是の法は云々
諸病を治するの法

(二) 若し人の身上
云々時氣病を治
するの法。

(三) 若し病者云々
病者の齋上齋下に
由りて印する法を
異にするなり。

(四) 又佛跋折囉印
呪を説く。

(一) 是の法は印呪は、能く一切の毒蟲に嚙まれたる所を止む、又諸病を療す、若し作法せん時は、一の小壇を作て、香を焼き華を散らし飲食を以て供養して此の印呪を作し病人の身を印せよ、その病即ち差えん、并に病人を印して護身し結界せよ、(二) 若し人の身上に諸の惡瘡時氣病あらば、印を以て之を印せよ。その瘡熱病除差せざることなげん、(三) 若し病者を印せんには、齋以上の病は其の病む處に隨て皆印を用ふべし、若し齋已下は印を用ふる事を得ず、但し柳枝を以て之を打つも妨げなし。

(四) 又佛跋折囉印呪第十四

前の帝殊羅施の印に准せよ、唯し二頭指を改め開て小し頭を曲めよ、呪に曰く、
唵、俱囉彈那、鳴咩咩、莎訶。

小水壇を作して種々の香華飯食を供養し、安息香及び薰陸香を燒きて餘の香を用ゐず、先づ乾ける灰を以て刀を磨する事七遍せよ、水を用ゐて磨せされ、復た水壇を作れ、縦廣四肘にせよ、八歳二十五歳の兒を以て香湯を以て洗浴せしめ、新淨の衣を著せしめ、壇の東畔に在て、面を西に向て坐せしめ、呪師刀を把て眉間の上に當て、壇の

(一) 又一切佛跋折囉印呪を説く。

西の畔りに在りて面を東に向へて坐して數々呪を誦せよ、作法せんと欲するに隨て、刀の上に於て現せん、呪師は見ず、唯し小兒のみ見ん。

(二) 又一切佛跋折囉印呪第十五

左の大指を以て小指の甲の上を捻し、右の大指を以て孔の中に内れ過して、餘の四指を以て左の大小指を握り、その右の大指の頭は顯して上に向へ、左の食中指無名指は直く立て、散し舒べよ、是れ相德佛の印なり唯し改めて右の食中無名の三指を以て、散して右の掌の背并に大指の頭を握れ、呪に曰く、
唵、跋折囉脂醯森、莎訶。

(三) 鬼病及び一切の障惱を除却するの法。

(一) 一切の鬼病を治す、白月五日に、三廻呪を誦せば即ち罪を滅する事を得ん、一廻に呪を誦する事二十一遍、一百八遍、一千八遍、意に任せて誦する事を得ば、悉く能く一切の障惱を除かん。

(三) 一切佛棒印呪を説く。

(三) 一切佛棒印呪第十六

後の三指を掌中に反け又へ、二大指を並べ立て、頭指を離る、少し許り、二食指頭相拄へ、曲げて大指の頭を壓せ、頭少し許り大指に著る事なかれ、呪に曰く、

唵摩黎摩黎、摩唎尼、馱囉馱囉、鳴鉢泮、莎訶。

(一) 鬼病云々、鬼病を治するの法。
(二) 一切佛刀刺一切鬼印呪を説く。

此の印を以て一切(一)鬼病を打てば、其の病即ち差えん、作すもの皆驗あり。

(三) 一切佛刀刺一切鬼印呪第十七

後の二指を掌中に反け又へ、二中指を直く立て頭相著け、右の大指を掌中に屈し、次に左の大指を以て右の大指を壓して頭を藏せ、次に右の食指を以て左の大指を壓して自ら頭を藏せ、次に左の食指を以て右の食指を壓して亦頭を藏せ、腕を合せよ、呪に曰く、
唵渴伽囉末拏、鉢囉摩達那且、擣馱耶、莎訶。

若し座禪せんと欲は、結界する事三廻、印を以て右に轉じて呪を誦する七遍せよ、亦た一切鬼神の病をも治す。

(三) 淨王佛頂印呪を説く。

(三) 淨王佛頂印呪第十八 亦た阿闍佛頂印名くる也

後の三指を掌中に反け又へ、曲げ雙べて頭指頭相拄へ二大指を並べ、前に當て、頭指を去る事少し許り、相著けしむるなかれ、大指來去せよ、呪に曰く、
那謨薩婆突羯羆、鉢唎輸達那囉闍夜、踰他揭踰夜、阿囉訶羆、三藐三菩陀夜、踰娃他、輸達泥輸達泥、薩婆波跋毗輸達泥、輸提毗輸提、薩婆達摩毗輸提、莎訶。

(一) 是の法云々、無量罪を滅するの法。
(二) 若し人云々、惡鬼を遠くるの法。
(三) 若し病云々、治病の法。

(四) 若し婦人の産に云々、難産を治するの法。

(五) 白月の十三日云々、鬼賊惡人を縛するの法。

(六) 鉢頭摩婆薩婆佛頂印呪は蓮華德佛頂印呪を説く。

(七) 毗摩羅婆薩婆佛頂印呪は無量德佛頂印呪を説く。

(一) 是の法の印呪は、若し人あり、能く白月の十三日に於て、香湯を以て洗浴し、香を燒き供養して至心呪を誦すれば、無量の罪を滅す、(二) 若し人あり能く日に誦すれば一切の惡鬼敢て來り近かず、又一切の病を治す、(三) 若し病を治せん時、先づ此の呪を以て白芥子を呪し、呪する事七遍し已りて四方に散せよ、即ち結界となる、結界して以後は病を治するに驗あり。

(四) 若し婦人の産に、産し難く出でずんば、此の印を以て麻油の器の上に印し、呪する事三七遍して油を將つて齋を摩せよ、呪を誦せば即ち出でん。

(五) 白月の十三日香湯を以て、洗浴し香を燒き供養し呪を誦し罪を滅せば、即ち能く鬼・惡人及び賊を縛するを得ん。

鉢頭摩婆薩婆佛頂印呪第十九

その印と前の金輪印と同じ、唯改めて二大指を以て來去せよ、呪に曰く、
唵鉢頭、摩跋路枳瓶、瑟囉、嗚呼。

毗摩羅婆薩婆佛頂印呪第二十 此に無量德佛といふ

月天印に准せよ、唯改めて二食指は中指の中節の文にあり、指頭内に向け出す事少し

許り、大指來去せよ、呪に曰く、

唵、輸嚕達囉囉迦帝閣、婆塞羯羅、鉢羅婆、臆醯醯醯、婆伽梵、莎訶、囉但那。

尸緊雞佛頂印呪第二十一 此に尸檀總といふ

馬頭牙印に准せよ、唯し改めて二大指を屈し掌に入れ、二中指を以て屈して二大指を壓せ、頭指來去せよ、呪に曰く、

唵、毗盧枳尼、娑囉婆囉、徒囉徒囉、素嚕素嚕阿盧枳尼、毗盧枳尼、阿婆婆娑耶、莎訶。

毗婆尸佛頂印呪第二十二

兩手腕を合せ、兩手の頭指及び無名指小し曲げて相又へて頭甲の際に至れ、兩つの小指直く豎て、頭相拄へ、二大指並べ豎て、頭相拄へ二中指を開き、直く豎て二大指來去せよ、呪に曰く、

唵、吠囉駄囉、娑伽囉那、俱嚴鼻囉、羯吒羯吒、末吒末吒、阿毗舍阿毗舍、莎訶。

因陀囉達婆闍佛頂印呪第二十三 此に相德佛といふ

金剛王印に准せよ、惟し改めて二食指を屈し、各大指の頭を壓し、食指來去せよ、呪に曰く、

(一) 尸緊雞佛頂印呪を説く。

(二) 毗婆尸佛頂印呪を説く勝觀佛の印なり。

(三) 因陀囉達婆闍佛頂印呪を説く。

那謨賢若夜、唵、社囉羅婆悉、什囉羅什囉羅、末吒末吒、畔闍畔闍、阿毗舍阿毗舍、鳴鉢
泮、莎訶。

(二) 北方相德佛頂
印呪を説く。

(二) 北方相德佛頂印呪第二十四

左の中指を以て小指の頭を捻し、右の中指を以て下より上に向け、孔の中に内れて過して餘の四指を以て、左の大小指を握れ、その右の中指の頭、虎口より出し、左の食中指無名指を直く立て、散し舒べて、左の頭指來去せよ、呪に曰く、
唵、跋折羅益難、莎訶。

(三) 若し人云々
滅罪の法。
(四) 藥師瑠璃光佛
印呪を説く。

(三) 藥師瑠璃光佛印呪第二十五

左右の手の頭指以下の八指を以て、反し又へて掌中に入れ、右左を歴し、兩の腕相去る事五寸許り、二大指を以て來去せよ、呪に曰く、
唵、呼盧呼盧、戰馱利、摩撻祇莎訶。

(四) 是の法の印呪
云々、難産を治す
るの法。

(四) 是の法の印呪は、若し人等あらんに、諸の罪障多く、及び諸の婦女難月産厄に、禍を轉じ福を求めん事を願ひ欲せば、并に鬼神の病の差え難きを患へば、五色線を以て

(二) 藥師云々、藥
師十二神將の
總呪なり。

索を呪する事を作せ、用て病人の項及び手足腰腹等の處に繫けよ、仍は藥師佛像の一軀を作れ、藥師經一卷を寫し、庵一口を造り、五色を以て四十九尺を成じ、又復た四十九燈を然さしむ、燈は七層に作り形車輪の如し、像の前に安置し、又四十九頭を放生せしめ、然して後に與めに五色の呪索を作り、呪索の法を作せ、線を得て未だ撻らざるに即ち名香を燒き、發願し已りて呪する事四十九遍、香煙熏じ竟れ、線を撻り索を作れ、呪の聲絶する事莫れ、索を撻り作し已ては、印を以て之を挂へて更らに其の索を呪する事四十九遍して、然して後に結で四十九結を作せ、一呪一結して數足りなば即ち止みね、應に此の索を將て彼の人の身に繫くべし、又藥師經を轉ずる事四十九遍せよ、有ゆる罪障皆解脱する事を得、産に臨むの時、一も苦惱なくして即ち生じ易きを得、所生の孩子、形貌端正に聰明にして智慧あり、壽命延長にして横苦に遭はず、常に安穩なる事を得、鬼神の病立ちに即ち除斷す、(三) 藥師瑠璃光佛大陀羅尼呪に曰く、
那謨囉怛那哆囉夜耶、那謨金毗羅、和耆羅、彌佉羅、安陀羅、摩尼羅、素藍羅、因達羅、婆耶羅、摩休羅、眞持羅、照頭羅、毗伽羅、那謨、毗舍闍瞿留、毗囉囉耶、鉢囉頗、囉闍耶、跢姪他、毗舍是毗舍是、毗舍闍、娑摩揭帝、莎訶(二十一印は前印を用ふ)

(二) 維耶離 毗舍
離國なり。

是の法印呪は、佛(一)維耶離音樂樹下に在り、三萬六千人と俱なりき、及び十二神王并びに諸の眷屬天龍八部大神王、是の如く等の大衆會の中に在して是の法を説き已りたまふに、大衆皆聞て歡喜せざる事なし、是を即ち名けて結願神呪となす、若し受持する事あれば、能く身中の過去の生死の一切の重罪を抜く、復た三塗に經歷せず、九横を免離し衆苦を超越す、十方世界に處に隨て安樂にして自在無礙なり、法是の如くなるべし、若し善男子善女人等、是の神呪を受持讀誦せば、日夜に精勤し、香湯を以て洗浴して新淨の衣を著、諸の禁戒を保持して法の如く十萬遍を誦滿し已りて、清淨の處に就て、法の如くに地を治せよ、地を治するの法は餘壇に説くが如し、團圓に數丈の地を掘り去り、更に淨き土を以て填ち築て平ならしめよ、若し高く出る基をば最も第一と爲す、地を平治し竟りなば、淨き牛糞を以て檀香の湯に和して手掌を以て摩せよ、日に隨て而して轉せよ、地を摩する事已竟んなば、地上に千燈を布置せよ、道場の上方四方に皆種々雜寶を以て莊嚴し、綰旛蓋を懸け、寶網を以て交絡せよ、その地の面上に五色の粉を以て周布し間布して七重の院を作り、各々四門を開け、その七重の院の狀は此の地の(三)水磴風輪の如し、院院に各衆多隔子あり、一々の隔道に各寶階

(三) 水磴 水車なり。

(一) 錦繡等云々
是れ則ち打敷の證
文なり。

砌地の相を作り、其の地の中央に寶蓮華輪座の相を作る、是れ即ち名けて下方の莊嚴と爲す、一々の隔道の兩頭に燈を著き、重々隔隔に各別に燈を著いて數千蓋に滿てよ、燈を布置し竟て種々の寶瓶寶樹香華等の物を安置せよ、布置する事畢已んなば、中央の座の上に小牀子を著き、(二)錦繡等の淨物を以て、之を牀の上に敷て藥師佛の像を安置し、仍ほ前の印を用ひ、請して座主とせよ、結界辟除三摩耶の法は下の金剛軍荼利の法の如くせよ、然して後に心を安んじて種々の香を焼き、種々の華を散らし、種々の飲食華果を供養す、又酥蜜胡麻人等を焼て供養をなす、若しは一日夜、三日、七日、若しは七七晝を以て夜を兼ね、呪を誦するに數百萬遍に滿てよ、求むる所心に從ひ、無量に果を獲不至心をば除く、法は是の如くなるべし、所有の利益説く事盡すべからず、其餘の功能具さに經に説くが如し。

(三) 續驗灌頂印呪第二十六

二大指を掌中に屈し、二無名指の甲を捻し、無名指の中節相背け、二小指頭相挂へ、二中指直く立て、頭相挂へ、二頭指屈して各中指の背の上節を捻せよ、呪に曰く、
唵步三末羅、蘇摩鹽、沙訶。

(三) 續驗灌頂印呪
を説く、是の如く
せば短命のもの
延命ならん。

(一) 若し續驗を短命のものにして延命ならしむる法。

(二) 阿彌陀佛大思惟經說序分を説く

(三) 五體 兩手兩足及頭に於て全身を地に投するなり
(四) 苾芻云々 苾芻は男僧、苾芻尼は女僧、優婆塞は男の信者、優婆夷は女の信者なり。

(五) 若し四部云々 華を散し阿彌陀根本の呪を誦すれば十種の功德あり。

(一) 若し續驗を欲せば、毎日の平旦に水罐の上に於て、印を結び呪を誦する事二十一遍、自らその頂に灌ぎ還復する事舊の如し。

(二) 阿彌陀佛大思惟經說序分第一

是の如く我聞く、一時佛補陀落伽山の中に在して此には海島といふ大阿羅漢衆一千五百人と俱なりき、觀世音菩薩・大勢至菩薩摩訶薩等の五千人と俱なりき、及び諸の天龍・夜叉・阿素羅・迦魯羅・緊那羅・摩睺羅伽・人非人等前後に圍繞して佛の所に來詣し佛の所に到り已りて(三)五體を地に投げ佛足を頂禮したてまつる、已りて佛を繞ぐる事三市して却て一面に坐す、その時に觀世音菩薩、佛に白して言く、世尊若し四部の衆及び(四)苾芻・苾芻尼・優婆塞・優婆夷の一切衆生、善法を修行して阿彌陀佛の國に生ずる事を得、并びに彼の佛を見たてまつる事云何んが得ん、佛觀世音菩薩に告げて言く、若し四部の衆彼の國に生せんと欲はば、當に阿彌陀佛の印并びに陀羅尼を受持し、及び壇法を作し供養し禮拜し、方さに彼の佛の國土に往生する事を得べし、(五)若し四部の衆、衆くの華を以て阿彌陀佛に散して願を發して呪を誦すれば、十種の功德を得、何者をか十と爲す、一には自ら善心を發す、二には他をして善心を發さしむ、三には諸天歡喜す、四に

(一) 阿毗跋致 不退轉と譯す、覺り得たる位の退轉せざるをいふ。
(二) 若し四部云々 阿彌陀淨土に往生する六の内第一則

(三) 若し人云々 阿彌陀淨土に往生する第二則
(四) 若し人云々 阿彌陀淨土に往生する第三則
(五) 若し人云々 阿彌陀淨土に往生する第四則

は自身端正にして六根具足し損壞ある事なし、五には死生變じて寶池となる、六には生生世世に中國に生れ、及び貴姓の中に生れて、佛に値ひて法を聞きて邊地及び下姓の中に生ぜず、七には轉輪王と成つて四天下に王たり、八には生生世世に常に男身を得、九には彌陀佛國の七寶の華の上に生ずる事を得て、結伽趺坐して(三)阿毗跋致を成ず、十には阿耨多羅三藐三菩提を成じ、七寶の師子座の上に坐して、大光明を放て阿彌陀佛と等ふして異りある事なし、是を十種の散華の功德と名く、(四)若し四部の衆、七寶の世界中に滿てるを將持して十方一切の諸佛に布施せんよりは、一錢一華一香を以て、好心に阿彌陀佛に布施せんものにはしかじ、若しこの功德を作さば、一切諸佛菩薩金剛諸天等皆悉く歡喜し、死して阿彌陀佛國に生せん、(五)若し人燈を燃して供養すれば、阿彌陀佛國に生じて即ち天眼を得て、一切十方の世界の諸佛を見る、若し人香を以て布施し供養すれば、死して阿彌陀佛國に生じて、即ち香身を得て、身の上に香雲常に出でん、(六)若し人五體を地に投じて恭敬し阿彌陀佛を禮拜すれば彼の國に往生す、(七)若し人香華衣食水壇等を將以て、種々に供養し、彼の佛を念すれば、彼國に往生して、即ち香華衣食を得ん、若し人香華衣食等を以て供養せざれば、彼の淨土に生

(一) 若し轉輪王云々
土に往生する第五淨

(二) 若し善男子云々
阿彌陀佛の淨土
に往生する第六則
(三) 奢摩他 禪定
に入りて驗あるこ
ろに
(四) 阿彌陀佛國云
々 佛像を作るに
は御衣木加持をな
すべきことを下に説
くなり
(五) その像云々
像を送るの法を示

する事を得と雖も、香華衣食等の種々供養の報を得ず、(一)若し轉輪王十萬歳の中に四天下に滿ち、七寶を十方の諸佛に布施せんよりは、苾芻・苾芻尼・優婆塞・優婆夷等一彈指の頃坐禪して、平等の心を以て一切衆生を憐愍して、阿彌陀佛功德を念ずるには如かず、(二)若し善男子善女人阿彌陀佛の陀羅尼を誦持し、並びに印等を作して日に供養すれば、即ち五逆四重恒河沙數の生死の重罪を滅除する事を得ん、若し(三)奢摩他の驗を得て、(四)阿彌陀佛國に生ずる事を得て男子の身と成り、端正聰明にして七寶に坐し、天眼天耳等の通を成就し、及び天の衣服を得て佛と異りなからんと欲は、當さに阿彌陀佛の像を作るべし、(五)その像を造る法は、先づ香水を以て地に泥て壇を作り一二三の好き巧畫師を喚んで、日に洗浴せしめ、その畫師の爲めに八齋戒を受けしめ、呪師も身亦た日に洗浴して印を作し身を護り、亦た畫師の爲めに印を作して身を護り、呪師畫師並り俱もに戒を犯し、齋を破る事を得ず、五辛酒肉の物を喫せず、壇を作り中央に帳を著け、四方に飲食果子種々の音楽を著き、阿彌陀佛を供養したてまつる、その畫師は白淨の衣服を著け、種々の彩色を用ひ、薰陸安息等の香汁を以て之を和せよ、皮膠を用ふるを得ず、呪師は壇の外に坐して面を西に向け、畫師は而を東に

(一) 阿彌陀佛云々
此の印を法身の印
となす。

向け、呪師の前に一の香爐を著き、種々の香を燒き、及び諸の華を散せよ、夜は即ち燈を燃し、呪師は阿彌陀佛の身印を作て、陀羅尼を誦して曰く、
那謨阿嚩耶、阿彌陀婆耶、但他揭路夜、阿囉訶底、三藐三菩提夜、跢姪他、唵阿蜜哩瓶、訶那訶那、薩婆波跋尼、陀訶陀訶、薩婆波跋尼、鳴泮泮泮、莎訶。
次に畫師佛像を畫く、法用中央に阿彌陀佛を著け、結跏趺坐せり、手に(一)阿彌陀佛の説法の印を作せり、左右の大指・無名指、頭各相捻して、右の大指無名指の頭を以て、左の大指無名指の頭を壓せ、左右の頭指・中指・小指をば開き立てよ、佛の右廂には十一面觀世音菩薩の像を作せ、左廂は大勢至菩薩の像を作せ、佛の上には寶殿を作せ、皆七寶を以て成する所なり、殿下には七寶の帳を作せ、悉く七寶の瓔珞を以て成する所なり、その寶殿の上に三箇の大寶珠玉を畫作せよ、一一の寶の上に五色の光を出せ、その光の上に於て化して寶殿樓閣を爲す、その寶殿の中に佛菩薩を作す、その阿彌陀佛は七寶の高座に坐したまへり、その高座の上に七寶の蓮華を作せ、阿彌陀佛その華の上に坐したまへり、其の内院の四角には四の七寶樹を作せ、その佛の内院の四邊には四の七寶殿を作せ、その寶殿の上に各七寶あり、一一の寶の上より五色の光